

報告書(案)に対する 意見募集の結果について

平成24年12月21日

電波有効利用の促進に関する検討会 事務局

電波有効利用の促進に向けた検討会 報告書(案)に対する意見募集の結果

1. 実施期間

平成24年11月17日（土）～12月7日（金）

2. 意見提出者(提出順) 合計70者

【電気通信事業者（9者）】	スカパーJSAT（株）、UQコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、ソフトバンクモバイル（株）・ソフトバンクテレコム（株）・ソフトバンクBB（株）※注1、Wireless City Planning（株）、（株）ウィルコム、KDDI（株）、イー・アクセス（株）、（株）ハートネットワーク
【放送事業者（7者）】	日本放送協会、（株）テレビ東京、（株）テレビ朝日、関西テレビ放送（株）、日本テレビ放送網（株）、（株）ジャパン・モバイルキャストィング、（株）フジテレビジョン
【メーカー（13者）】	TOA（株）、マスプロ電工（株）、日産自動車（株）、Itron Inc.、クアルコムジャパン（株）、トヨタ自動車（株）、エリクソン・ジャパン（株）、富士通（株）、モトローラ・ソリューションズ（株）、アイコム（株）、パナソニック（株）、（株）日立製作所、他1者
【その他（17者）】	地域WiMAX推進協議会、（一社）日本アマチュア無線連盟、（一財）テレコム先端技術研究支援センター、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本自動車研究所、ブロードバンドワイヤレスフォーラム、YRP研究開発推進協会、（公社）自動車技術会 ワイヤレス給電システム技術部門委員会、（一社）情報通信ネットワーク産業協会、（一財）移動無線センター、（株）国際電気通信基礎技術研究所、（一社）電子情報技術産業協会、エムシーアクセス・サポート（株）、登録証明機関協議会、他3者
【個人（24者（190名）※注2）】	

※注1 3社連名で提出(1者とカウント)

※注2 個人の連名(167名の連名)で提出された意見を1者とカウント

3. 提出された意見

別紙のとおり。

提出された意見と検討会の考え方(概要)

「まえがき」に対する主な意見

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
まえがき その他(1)	1. 各種無線システム間のバランスについては、震災以前から志向されている電波の経済的価値の追求や、電波産業拡大のための周波数の再配分といった議論からは見落とされがちな論点であるため、震災を契機とした電波利用に対する認識の変化を踏まえ、引き続き、検討の深化を要望する。【日本民間放送連盟】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(1) 免許局の規律の簡素化 電気通信事業者(6) メーカー(2) 個人(14)	1. 携帯電話基地局等の無線局への包括免許の適用拡大について、報告書（案）に賛同する。【クアルコムジャパン、NTTドコモ、イー・アクセス、富士通】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. 法規の整備の際にはバックホールも含めた携帯電話基地局を構成するすべての無線設備に対して包括免許の適用を検討すべき。【クアルコムジャパン】	携帯電話基地局等とその性質が異なるため、今回の包括免許の対象ではありませんが、頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	3. 一部の無線局では包括免許の対象になる周波数と対象にならない周波数の設備が併設・共用されることが想定されますが、対象とならない周波数の設備が個別免許となることにより必要な手続が二重に発生することを回避する等の配慮を要望する。その上で、一定の周波数移行が進んだ場合には、早期に包括免許の対象として頂くことを希望する。【NTTドコモ】	包括免許と個別免許の無線局が設備を併設・共用する場合については、それぞれの免許で別個の手続きを要することとなりますが、頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	4. 電波利用料において、広域専用電波を使用する移動局と携帯電話基地局は既に同じ料額となっているため、免許の取扱いも同等とするべき。広域専用電波の帯域はすべての無線局の包括免許化及び無線局種別の簡略化することを要望する。 【ソフトバンク※注3、ウィルコム】	単に電波利用料の料額が同額であることは、免許の取扱いを同じくする理由とはならないものと考えます。
	5. PHSについても同様に包括免許の導入等を要望する。 【ウィルコム】	携帯電話基地局と同様の性質であるBWA基地局及びPHS基地局についても含むことが明確になるよう「等」を追記します。
	6. 異なる衛星系業務・システム間の横断的な利用に向けた制度整備の検討について、報告書（案）に賛同する。【スカパーJSAT】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。

※注3 ソフトバンクとは、ソフトバンクモバイル・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクBB、Wireless City Planningとする。以下同様。

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(1) 免許局の規律の簡素化 電気通信事業者(6) メーカー(2) 個人(14)	7. アマチュア無線局の手続の簡素化について、報告書（案）に賛同する。【個人】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	8. アマチュア無線局の手続の簡素化の対象として、技術基準適合証明を受けていない無線設備を加えることを要望する。【個人】	自作した無線機等、技術基準適合証明を受けていないものは、工事設計の審査とともに、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認が必要であるため、手続の簡素化の対象として検討しておりません。
	9. 工事設計書の提出という概念を撤廃すべき。【個人】	無線局の免許申請は、工事設計が電波法第三章の技術基準への適合性を審査することとされており、報告書（案）の手続の簡素化を行う場合であっても審査を行うこととなります。
	10. 200Wを超えるアマチュア無線局について、技術適合基準に合格した無線機に交換する場合は200W以下の無線局と同様変更検査の省略を要望する。【個人】	空中線電力200W超の無線局は、他の無線局への混信等の影響が大きいことから、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認していくことが必要と考えられますので、簡素化の対象として検討は行っておりません。
	11. 違法な空中線電力での運用を行った無線局及び従事者の免許の取り消し及び5年以上の無線従事者国家試験受験資格停止処分を行う等の「違法局に対する罰則の強化」を行うべき。【個人】	罰則強化に関する御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(2) 免許不要局の運用の効率化 メーカー(1) その他(1) 個人(2)	1. 報告書（案）に賛同するが、開発技術を国内事業者が率先して製品化・実用化し、電波行政上効果を生むような施策も必要である。【国際電気通信基礎技術研究所】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	2. 2.4GHz帯のCH14について、一層の有効利用を促進する制度の検討が望ましい。【国際電気通信基礎技術研究所】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	3. 欧米諸国では5GHz帯の新周波数の割当ての議論が始まっており、我が国もこれらの動きに遅れないよう検討を開始すべき。【クアルコムジャパン】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	4. 特定の周波数を独占的に使用できる権利を持っている事業者が数少ない免許不要な周波数帯を使うことを許すのであれば、原案で提示されている免許不要局の運用の効率化を検討する前に利用者からみて公平な利用施策を考慮する必要がある。【個人】	一般的に、トラヒックのオフロード対策として、無線LANを活用することは、携帯電話のための周波数帯域のひっ迫に伴う将来的な追加割当の頻度やその帯域の節約に資すると考えられ、結果的には無線局免許人全体の受益に資すると考えられます。 また、報告書（案）においても提示している5GHz帯の利用促進等に、携帯電話事業者等を含め公衆無線LAN設置事業者等が率先して取り組むことで、結果的に一般利用者の使用する2.4GHz帯無線LANの効率的な運用にも貢献することとなると考えられます。

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(3) 周波数再編の加速 電気通信事業者(4) 放送事業者(1) メーカー(3) その他(2) 個人(3)	1. データ・トラフィックの増加に対応するため、更に周波数再編を行い新たな周波数を携帯電話システムに割り当てることが重要である。【エリクソン・ジャパン】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	2. ホワイトスペースについてはあらゆる面から効率的な利用を促進し、ブロードバンドへの適用を検討すべき。【クアルコムジャパン】	ホワイトスペースの活用については、技術面、運用面の検討等を、総務省において着実に実施しているところです。
	3. 現状の周波数再編方策だけでなく、二次利用のような運用面での方策も含めて検討することを要望する。【電子情報技術産業協会】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	4. 800MHz帯のFPUは、FPUと同じ免許人である地上テレビジョン放送事業者の帯域（エリア的に空いているホワイトスペース）へ移行すべき。地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、当該放送帯域を更に圧縮して52CH から42CH 以下に再リパックして470～650MHzを利用し、空いた10CH 分の周波数を他のひっ迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべき。2. 3GHz 帯をBWA 等の移動通信用途とするべき。【ソフトバンク、ウィルコム】	FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成22年11月）、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果（平成23年7月）及び周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定版）において、意見募集の結果を踏まえ、更に電波監理審議会の答申を受けて決定したものです。 その他の御意見につきましては、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	5. 1800kHz帯、3.5MHz、3.7MHz及び3.8MHz帯について、アマチュア業務への周波数割当てを要望する。【個人】	今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	6. テラヘルツ波の利用を促進するため、電波天文や地球探査業務との周波数のハーモナイゼーションを進めるべき。【国際電気通信基礎技術研究所】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(3) 周波数再編の加速 電気通信事業者(4) 放送事業者(1) メーカー(3) その他(2) 個人(3)	<p>7. 周波数の移行にあたっては、移行先周波数帯での他の無線システムとの干渉や、移行先周波数帯に対応した新たな無線システムの開発・製品化など、技術的課題や期間の十分な検討が必要である。移行完了までの現行周波数帯の共用期間において、既存の無線システムの運用に支障を与えないよう、新規の無線システムの免許人に十分な配慮を要望する。【日本放送協会】</p> <p>8. 免許人は退出を求められた際に補償額をあらかじめ宣言し、その額に比例して毎年電波利用料を払うという仕組みが提案されている。インセンティブオークションやこの提案の新しい仕組みなどを、政府として真剣に検討し、周波数再編をいっそう加速することを要望する。【個人】</p> <p>9. 自営系・公共系システムのデジタル化に当たっては、自治体等の財政状況が大きな課題となっているため、自治体が負担する導入費用や保守運用経費を低減させる施策を第一に検討すべき。【モトローラ・ソリューションズ】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>本報告書におけるデジタル化の支援策により、補助の対象となる自治体における防災行政無線や消防救急無線の導入費用の低減が図られるものと考えています。 その際には、システムの発展性や国際規格の活用等についても併せて考慮していくことが必要であると認識しております。</p>

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(1) 新たな規格への迅速な対応 メーカー(3) その他(1)	1. 報告書（案）に賛同する。【クアルコムジャパン、エリクソン・ジャパン、モトローラ・ソリューションズ】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. デモンストレーションの場合、一定の基準により基準認証、免許局を取得しなくても電波が出せるように要望する。【情報通信ネットワーク産業協会】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 なお、一般的に、微弱を超えない電波を出す無線局その他電波法上免許不要とされる無線局以外については、電波を発射するに当たり他の無線局との干渉等の可能性があることから、免許不要とすることについては、慎重な検討が必要と考えられます。 なお、実験試験局の免許を取得することにより、無線でデモンストレーションを実施することは可能です。
	3. 特に既存技術基準の簡素化を検討すべき。原案を「可能な範囲で、スペクトラムマスクによる規定および既存技術基準の見直しも含めて、効率的な方法を検討すべきである。」とすべき。【エリクソン・ジャパン】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 なお、今後の技術基準の策定に際しては、規定する項目についても検討され、必要に応じて、既存技術基準の見直しも行われることから、原案どおりいたします。
	4. 電波法関係審査基準等にある目的別・用途別等の詳細な割り当て区分についても大括り化を早急に検討すべき。【モトローラ・ソリューションズ】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
(2) モジュール化の進展への対応 その他(1)	1. 特定無線設備の表示について、現在、総務省令で規定している表示の大きさの寸法(最小寸法、直径3ミリメートル以上)の規定の撤廃等を要望する。表示制度は、電波監理上において極めて重要なものであり、関係団体の意見等を踏まえ、電波法令において明確に規定することが望ましい。【登録証明機関協議会】	頂いた御意見を踏まえ、総務省において検討していくことが適切と考えます。

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(3) 自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 放送事業者(1) メーカー(2) その他(2) 個人(3)	1. ワイヤレスマイクのような、公共的・社会的ニーズが高い用途の無線設備に関しては、今まで通り、第三者機関による、認証・証明制度が妥当である。【TOA】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 自己確認制度の対象範囲の拡大に当たっては、技術基準に適合しない機器の流通が拡大するリスクが存在するため慎重な検討を行う必要があります。
	2. 技術基準適合自己確認の拡大範囲の例として、「例えば、携帯電話端末に搭載された無線LANシステム、ブルートゥース等および携帯電話基地局について対象とすることを検討することが適当である。」とすべき。【エリクソン・ジャパン】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 なお、他の無線設備を管理する制御型の無線設備については、社会的な影響等を勘案して、慎重に検討すべきと考えます。
	3. 携帯電話端末に搭載された無線LAN端末について対象とすることが示されているが、さらなる対象範囲の拡大を検討し、将来に向けて自己宣言制度への移行の検討を要望する。【情報通信ネットワーク産業協会】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 自己確認制度の対象範囲の拡大に当たっては、技術基準に適合しない機器の流通が拡大するリスクが存在するため慎重な検討を行う必要があります。
	4. 不法アマチュア無線を「アマチュア無線用機器を使用した不法無線局」に修正を要望する。原案だとアマチュア無線家が不法な行為をしているように見られ、アマチュア無線への印象を悪くしている。【日本アマチュア無線連盟】	御指摘のあった事項については、従来より、不法3悪の構成要素の一つとして不法アマチュア無線という名称を使用して不法無線局の撲滅のため、不法無線局の探査、共同取締り、周知啓発等を行っているものです。 また、この名称に関しては、社会的な認知度も高く、かつ、不法〇〇という名称は一般的に〇〇が不法であることを意味しないことから、ご懸念のような誤解を生ずる理由には当たらないと考えるため、報告書については、原案どおりとします。

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(3) 自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 放送事業者(1) メーカー(2) その他(2) 個人(3)	5. 製品試買テストを実施し、測定結果の公表・指導等を行うことは適切である。【関西テレビ放送】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	6. 微弱で免許不要と称する無線機器だけでなく、無線機器全般について流通実態調査の強化を要望する。【情報通信ネットワーク産業協会】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	7. 民間事業者のスキルアップと消費者保護のために、登録検査等事業者制度を参考にした製造・販売・据付・調整・施工・修理の業者登録制度などの検討を要望する。【個人】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	8. ISMバンドを利用した技術基準不適合機器の開設に係る摘発実績がほとんどないことから、消費者行動において技適マークの有無はないがしろにされる傾向にあると考える。 ISMバンドを利用した免許不要局がますます普遍化する中、他の無線局への影響を最小限に抑えるためには、自己確認制度によらず、少なくともISMバンドを利用した無線局だけでも技術基準不適合機器を流通段階で排除する規律の制定が早急に必要であると考えます。【個人】	「技適マークの有無がないがしろにされている」との御意見については、今後、より一層、技術基準適合証明制度の周知啓発を通じて、国民の皆様幅広く御理解と御協力をお願いしていく必要があると考えます。 また、「技術基準不適合機器を流通段階で排除する規律の制定」については、流通段階での実態調査を行い、流通製品の試買テストを新たに実施し、その測定結果を公表・指導・注意喚起し、不適合機器の流通の抑制を図ることが急務と考えます。 なお、頂いた御意見については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
9. 不適合機器であることを知りつつ販売した業者については、公表・指導・注意喚起だけではなく、なんらかの罰則も必要である。【個人】	御意見にある不適合機器の販売業者に対しての罰則については、まずは、試買テストを実施し、その効果を評価した後に検討すべきと考えます。 なお、頂いた御意見については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。	

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(4) 流通後の新技術への対応と環境負荷の低減 その他(2) 個人(1)	1. ソフトウェア無線技術の特徴を活かせるよう、柔軟な形の基準認証制度の検討を要望する。【情報通信ネットワーク産業協会】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. 第三者が行った修理の範囲を明確にする際に、「電波の質」に影響を及ぼさないように範囲を定める事で、修理後に改めて技術基準適合性の確認を行う二度手間を避けられる。また、製造業者との契約等がある第三者が行った修理について、その契約が製造業者との修理委託契約であることに関わらず、技術基準適合性の確認を行う必要がないと解釈する。【その他】	報告書（案）では、基本的な考え方を記載したものであり、詳細は、今後、関係者により検討されるものです。 なお、報告書（案）は、製造業者との契約等のない第三者について記載しているものです。
	3. 「製造業者との契約等がなく、工事設計情報の提供を受けていない第三者が、修理・検査した再生品」は、製造業者としては製造物責任（技術基準適合性を含む製造品質）を担保できない。また修理再生後の物品に関して、製造業者と契約がない第三者との責任分界が電波法以外の部分で不明確であり、一般消費者に安心・安全な製品を提供できない場合が起こることを強く危惧する。検討の前提条件となっている「製造業者との契約等がなく、工事設計情報の提供を受けていない第三者が、修理・検査した再生品」との条件自体の再考を強く要望する。【情報通信ネットワーク産業協会】	修理の範囲及び再生端末の管理手法等を明確化するため、今後、関係団体・事業者等において、ガイドラインの策定について検討することとしています。御指摘の点については、こうした検討の場で具体的に関係者間で話し合われるものと考えております。

「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進」に対する主な意見

1. 無線局の良好な受信環境の保護

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策 電気通信事業者(6) 放送事業者(1) メーカー(1) その他(1)	1. 報告書（案）に賛同する。【マスプロ電工、関西テレビ放送、NTTドコモ、KDDI、イー・アクセス】 2. 不要電波レベルを抑制するための仕組みについて、UHFブースターのフィルターの仕様等に関するガイドラインを作成し、実施することが重要である。【ソフトバンク、ウィルコム】 3. 放送用受信設備は、「電気用品安全法」において基準適合が義務付けられており、同じ目的で二重に規制が及ぶことの無いよう配慮を要望する。【電子情報技術産業協会】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
(2) 家電製品等から発生する不要電波等への対策 放送事業者(2) その他(2) 個人(5)	1. LED照明等による放射雑音は、ワンセグやマルチメディア放送等、デジタル放送受信環境にも影響を与える可能性があるため、これら機器の混信対策について早めの対策に取り組んでいくことが必要である。【関西テレビ放送】 2. AM放送より更に周波数の高いVHF帯においても干涉等の事象が確認されており、不要電波が与える混信影響の範囲を限定しない検討が必要である。【ジャパン・モバイルキャストィング】 3. 不要電波に関して、諸外国と連携しながらCISPRをはじめとする国際機関に対して積極的に規格の提案を行っていくことについて賛同する。【電子情報技術産業協会】 4. 間違った基準を設けることは国力の低下を招き未来の日本へツケを回す事になりかねないため、世界基準よりも甘い基準を設定することには幾重にも幾重にも慎重に実施することを要望する。【個人】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対する主な意見

1. 無線局の良好な受信環境の保護

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(2) 家電製品等から発生する不要電波等への対策 放送事業者(2) その他(2) 個人(5)	5. 既に「電気用品安全法」にて規制されている機器については二重規制とならないよう、整合性の配慮を要望する。【電子情報技術産業協会 他】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	6. PLCに相当する代替技術が進歩、発展しており、受信障害を伴うPLCは厳しく規制すべき。【個人】	頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。
	7. アマチュア無線に指定されている周波数にも妨害が発生しており、インバータ回路に対しての規制を厳しくすべき。【個人】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
(3) エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 個人(2)	1. 太陽光発電のインバータ回路に対しての規制を厳しくし、販売メーカーの責任の明確化を要望する。【個人】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

2. 高周波利用設備の円滑な導入

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
メーカー(3) その他(3) 個人(1)	1. 報告書（案）に賛同する。【日産自動車、自動車研究所、ブロードバンドワイヤレスフォーラム、自動車技術会ワイヤレス給電システム技術部門委員会、トヨタ自動車】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. 周波数割当を必要とする実証試験が必要になると思われるため、実験周波数割当や試験運用などの支援の検討を要望する【クアルコムジャパン】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対する主な意見

3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(1) 電波行政の見える化の推進 電気通信事業者(1) 放送事業者(1) メーカー(1) その他(1) 個人(5)	1. 報告書（案）に賛同する。また、ユーザーインターフェースも工夫し、使い勝手のよいシステムを実現を要望する。【情報通信ネットワーク産業協会、日立製作所】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 なお、「無線局等情報検索」ページに関する御意見については、今後、総務省においてホームページを作成する際の参考とさせていただきます。
	2. 公開データの範囲に十分留意し、特定企業及び個人の不利益とならないよう配慮を要望する【イー・アクセス】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	3. 保有する当該周波数を利用していないと判断することが無いように、あくまで目安の1つとして捉えるような仕組みとして位置付けるべき。【イー・アクセス】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	4. 報告者側の負担軽減についての配慮とともに、ICT技術を利用した調査方法を取り入れるなど調査方法の改善が必要である。【関西テレビ放送】	御意見のとおり報告者側の負担軽減に配慮し、今後、電子的な回答手段を導入することとされています。
	5. 3.5～3.8MHz帯における長期間利用実績の無い無線局には免許を更新すべきではない。【個人】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
(2) 無線システムの安心・安全の向上 その他(1) 個人(1)	1. 報告書（案）に賛同する。【電子情報技術産業協会】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。

「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対する主な意見

3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
<p>(3) 電波リテラシーの向上</p> <p>電気通信事業者(1) 個人(1)</p>	<p>1. 電波リテラシーの向上に電波利用料を用いることは望ましくない。【イー・アクセス】</p> <p>2. 報告書（案）は極めて適切な方針であると考え。種々の高度なシステム・サービスを想定すると「電波利用の基本的なリテラシー向上」という観点からは矮小化されたリテラシーのイメージを与えかねず、文章の改善が必要。</p> <p>また一般的な啓蒙はもとより適切な教育やリテラシーの基準や認定の推進が必要であり、例えば高等学校の教科「情報」の指導要綱に一定の教育内容を盛り込む等の具体的検討を開始する必要があることを文章として加える必要がある。【個人】</p>	<p>電波法第103条の2第4項第10号において、電波利用料の使途として、「電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」が規定されております。携帯電話トラヒックのオフロードによる電波有効利用対策の観点から、スマートフォン・無線LAN等に関する国民全体のリテラシー向上に向けた取組については、携帯電話トラヒックのオフロードによる周波数ひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものであることから、電波利用料を活用することは、電波利用共益費用の趣旨に沿ったものと考えます。</p> <p>頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、報告書（案）においては、昨今のスマートフォンの急速な普及による無線LAN利用者層・利用形態の変化等を踏まえ、利用者のより安心・安全な利用の確保や、携帯電話トラヒックのオフロードによる電波有効利用対策の観点等重要となっていること等を踏まえ、スマートフォン・無線LAN等に関する国民全体のリテラシー向上について記述しているものです。</p> <p>適切な教育やリテラシーの基準や認定の推進に関する御意見については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

1. 電波利用料の新たな活用分野

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(1) 検討に当たったの 基本認識 電気通信事業者(2)	1. 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用として位置づけられているものと認識しており、基本認識として適切である。【NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. 電波利用料の用途の拡大や歳出額全体の増加につながることはないように留意する必要がある。また、これまで電波利用料について整理されてきた考え方についても、改めて検討の対象とすべき。【イー・アクセス】	本検討会においては、共益費用である現行の電波利用料制度の趣旨を十分に踏まえ、電波利用料の活用の在り方について検討してきたものです。 なお、報告書（案）においては、検討に当たっては、一層の支出の効率化を図るとともに、予算規模等については、無線局免許人に対する影響等について配慮しつつ検討すべきであるとしています。

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

1. 電波利用料の新たな活用分野

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(2) 電波利用料制度の 使途の追加 電気通信事業者(7) 放送事業者(3) メーカー(3) その他(3) 個人(1)	1. 報告書（案）に賛同する。【テレビ東京、モトローラ・ソリューションズ】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. 電波利用料の活用について、具体的な要件が示されたことを評価する。【日本放送協会、関西テレビ放送】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	3. 電波利用料を防災無線システム等を導入促進する目的での活用を要望する。【富士通】	防災行政無線等のデジタル化への活用は、共益費用である電波利用料制度の趣旨を十分に踏まえ、周波数の効率的な利用に資する等の要件の下での実施が必要と考えます。
	4. 防災行政無線等のデジタル化支援の補助対象として、260MHz帯以外の無線システム（MCA、地域WiMAX等）についても検討すべき。【移動無線センター、エムシーアクセス・サポート、地域Wimax推進協議会、ハートネットワーク】	防災行政無線は多くの自治体が自ら整備（自営系）しており、その周波数は、150/400MHz帯に混在しています。デジタル化により、無線通信の高度化、周波数の260MHz帯への移行・集約によるシステムの統合化・共用化が図られ、これにより操作性及び自治体間の相互運用性等が格段に向上するものと考えます。 これらを踏まえ、まずは、消防・救急無線と一体で行う260MHz帯の整備に対して、支援を行っていくことが適当であると考えています。
	5. 使途の追加においては、共益費用への適合性を精査し、免許人の理解を得るとともに、免許人の負担が増えないよう要望する。【日本放送協会、関西テレビ放送、UQコミュニケーションズ、テレビ東京、NTTドコモ】	頂いた御意見については、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	6. 空いた周波数帯を将来的にどのような用途に使用するかビジョンも同時に明示することが必要である。【関西テレビ放送】	空いた周波数の活用ビジョンについての御意見は、新たな使途に係る施策の具体化に向けた検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

1. 電波利用料の新たな活用分野

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(2) 電波利用料制度の 用途の追加 電気通信事業者(7) 放送事業者(3) メーカー(3) その他(3) 個人(1)	7. 防災無線システムの技術の進展について、映像等大容量データの利活用や高度なセキュリティ対策といった具体的な言葉を入れた方がより良い。【富士通】	御指摘の趣旨については、高度化の事例として、P21（「②具体的な活用分野」の第二段落）に反映することと致します。
	8. 災害時の通信手段として、端末間通信（D2D）システムを検討することを提案する。【クアルコムジャパン】	御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	9. 消防・防災用のシステム活用は、衛星系のシステムを検討することを提案する。【ソフトバンク、ウィルコム】	衛星系のシステムは、非常時における通信手段の確保に役立つことは十分認識していますが、地方自治体等が必要とする多様な通信需要に全て応えることは困難と考えます。
	10. 電波利用料等により補助をすることで地方自治体等による自力整備がかえって進まなくなるという懸念は適切であり、電波利用料を用いるべきではない。【イー・アクセス】	防災行政無線、消防救急無線のデジタル化については、電波のより一層の有効利用に資する無線システムの導入の加速化により周波数ひっ迫対策の強化に資するものであり、無線局全体に共通の利益をもたらすものであることから、電波利用料の用途として適切であると考えています。 なお、支援に当たっては、本来自ら整備可能な自治体が支援を受けることのないよう、交付要綱等において支援の要件を明確に設定することが必要であると考えます。
	11. 一家に一台の防災行政無線を導入すべき。新たな市民無線の導入検討を要望する。【個人】	頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものではありますが、御意見として承ります。

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

1. 電波利用料の新たな活用分野

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(3) 既存の活用分野の 充実・強化 電気通信事業者(4) 放送事業者(2) メーカー(4) その他(5) 個人(2)	1. 報告書（案）に賛同する。【テレコム先端技術研究支援センター、YRP研究開発推進協会、情報通信ネットワーク産業協会、国際電気通信基礎技術研究所、富士通、日立製作所、個人 他】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. 独創的な研究開発の促進等は、放送・ICT産業の発展に必要であり、放送サービスの高度化等の促進、電波の有効利用に資する新たな無線システムの導入・普及展開の加速化を期待する。【マスプロ電工、日本放送協会、関西テレビ放送、トヨタ自動車】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	3. 電波利用料を、日本発の技術の研究開発、国際標準化専門家の育成、日本の技術を用いた製品等の海外展開支援等の幅広い分野に、戦略的な活用することを検討すべき。【富士通】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	4. 電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務に関する新たな取組は用途拡大になるため、導入するべきではない。【ソフトバンク、ウィルコム、イーアクセス】	研究開発の実施に当たっては、現行の用途の規定に基づき、研究開発対象が真に必要な事項に厳選され、常に規律を保ち厳正な支出が行われるよう評価等の取組を充実させつつ、支出の効率化についても取り組んでいくこととしています。 また実証実験の推進や、国際標準化活動については、既存の施策の運用等を見直しすべきとする趣旨であり、電波利用料の用途を拡大を意図するものではありません。

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

1. 電波利用料の新たな活用分野

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(3) 既存の活用分野の 充実・強化 電気通信事業者(4) 放送事業者(2) メーカー(4) その他(5) 個人(2)	5. 研究開発は従来通り5年以内を原則とするべき。成果等の評価についてもより透明性の高い方策で定常的に実施するなどの見直しも必要である。【イー・アクセス】	研究開発の実施に当たっては、現行の用途の規定に基づき、研究開発対象が真に必要な事項に厳選され、常に規律を保ち厳正な支出が行われるよう評価等の取組を充実させつつ、支出の効率化についても取り組んでいくこととしています。
	6. 免許不要局は電波利用料の負担がないため、この帯域の利用改善のための電波リテラシー向上に向けた取組のために電波利用料を使用することは、受益と負担の公平性の観点から著しく不公平。【ソフトバンク、ウィルコム】	本項目の趣旨は、免許不要局の帯域の利用改善を目的としたものではなく、トラヒックのオフロードによる携帯電話の周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものです。
	7. リテラシーの一層の向上や周知・広報を図ることについては、電波の適正な利用の確保よりも広い範囲となっており、電波利用料の充当は適切でない。【イー・アクセス】	スマートフォン等の無線システムについて、リテラシーの一層の向上を図ることは、携帯電話トラヒックのオフロードによる周波数ひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものであることから、電波利用共益費用の趣旨に沿ったものと考えます。

2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(1) 支出効率化に向けた方策 電気通信事業者(1)	1. 支出効率化に向けた方策に積極的な取組を要望する。【スカパーJSAT】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(2) 電波利用料額等の制度面の課題 電気通信事業者(7) 放送事業者(6) メーカー(4) その他(2) 個人(2)	1. 電波利用料を負担する側に正しく還元されるように、用途や徴収額の検討は、慎重に進めるべき。【情報通信ネットワーク産業協会】	次期の電波利用料額の見直しの検討に当たって、電波利用料財源を充てることの公平性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保することは重要であり、その旨を報告書（案）に明記しています。
	2. 地デジ対策の費用が平成28年に終了した後の電波利用料のスリム化の在り方について検討課題に追加すべき。【ソフトバンク、ウィルコム、イー・アクセス】	頂いた御意見は、次々期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	3. 周波数帯域による電波利用料徴収への一本化等、電波利用料の徴収方法等の在り方について検討が必要【UQコミュニケーションズ、NTTドコモ、ソフトバンク、ウィルコム、イー・アクセス】	頂いた御意見は、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	4. 電波の経済価値を反映する仕組みを過度に推進することがないように希望する。【テレビ東京、テレビ朝日、フジテレビジョン】	頂いた御意見は、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	5. 特性係数の見直しや新規参入事業者への軽減措置が具体的内容として挙げられたことに賛同する。【イー・アクセス】	頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	6. 放送の電波利用料に係る特性係数は適切であり、今後も維持すべき。【テレビ東京、テレビ朝日、関西テレビ放送、日本テレビ放送網、フジテレビジョン】	頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題

節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(2) 電波利用料額等の制度面の課題 電気通信事業者(7) 放送事業者(6) メーカー(4) その他(2) 個人(2)	7. アマチュア無線は無線技術の興味によって行う業務であり、制度の適用対象外とすべき。【個人】	頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	8. 一つの端末で複数の通信が利用可能な移動局の電波利用料徴収の在り方について検討課題に追加すべき。【ソフトバンク、ウィルコム、イー・アクセス】	頂いた御意見は、新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	9. スマートメーターに対する電波利用料は減免すべきであり、早急に検討を進めるべき。【Itron、クアルコムジャパン、個人 他】	頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。 なお、見直しに当たっては、他の無線局との公平性を確保しつつ、実際に電波利用料を負担する利害関係者（無線局免許人等）の意見を十分に踏まえながら、全体の中で検討を進める必要があります。このため、総務省において平成25年にオープンな検討の場を設け、スマートメーター等の料額の在り方を含めた料額の見直しの方向性について、平成25年の夏頃までに方向性を得ることとされています。
	10. スマートメーターについて、通信量が少なく占有率が低いことを勘案した電波利用料額の検討が必要である。【パナソニック】	頂いた御意見は、新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	11. 改定により料額が大幅に増加することのないよう料額を一定の水準に留める等の仕組み等についても検討を要望する。【スカパーJSAT】	頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
	12. 用途追加の歯止めとして、今後も電波法における用途の限定列举を継続するべき。【ソフトバンク、ウィルコム、イー・アクセス】	頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考されるものと考えます。

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題

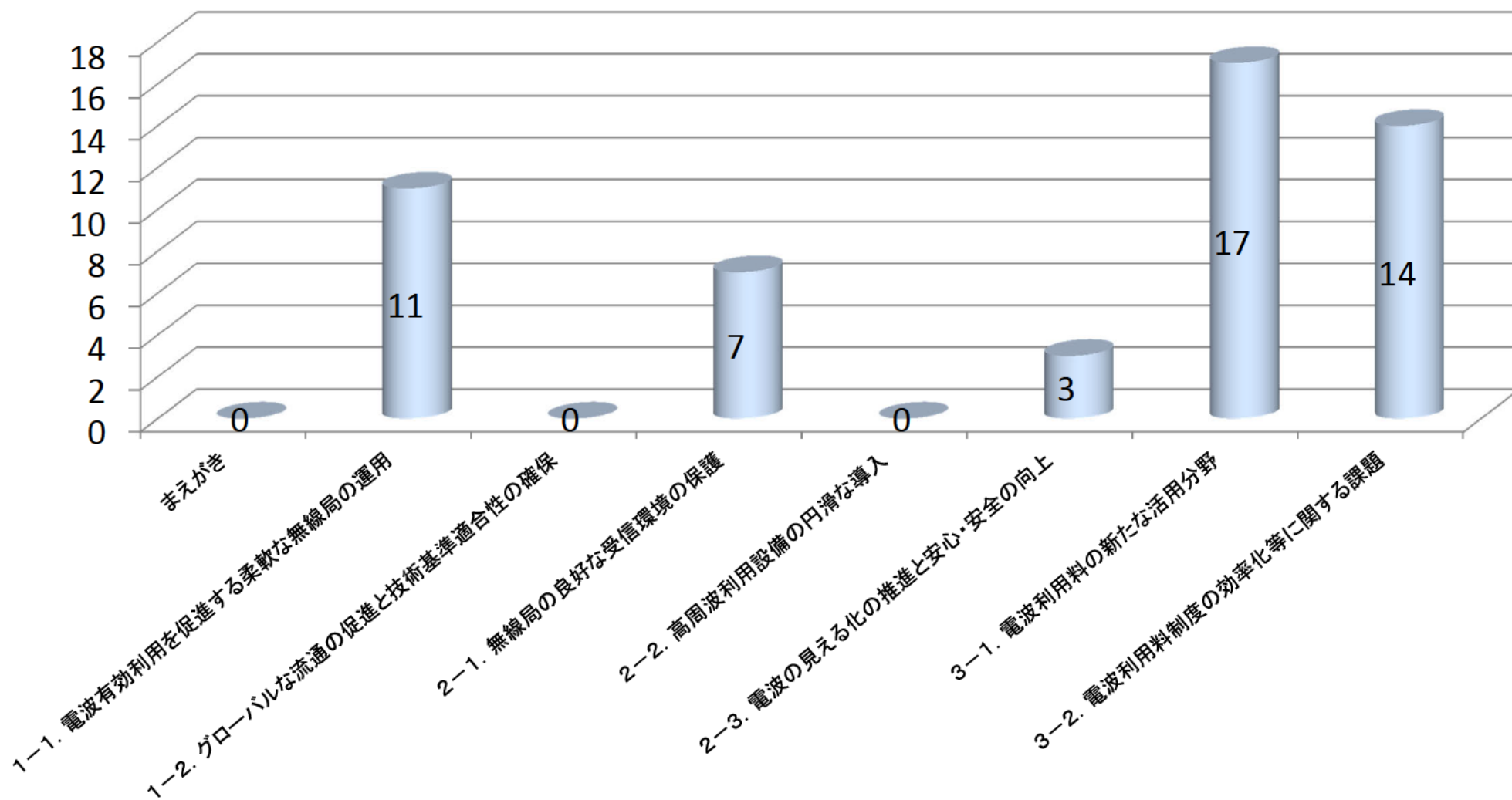
節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
(3) 電波利用料の位置付け 電気通信事業者(2) 放送事業者(2)	1. 報告書（案）に賛同する。【NTTドコモ】	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。
	2. 電波利用料は電波利用共益事務以外の支出に充てるべきではなく、一般財源化には反対する。【テレビ東京、UQコミュニケーションズ】	頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	3. 電波利用共益費用として受益者負担の原則を変えるべきではなく、「将来的な一般財源化」については、一般財源化を前提としない検討の枠組みが必要である。【ジャパン・モバイルキャストィング】	頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

その他の意見

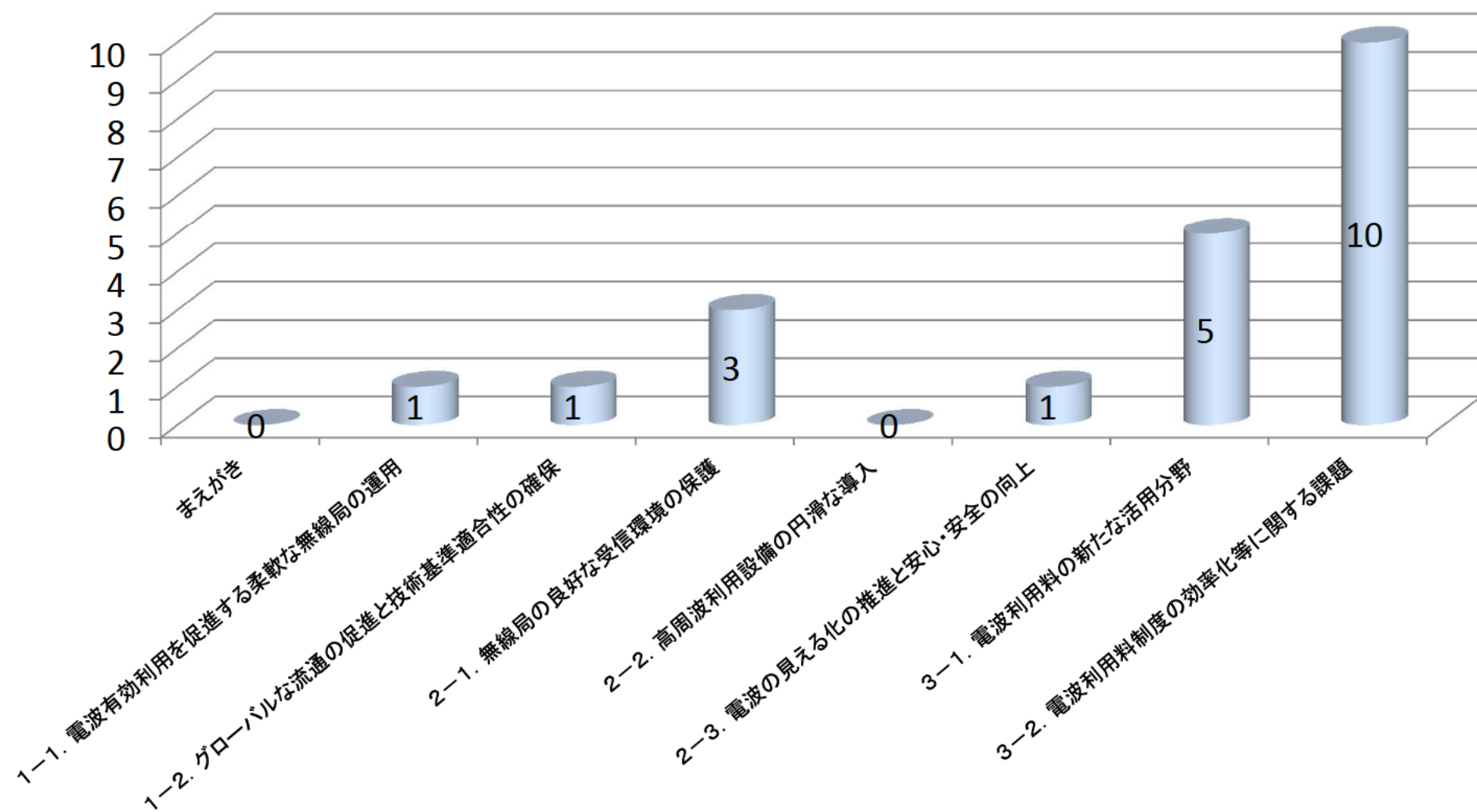
節・提出者の分類	主な意見	御意見に対する考え方（案）
メーカー(1) 個人(2)	1. 本検討会では、大規模災害への対応等のテーマは、実施されないままであった。大規模災害への対応としては、弊社が提起しているワイヤレス系によるもので、ネットワークに依存しないで、独立して全ての機能を発揮するハンディタイプのトランシーバー（無線機）が有効である。【アイコム】	本検討会において、災害時における無線システムの活用や制度見直し、整備の在り方に関する議論は数多く行われており、報告書(案)においても、「異なる衛星系業務・システム間の横断的な利用」や「電波利用料制度の用途の追加（防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進）」等の提言の形で反映されております。
	2. 電磁波による人体への影響と法整備及び脳スキャンによる倫理に関する法整備このより分かりやすい国民への開示。【個人】	頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。
	3. 今後、同様の検討会が構成される際には、アマチュア無線局の代表として「日本アマチュア無線連盟」の推薦する者を含めるべき。【個人】	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

各事業者等からの意見の傾向

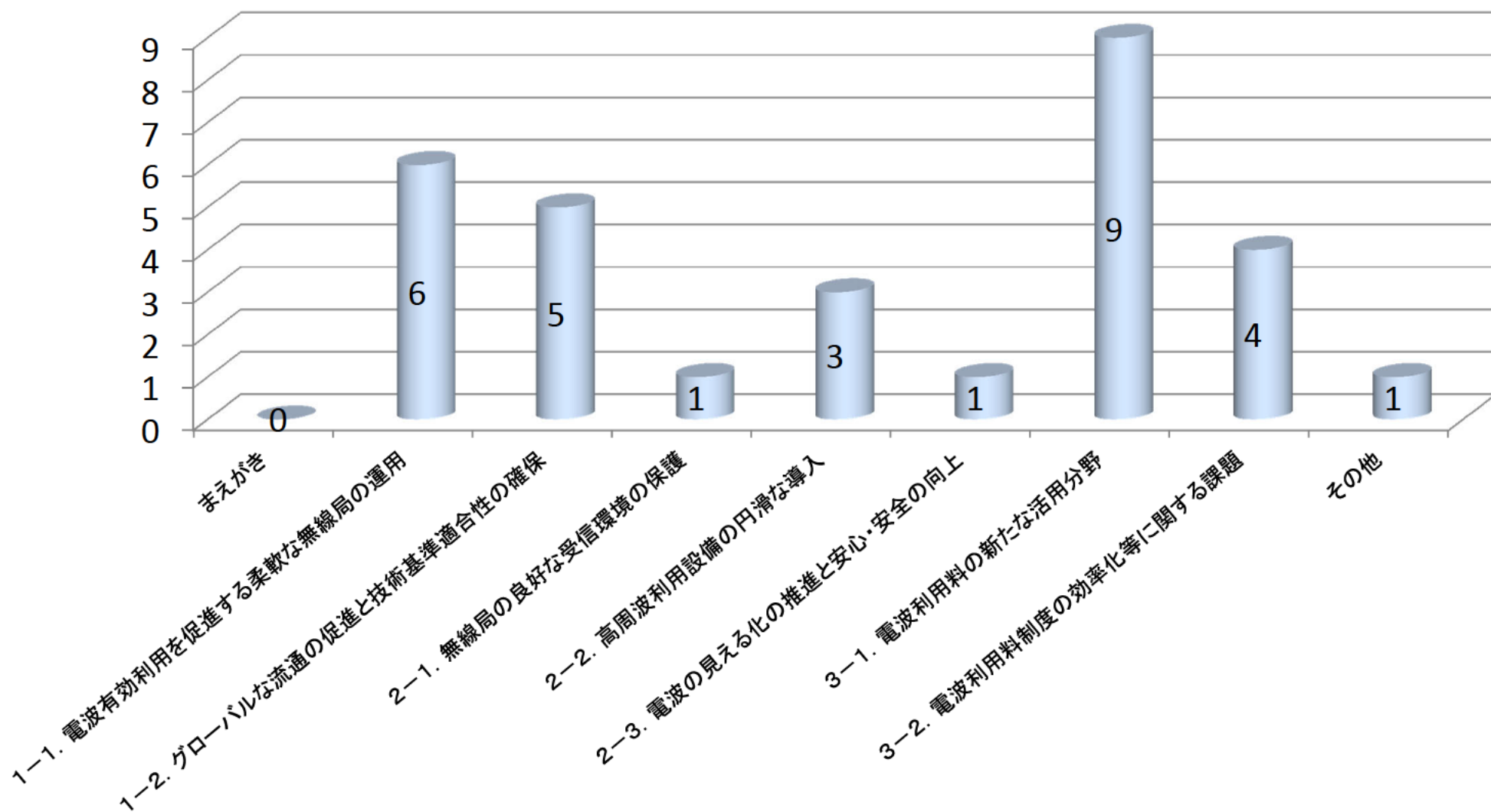
1. 電気通信事業者からの意見の傾向



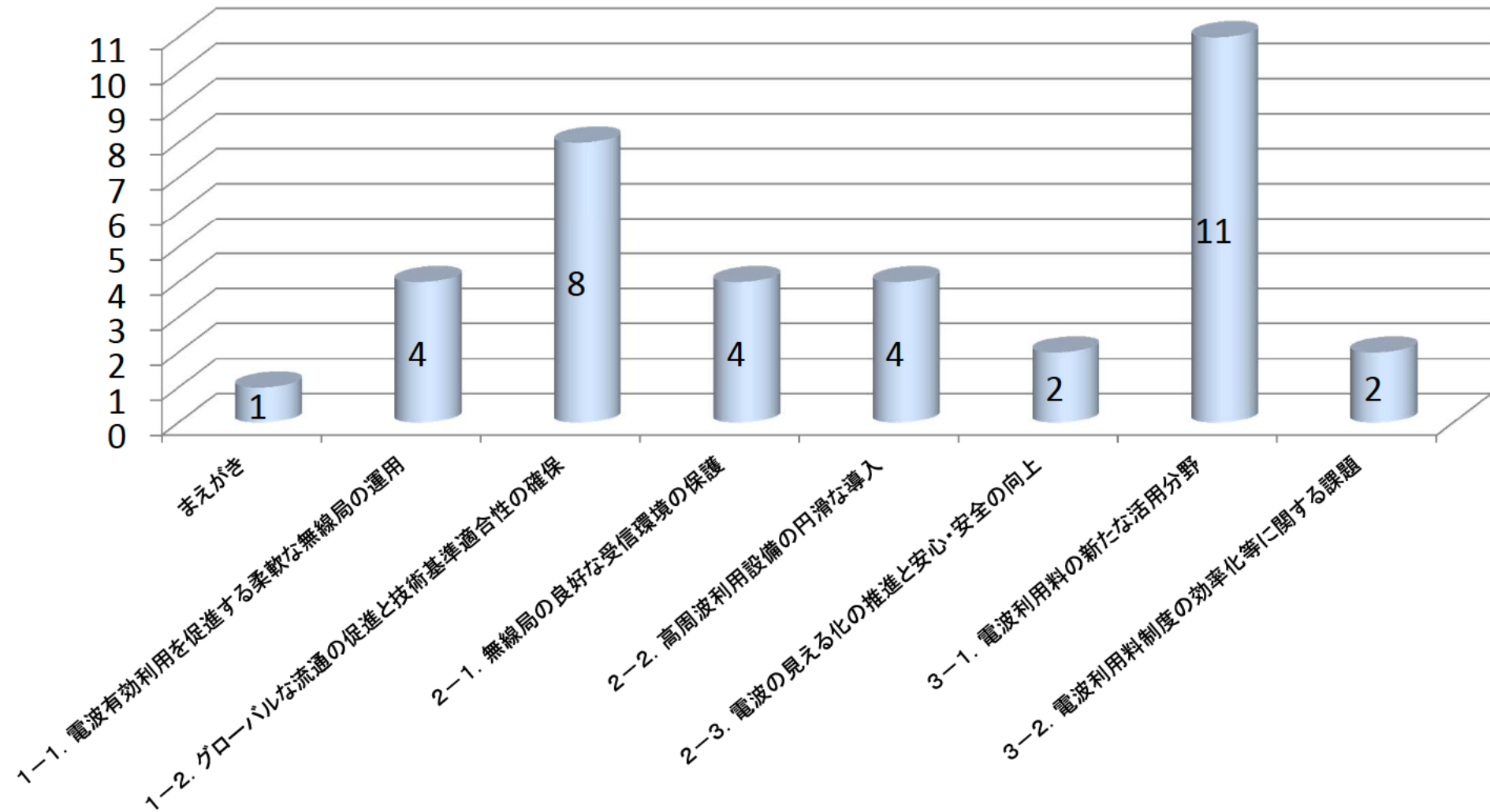
2. 放送事業者からの意見の傾向



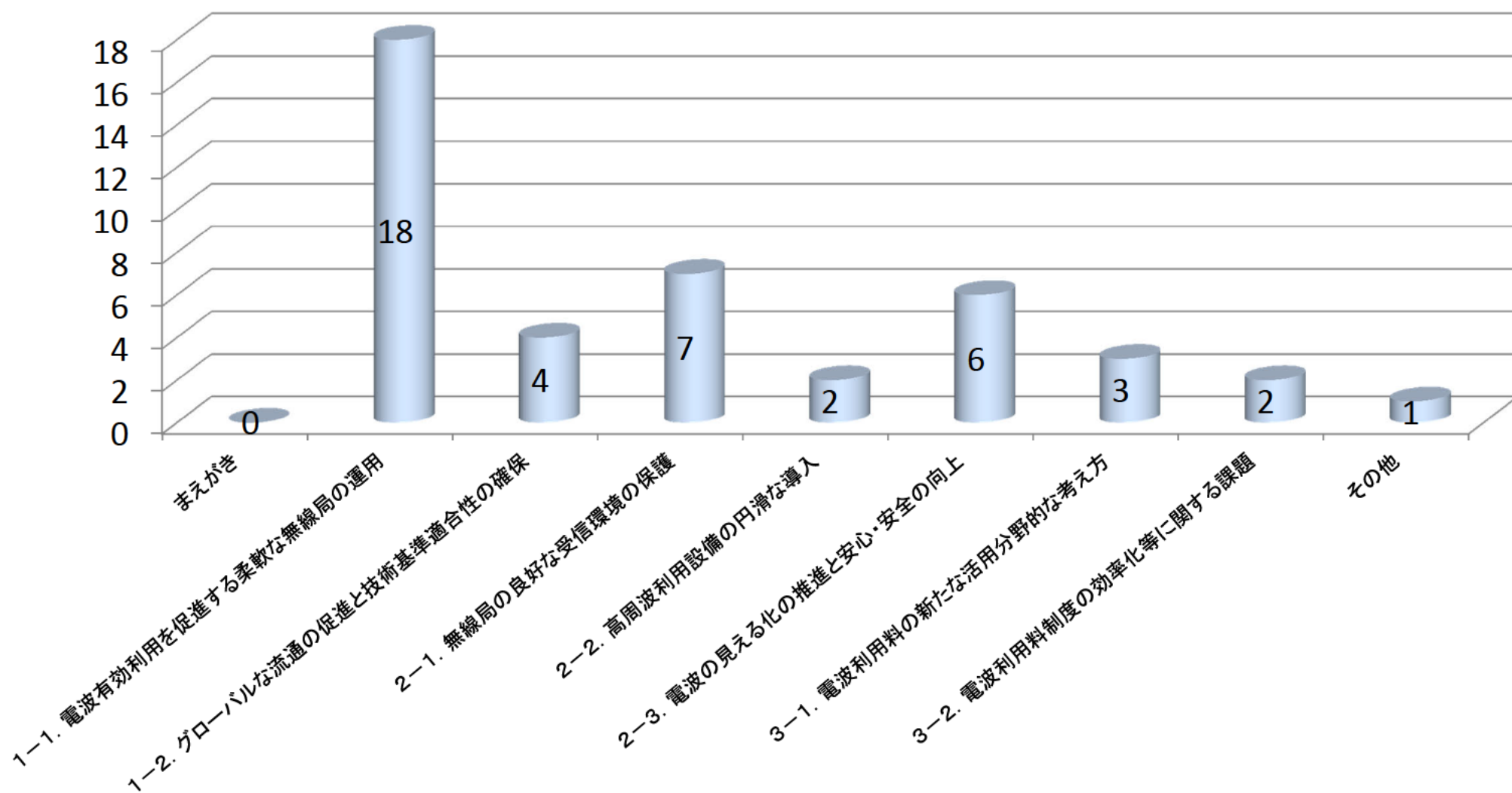
3. 通信機器等メーカーからの意見の傾向



4. その他(業界団体等)からの意見の傾向



5. 個人からの意見の傾向



「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」に対して提出された意見と検討会の考え方
【意見募集期間：平成24年11月17日(土)～平成24年12月7日(金)】

番号	項目			提出された御意見	御意見に対する考え方(案)
	頁	章	項目		
1				電波有効利用の促進に関する検討会(案)については、原案通り、賛成します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
2	21	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)	私は、一家に一台の防災行政無線を実現したいと思っています。それも実質、国民負担がなくなるために、地デジ化したテレビのVHFの空き周波数を用いた固定電話兼防災行政無線端末の製作を提案しています。それにNTTの合理化も含めて論じています。別のメタリック回線のコストの在り方に検討会でもこの問題は討議中であり、この電波有効利用の促進に関する検討会の最終報告書には入れられないかもしれないが、これからの電波行政や通信行政は大きく変わらなないと日本社会が持たないと思うからです。それは東日本大震災の時に携帯電話等の既存の無線設備がうまく機能しなかったのを念頭に置いています。今後も首都圏や東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模災害が予想されるので、それに合わせた電波の活用を書きました。それから不法無線局は明らかに人為的に起こったものです。そうしたことを含めて、新たな市民無線の導入を検討して欲しいです。	頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係のないものでありますが、御意見として承ります。
3	5	第1章 電波利用環境 の変化 に応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 ③アマチュア無線局の手続の簡素化	【原案】 アマチュア無線局は、政令で定められている無線従事者の操作可能な範囲に応じ、所有する無線設備が発射可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を指定された上で免許されておりこれら指定事項以外の電波を発射できる無線設備を新たに使用する場合は、無線設備の変更と指定事項の変更の手続きが必要であるため、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減の為、手続きの簡素化の要望が出ている。 このため、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続きの簡素化について検討することが適当である。 【意見】 包括免許を検討するとの事、歓迎する。是非とも実現してほしい。 実際、現状で使用されている無線設備は技術基準適合証明を受けた物ほとんどではないだろうか。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、報告書(案)の周波数及び空中線電力を包括して指定する無線局の免許は、電波法第27条の2に定める包括免許とは異なります。
4	5	第1章 電波利用環境 の変化 に応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 ③アマチュア無線局の手続の簡素化	【原案】 アマチュア無線局は、政令で定められている無線従事者の操作可能な範囲に応じ、所有する無線設備が発射可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を指定された上で免許されており、これら指定事項以外の電波を発射できる無線設備を新たに使用する場合は、無線設備の変更と指定事項の変更の手続きが必要であるため、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のため、手続きの簡素化の要望が出ている。 このため、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続きの簡素化について検討することが適当である。 ただし、隣接周波数帯の他の無線局等との混信を回避するため、設置場所等に一定の制約がある周波数帯(例えば、136.75kHz、1280MHz等)は適用を除外する必要がある。 【意見の要旨】 現在アマチュア局の免許を受けている、利用者の立場から意見致します。 1. 原案中の、「無線従事者資格の操作範囲内で、(中略)電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続きの簡素化について検討することが適当である。」とすることについて、賛成致します。 2. 手続きの簡素化の対象として、「技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合」とありますが、これに加えて、技術基準適合証明を受けていない無線設備、とりわけアマチュア無線家が自作した、いわゆる自作機を使用する場合も、対象に含めることを要望致します。なお、技術基準適合証明を受けていない無線設備を、一律に含めることに問題があれば、無線従事者資格の範囲よりもさらに周波数と空中線電力の範囲を限定して、簡素化の対象として検討することを、併せて要望します。このことが、無線機器の自作を行うアマチュアの健全な自己訓練と技術的研究を促進し、無線技術に関心と経験を持つ技術者の層を厚くし、いずれは産業イノベーションの後押しになると考えます。	1については、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 2については、自作した無線機等、技術基準適合証明を受けていないものは、工事設計の審査とともに、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認が必要であるため、手続きの簡素化の対象として検討しておりません。
5	5	第1章 電波利用環境 の変化 に応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 ③アマチュア無線局の手続の簡素化	「アマチュア無線局の手続の簡素化」について 賛同いたします。 なお、実施にあたっては、「技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合」とするのは「技術基準適合証明を受けた無線設備(株式会社又は有限会社(アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものを除き、総務大臣が別に定めて公示するところ)に限る。))により、総務大臣が別に定める手続に従って、法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を含む。)のみを使用する場合」としてください。 また、これらの無線設備に付属装置(パケット通信、RTTYなど)の変更工事を行う場合も、免許人の責任において法第三章の技術基準に適合できるものであるときは、手続きの簡素化の範囲に含んでください。 さらに、「それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定する」とするのは「それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するとともに、無線局工事設計書の記載を省略できることにする」としてください。 なお、この規制緩和により、法第三章の技術基準に適合が疎かになることがないように、アマチュア無線局の免許人が技術基準を容易に理解することができるようにするため、教則を作成し、これを公表してください。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 手続の簡素化の対象とする無線設備については、今後更なる検討が必要と考えております。

6	5	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 (2)アマチュア無線局の手続の簡素化	<p>【原案】 技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。</p> <p>【意見】 これはアマチュア無線というものを基だ理解せず、表面的で大勢のご機嫌を取るにすぎず、本質的な規制緩和にならない発案と考えます。アマチュア無線は元来無線技術に関する実験を業とするものであり、技術基準適合証明を受けたか否かによらず、無線従事者の資格の範囲内で、都度手続きを課すことなく自由な無線業務ができるよう、電波の形式、周波数および空中線電力を包括的に指定することを希望します。たとえ技術基準適合証明を受けた無線設備であっても、非常に軽微な変更を加えたもの、あるいは付属装置を接続することにより、基本仕様にはない電波型式を実現する場合など、保証認定または落成検査が必要になるケースが非常に多く、そのような煩雑な手続きを課す合理的な理由が思い当たりません。</p> <p>付属装置の接続により電場形式を変更、追加する場合であっても無線設備の変更届が必要ですが、現代では付属装置として接続するパソコンのソフトウェアにより、ビービロピロなのかピヤラピヤラなのか、違うことを言わせるだけでF1BだったりF3FだったりF3Cだったりということであり、云わば日本語で話すか英語で話すかぐらいの違いはありませんが、その変更の都度手続きが必要というのは明らかに過剰な負担でしかありません。工事設計書の提出という概念を撤廃するのが相当です。</p>	無線局の免許申請は、工事設計が電波法第三章の技術基準への適合性を審査することとされており、報告書(案)の手続の簡素化を行う場合であっても審査を行うこととなります。技術基準適合証明を受けていない無線設備を使用する場合は、工事設計の審査とともに、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認が必要であるため、手続の簡素化の対象として検討していません。なお、報告書(案)の手続の簡素化により、技術基準適合証明を受けている無線設備に変更又は追加する場合であっても、包括指定の範囲内で無線局を運用する場合は、変更申請等の手続は不要になると考えられます。
	25	第3章 電波利用料の活用方法	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題 ①電波利用料額に関する課題	<p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。</p> <p>【意見】 アマチュア無線は無線技術の興味によって行う業務であり、他の電気通信のように、通信の手段として電波を利用しているものとは元来異なります。そのようなものに利用料なるものを課すことはなじみません。したがって金額によらず、制度の適用対象外とするのが妥当と考えます。</p> <p>その上でどうしても徴収するというのであれば、無駄を排除して、有効に活用してもらえるのではありません。年間300円の利用料を徴収するために、相当な事務費用を要していて、ほとんど有効に活用できていないと考えます。毎年の振込通知や電波利用料活用案内がともとも300円で賄えているとは思われず、また支払が遅れば、督促状も繰り返し送られますが、延滞金が発生しない中、督促に要する費用は全額が損失となっているはずで、よってどうしてもということであれば、局免許の申請料に含める形での徴収にすることが適切です。局免許の申請には、申請料のほか郵送料も別に出していただき、電波利用料も別というお役所的には勘定科目が異なるなど、事務的な都合はあるのですが、申請者にとっては単に無駄な事務としか受け取れず、必要な費用は申請料にすべて含めて一括支払いできるように改善することを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	頂いた御意見については、電波利用料の軽減措置の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。なお、電波利用料は免許の有効期限内で任意の年数分を前納できる制度が設けられています。
7	22	第3章 電波利用料の新たな活用分野	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共システムのデジタル化の推進)	<p>【原案】 以上のことから、1.(2)1で示した電波利用料の新たな使途の具体的な活用分野としては、当面は、条件不利地域など財政力の観点から自力でのデジタル化が難しい市町村等を対象に、技術試験事務所の成果等を活用し、150MHz帯及び400MHz帯を使用する防災行政無線及び消防救急無線をデジタル化するとともに、一体で260MHz帯へ移行する場合について、無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 本文の中で示されている通り、「電波利用料の新たな使途の具体的な活用分野」として「無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当」という方針は理にかなっているものと考えますが、ただし「一体で260MHz帯へ移行する場合について」のみに適用する方針につきましては、再考の余地があるものと考えます。</p> <p>例えば、当協議会にて推進しております「地域アクセスバンド」免許制度は、2.5GHz帯BWAバンドで運用する汎用のIP無線システム「WiMAX」を扱うもので、一般に「地域WiMAX」として知られておりますが、地方自治体等の公共利用としても使われる地域毎の運用が可能な免許制度(システム)であります。ここ最近の利活用状況では、地域免許の特徴でもある「防災・安全・安心」を活かし、いわゆる「防災WiMAX」として防災行政無線や消防救急無線等の同報・移動を含めて「補完あるいは置換システム」として地方自治体で使われ始めております。その実現形態は、地元のケーブルテレビ事業者(地域WiMAX事業者)のネットワークを地方自治体が利用するケースもあれば、今年度は地方自治体自らが地域WiMAX免許を取得して防災WiMAXとしての利活用に乗り出すケースも出てきました。旧来のアナログ系防災システムからのデジタル移行として、地方自治体が260MHz帯以外のシステムを選択する方式は「地域WiMAX」だけではないと思われませんが、地方自治体を選択権はあるものと考えます。</p> <p>今回のような、特に「早期に150MHz帯/400MHz帯を解放して、電波の有効利用を進めたい」といった目的も考慮すれば、「無線設備の整備費に対して一定の補助」は「260MHz帯システム」という「方式」に対してではなく、移行する自治体の「行為」に対して行なうことが、最も適切であると考えます。そうした視点で一定のルールを整備し、移行を促すことで、より一層のスピード感を持った電波の有効利用が叶うのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【地域WiMAX推進協議会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、地方自治体の多くはアナログ方式による防災行政無線を自ら整備(自営系)しており、その使用周波数は150MHz帯と400MHz帯に混在しております。防災行政無線のデジタル化により、無線通信の高度化が図られることに加え、周波数が260MHz帯へ移行・集約されることにより、自営系無線システムの統合化・共用化が図られ、これにより災害発生時の無線設備の操作性及び地方自治体間の相互運用性等が格段に向上するものと考えます。これらを踏まえ、まずは、消防・救急無線と一体でデジタル化を行う260MHz帯における自営系無線設備の整備に対して、支援を行っていくことが適当であると考えています。

8	9	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3)自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 ①自己確認制度の対象拡大	<p>以前の議事録には、ワイヤレスマイクも拡大対象の無線設備として挙がっていましたが、下記理由によりワイヤレスマイクが拡大対象とされることに反対いたします。</p> <p>拡大の対象の無線設備としては、不具合が起こったとしても、個人の力量内で調整・再設定・交換ができる範囲内の無線設備に留め、製品のみならずそのサービスによる公共的・社会的ニーズが高い用途の無線設備に関しては、今まで通り、第三者機関による、認証・証明制度が妥当と考えます。</p> <p>そもそも、LAN、WANは不安定な側面が否定出来ず、インターネットにアクセスできなくなることも、頻繁に起こっており、復旧に数時間を要することも稀ではない。インターネットにアクセスする主たる道具である、PC自体、リセットなどの復旧作業を行うことは、通常の業務の範囲と言える程不安定であり、それに繋がる無線LANの信頼性も同等レベルと一般的に認識されている。多少の不具合があっても、リセットしたり、最悪でも交換すれば良く、市中の電気店で様々な機器を容易に入手でき、大きな問題となるとは考えにくい。</p> <p>それに対して、ワイヤレスマイクは、単純な個人ユースとして使われる場合は少なく、TV放送や、ステージユースをはじめとして、結婚式場、駅での構内放送や学校での集会など、多くが公衆・公共的な使用形態となっており、一瞬の音途切れ、ノイズの発生も許されない用途も少なくない。</p> <p>また、ワイヤレスマイクは、その納入形態がシステム商品となっている場合が多く、不具合が発生した場合にユーザーが容易に入れ替えを行えない事が多く、仮にユーザーによる交換ができたとしても、一般的な市中の電気店では取り扱われておらず、容易には入手できず、大きな社会的混乱が避けられない。</p> <p>このような、公共的・社会的ニーズが高い用途に用いられている無線設備に関しては、無線設備メーカーの自己責任に任せるのではなく、政府・第三者機関による、認証・証明制度を維持する事によって、必要な品質レベルにあることを社会制度として担保することが必要で有ると考えます。</p> <p>以上のとおり、ワイヤレスマイクが拡大対象とされることに反対いたします。</p> <p style="text-align: right;">【TOA株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、自己確認制度の対象範囲の拡大に当たっては、技術基準に適合しない機器の流通が拡大するリスクが存在するため慎重な検討を行う必要があります。</p>
9	5	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 ③アマチュア無線局の手続の簡素化	<p>【原案】 このため、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。</p> <p>【意見】 技術基準適合証明を受けた無線機のみを利用するケースも少なくない。よって簡素化のために複数の局免許制度を設ける。 ①研究や自作機器を使用するための免許。 ②技術基準適合証明の無線機器を使用する免許。 これは従事者資格に属し、資格者の申請により使用範囲内の制限の免許が与えられるものとする。</p> <p>資格を持つものは、自分の資格の範囲で①または②にあるいは①と②の両方の免許を受けることが可能である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>研究用途の「実験試験局」は既に制度化されており、今回は技術基準適合証明を受けた無線機のみを利用する場合の簡素化について検討を行ったものです。ご提案のように新たに複数の免許制度を設けることは、検討しておりません。</p>
10	5	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 ③アマチュア無線局の手続の簡素化	<p>アマチュア無線局の手続の簡素化について ・手続きの簡素化について賛成いたします。 できれば次のステップとして、検査を受け、200Wを超える免許を受けている局や、保証認定で免許を受けている局についてもについても、簡素になるよう希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>簡素化の対象となる無線設備の拡大については、総務省において今後更なる検討が必要と考えております。特に空中線電力200W超の無線局は、他の無線局への混信等の影響が大きいことから、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認していくことが必要と考えられますので、簡素化の対象として検討は行っていません。</p>
11	9	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3)自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 ②技術基準不適合機器の流通防止	<p>【原案】 不法アマチュア無線</p> <p>【意見】 「アマチュア無線用機器を使用した不法無線局」に修正されたい。</p> <p>(理由) 原案のままであるとアマチュア無線家が不法な行為をしているように見られ、世の中の方々にアマチュア無線への印象を悪くしている。 ここで言う不法無線局は、アマチュア無線用の機器を使った不法無線局であり、アマチュア局とは全く異なるものである。 これまでも、総務省の文書の中に「不法アマチュア無線」との言葉を用いている例が見受けられることから、総務省の担当課に機会をみては「不法アマチュア無線」との用語を使わないよう要望しているところであり、公的な立場で検討されている検討会の報告書にまで不適切な言葉を用いることは避けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本アマチュア無線連盟】</p>	<p>御指摘のあった事項については、従来より、不法3悪の構成要素の一つとして不法アマチュア無線という名称を使用して不法無線局の撲滅のため、不法無線局の探査、共同取締り、周知啓発等を行っているものです。</p> <p>また、この名称に関しては、社会的な認知度も高く、かつ、不法〇〇という名称は一般的に〇〇が不法であることを意味しないことから、ご懸念のような誤解を生ずる理由には当たらないと考えるため、報告書については、原案どおりといたします。</p>
12	13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有効 利用の 促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (1)放送用受信設備から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】 周波数再編後に生じる受信障害を回避するため、新規格に対応した設備の購入や混信回避対策(フィルタ挿入等)の実施を促すなどの周知・広報活動について、関係業界も交え、検討すべきである。</p> <p>【意見】 賛成。 地上デジタル化やリパックに加えて、一部で新たに他システムからの干渉が危惧されている状況であり、混乱を避けるためにも関係業界も参加して国や公的機関による速やかな周知・広報活動を実施することが不可欠である。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化 ①研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	【原案】 電波のより一層の有効利用に資する新たな無線システムの導入・普及展開の加速化に向け、以下のとおり研究開発、国際標準化、国際展開までの各段階での取組の充実・強化を図ることが適当である。 【意見】 賛成。 広く一般に利用されるシステムや技術であって、研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施するために、電波利用料を活用することは電波のより一層の有効利用に資すると考えられる。 【マスプロ電工株式会社】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
13	7	第1章 電波利用環境の変化 に応じた規律の柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3)周波数再編の加速 【原案】 また、今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要がある。 【意見】 周波数の移行にあたっては、既存の無線システムが移行先の周波数帯で現行と同水準の利用環境を維持できるように、移行先周波数帯での他の無線システムとの干渉や、移行先周波数帯に対応した新たな無線システムの開発・製品化など、技術的課題や期間の十分な検討が必要と考えます。また、移行完了までの現行周波数帯の共用期間においても、既存の無線システムの運用に支障を与えないよう、新規の無線システムの免許人におかれては十分な配慮がなされることを要望します。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
21	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加	【原案】 その際、財源として電波利用料を活用することの妥当性及び受益と負担のバランス等の公平性を確保するため、支援の対象として、これらの無線システムの導入が、ア 周波数の移行・集約等により、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域を確保することができる場合であって、かつ、イ 国民生活における必要性や公共性が高い場合であって、周波数のひっ迫対策として効果が明確であるにもかかわらず、地理的や財政的な問題等により自力で取り組むことが困難な場合等の要件を満たす場合に限定することが適当である。 また、現行料額が平成25年度まで適用されること、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念等が表明されていることを踏まえ、一層の支出の効率化を図るとともに、予算規模等については、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討すべきである。 【意見】 電波利用料の用途の追加にあたり、支援の対象が満たすべき要件が明確化されたことは評価できますが、電波利用料は費用を負担している無線局免許人全体の受益を目的として運用されるべきであり、用途の追加にあたっては免許人の負担が増えないよう要望します。	頂いた御意見については、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	【原案】 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 【意見】 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するという方針は、免許人の負担が増えないという前提のもと、スーパーハイビジョンのような放送システムの高度化等にも不可欠な電波資源の拡大に向けて、基礎的な研究の支援を強化するものであり、こうした研究開発の促進は、将来のわが国の放送・情報通信産業の発展に必要なと考えます。 【日本放送協会】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
14	11-12	第1章 電波利用環境の変化 に応じた規律の柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (4)流通後の新技術への対応と環境負荷の低減 ②修理再生する携帯電話端末の技術基準適合性の確保 【原案】 製造業者との契約等のない第三者が行った修理の内容によっては、工事設計に変更が生じることにより、電波法第28条に規定されている「電波の質」に影響を及ぼすおそれがあり、その場合には、修理を行った上で、改めて技術基準適合性の確認を行うことが必要である。 【意見】 製造業者との契約等のない第三者が行った修理の範囲を明確にする際に、「電波の質」に影響を及ぼさないように範囲を定める事で、修理後に改めて技術基準適合性の確認を行う二度手間を避けられると考えます。 また、製造業者との契約等がある第三者が行った修理については、その契約が製造業者との修理委託契約であることに問わず、技術基準適合性の確認を行う必要がない、との解釈がなされたと理解します。 【その他】	報告書(案)では、基本的な考え方を記載したものであり、詳細は、今後、関係者により検討されるものです。 なお、報告書(案)は、製造業者との契約等のない第三者について記載しているものです。
15	5	第1章 電波利用環境の変化 に応じた規律の柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (2)免許不要局の運用の効率化 免許不要局の運用の効率化により利便性が良くなることには賛成です。 しかし、利用者が無線機器購入後、電源を入れたら簡易な設定で即席に利用できない(利用者が効率よく運用できない)ときは代価を払い設定などを民間事業者等に依頼することになります。民間事業者のスキルアップと利用者保護のために、登録検査等事業者制度を参考にした製造・販売・据付・調整・施工・修理の業者登録制度などの検討をお願いします。 公衆無線LANにおける携帯電話トラフィックのオフロード利用と通常のアクセスポイントとしての活用において、安全・安心の全責任が端末利用者の自己責任にならないような制度をお願いします。法を十分理解している通信事業者ではなく、法を十分理解していない、または悪意のある者が設置した公衆無線LANアクセスポイントがきっかけとなる犯罪・事件・事故の予防・抑制の制度検討をお願いします。市場における不具合や、通信を意図して識別を目論む悪意のある者などの予防・防止することに効果を期待できると思います。(スーパーバイザー的に無線従事者や工事担任者を活用)	現在、一般的に、無線LANの導入の際に一般利用者が民間事業者等に依頼するようなケースについて、大きな問題が発生しているとは認識しておりませんが、御意見として承ります。 また、公衆無線LANの安心・安全に関する点については、報告書(案)において、「今後策定する無線LANビジネスガイドライン(仮称)」において、利用者が無線LANを利用する場面も含め、事業者等から利用者に対する安心・安全な利用に関する事項等についての情報提供や、事業者等による適切な情報セキュリティ対策の推進が記述されるのが想定されており、今後、同ガイドラインを事業者等に示し、情報セキュリティ対策等への取組を促進していく予定である。」及び「スマートフォン・無線LAN等に関する国民全体のリテラシー向上に向けて取り組むことが適当である」としており、こうした情報提供や取組等を通じて、公衆無線LANに関する情報セキュリティ対策等が図られるものと考えます。

8	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3)自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止	民間事業者のスキルアップと消費者保護のために、登録検査等事業者制度を参考にした製造・販売・据付・調整・施工・修理の業者登録制度などの検討をお願いします。市場の運用状況監視は通信事業者以外の本件に携わるすべての民間事業者(製造・販売・据付・調整・施工・修理などの業者)も市場監視を実施するような制度をお願いします。一般の利用者は無線機器や高周波利用設備の購入(据付・調整・工事・修理などのサービスを含む)において、「電気通信事業法第4条・第1項、第2項」「電波法第28条、第59条、第109条、および電波法施行規則2条1項64号」などを特別に意識することなく、製造元や販売店が法を遵守していると思っています。(例:民間業者が不要電波・違法電波が出ないような、またセキュリティ設定した機器選定・施工・メンテナンスをしているはず。)自己確認制度に賛成です。しかし通信環境維持管理には据付調整および施工やメンテナンス不備の防止として、無線機器や高周波利用設備において運用開始以降に外部の民間業者の有資格者などの専門家による見守りも必要と思います。(スーパーバイザー的に無線従事者や工事担任者を活用)	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
10	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (4)流通後の新技術への対応と環境負荷の低減	登録検査等事業者制度を参考にした製造・販売・据付・調整・施工・修理の業者登録制度などの検討をお願いします。ソフトウェア無線の設定や修理再生については、電波の質を容易に操作できることを想定されているようなので、その法的整備の点検をお願いします。(作業には無線従事者が必要なのではないのでしょうか)	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
13	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	2. 高周波利用設備の円滑な導入	通信環境維持管理の最適化が電波の有効利用につながります。一般の利用者は無線機器や高周波利用設備の購入(据付・調整・工事・修理などのサービスを含む)において、「電気通信事業法第4条・第1項、第2項」「電波法第28条、第59条、第109条、および電波法施行規則2条1項64号」などを特別に意識することなく、製造元や販売店が法を遵守していると思っています。(例:民間業者は不要電波・違法電波が出ないような、またセキュリティ設定した機器選定・施工・メンテナンスをしているはず。)登録検査等事業者制度を参考にした製造・販売・据付・調整・施工・修理の業者登録制度などの検討をお願いします。また電気通信事業者と接続可能な無線機器の販売・設置には必要な有資格者の配置の検討をお願いします。((スーパーバイザー的に無線従事者や工事担任者を活用)	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
16	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (2)無線システムの安心・安全の向上 (3)電波リテラシーの向上	技術基準不適合・不要電波の事前措置(予防業務)や電波リテラシーの向上は通信事業者と携帯電話販売業者だけではなく、より多くの民間企業が参加・協力できると思います。市場の運用状況監視は通信事業者や携帯電話販売業者以外の本件に携わるすべての事業者(製造・販売・据付・調整・施工・修理などの業者)も実施するような制度をお願いします。報告書には「電波の有効利用の促進には民間企業の有資格者(無線従事者や工事担任者など)の活用による参加・協力が可能な仕組みの検討」を取り入れていただけませんか。また、事業者の担当社員が利用者の通信機器を触るとき、特別な教育訓練を終了し法を遵守しているものであることの証が必要ではないでしょうか(その人が技能不足または通信を意図して識別を目論む悪意のある者かもしれない不安がある)。近年機器の性能向上と規制緩和で容易に通信機器が利用できるようになりました。さらなる電波有効利用の促進(経済の活性化)に無線従事者・工事担任者が活躍(雇用促進)できる新しい職域(利用者の安心・安全なネットワーク設定を請負また、雇用者が有資格者の被雇用者を要求する条件)を用意してください。	本項目でも述べているように、「無線システムの安心・安全の向上」や「電波リテラシーの向上」に向けた取組については、一般的に、関係事業者、事業者団体及びPTA等の関係団体等も含め連携し、実施していくことが必要であると考えられます。なお、無線従事者や工事担任者が自発的にこうした取組に参加することを妨げているものではありません。
23	第3章 電波利用料の活用	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	電波利用料の納付義務の有無で、運用できる無線局の明確な違いを示す必要があると思います。民間事業者が電波利用料制度を代弁することによる徴収率向上と執行事項の業務協力により歳出抑制につながる可能性があります。民間事業者は通信機器の販売を通じ、また無線従事者や工事担任者などの有資格者は日本無線協会、日本データ通信協会ほか関連団体を通じ総務省の協力ができると思います。さらには政府当局の要請や非常災害時の通信網統制にも民間事業者活用への応用ができると思います。そして民間事業者の自己研鑽と総務省殿の協力意識の維持に、公共事業(国土交通省などの他省庁・地方自治体の案件を含む)における入札評価の加点を導入してください(有資格者の選任数や総務省への協力度などで加点)。	電波利用料の納付や徴収に関する御意見については、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。その他については、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。
16			電磁波による人体への影響と法整備、脳スキャンによる倫理に関する法整備この2つのより分かりやすい国民への開示。	【個人】 頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。
17	7	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	【原案】 インセンティブオークションの実施動向等の…… 【意見】 先の通常国会に、オークションの実施を可能とする電波法の改正を政府が提案したものの、成立を見なかったことは極めて残念である。この状況下にもかかわらず本報告書(案)が「インセンティブオークションの実施動向等の……」という形で、更なる改革のために情報収集を継続する姿勢を示していることを評価する。 一方、情報通信総合研究所が刊行する『InfoCom REVIEW 第58号』(2012年11月30日発行)には、鬼木甫氏の論文「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクス」が収録されている。この論文は、免許人は退出を求められた際に要求したい補償額をあらかじめ宣言し、その額に比例して毎年電波利用料を支払うという新しい仕組みを提案する。法外な補償を要求すれば電波利用料の負担が増す一方、電波利用料の支払い額を抑えようとするときに退出を求められる恐れがあるため、宣言する補償額は電波の経済的価値を反映する可能性が高い。経済的価値の反映はオークションと同様であるが、電波利用料制度を継続できることは政府にとって都合がよい。 この際、インセンティブオークションや鬼木氏の提案する新しい仕組みなどを、政府として真剣に検討し、周波数再編をいっそう加速していただきたい。	【個人】 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
16	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (1)電波行政の見える化の推進	【原案】 既存の調査方法に加え、……、総務省の電波監視システムを活用した電波の実測調査を評価手法として補完的に活用 【意見】 今までの電波利用状況調査は免許人の回答に依存するものであったが、今回、「総務省の電波監視システムを活用した電波の実測調査を評価手法として補完的に活用」を打ち出したことを高く評価する。 この際、原案中の「補完的に」を削除して、実測調査を積極的に利用することとし、本当に利用している者だけが免許を維持できるような仕組みを作り、いっそう電波有効利用を推進すべきである。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、利用状況調査の調査方法については、当省が保有する免許情報をベースとした調査、免許人に対する書面調査を基本としつつ、利用実態をより的確に把握するため、免許人に負担をかけない調査方法として、電波監視システムによる電波の実測調査を補完的に活用するべきと考えています。

25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 に関する課題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題	<p>【原案】 スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方</p> <p>【意見】 スマートメーターは、最近の電力需給状況からも早急な導入が求められており、たとえば東京電力は2013年春には仕様を決定したいという意向を持っている(東京電力「スマートメーター用通信システムに関わるRFP募集要領」を参照のこと)。 スマートメーターが受発信するトラフィック量は映像コンテンツ等に比較して圧倒的に少ないため通信料金は月当たり数十円と想定されるが、スマートメーターに携帯電話と同額の電波利用料(年200円、月換算17円)を課すと、通信料金と電波利用料のバランスが崩れてしまう。スマートメーターは人手による検針を置き換えるものであって、電波利用料のために検針コストを上回る場合には、スマートメーターの普及に対する電力会社のインセンティブを阻害する。 スマートメーターは国民生活の安心・安全のためにも導入を急ぐべきであり、「第3章 電波利用料の活用」の在り方「1. 電波利用料のあたらな活用分野」において、安心・安全等の自営系・公共システムへの補助を主張する本報告書(案)の立場に立てば、スマートメーターについて、電波利用料の無償化あるいは減免を打ち出すのが当然である。よって、原案の「スマートメーター等の新たな電波利用システム」を二つに分け、次のように修正すべきである。 スマートメーターに対する電波利用料の無償化あるいは減免 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 なお、電力各社はスマートメーターの仕様決定を急いでおり、電波利用料に関する見通しが仕様に影響を与えるため、上記検討は極めて急ぐべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電波利用料額については、3年に1度見直すこととしており、平成26年度に料額の見直しを実施される予定です。</p> <p>スマートメーター等の料額の在り方を含め、電波利用料額の見直しに当たっては、他の無線局との負担の公平性を確保しつつ、実際に電波利用料を負担する利害関係者(無線局免許人等)の意見を十分に踏まえながら、全体の中で検討を進める必要があることから、原案が適当であると考えます。</p>
18	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有効 利用の促 進	2. 高周波利用 設備の円滑な 導入	<p>【原案】 電気自動車に対応したワイヤレス給電システムについては、2015年の実用化を目指すなどロードマップを参考に円滑な導入に向けて、官民が連携した役割分担の下、国際協調を図りながら、我が国の技術優位性を維持した取組を加速させる必要がある。</p> <p>【意見】 ワイヤレス給電システムの実用化に向けた官民連携や国際協調活動について賛同いたします。早期実用化に向けた制度整備においては、実証実験などを活用した積極的な推進をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【日産自動車株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
19	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (1)免許局の規 律の簡素化 (2)アマチュア無 線局の手続の 簡素化	<p>200Wを超えるアマチュア局は、無線局設置場所で国または認定業者による立ち入り検査が行われ、申請通りに無線設備が整備されているか、電波の質は確かか、そして近隣の電波妨害の有無を確認してから無線局免許が与えられています。 しかるに、現に使用する無線機を最新型等に変更する場合、国または認定業者による立ち入り検査を再度受けなくてはなりません。これはきわめて形式的かつ不合理です。その理由は、出力は同じであり電波妨害生じる恐れはないこと、そして無線機が技術適合基準に合格しているのであるから電波の質に影響が生じる心配はありません。 よって200Wを超えるアマチュア無線局において、技術適合基準に合格した無線機に交換する場合は200W以下の無線局と同様変更検査を省略するようにして頂きたい。</p>	<p>空中線電力200W超の無線局は、他の無線局への混信等の影響が大きいことから、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認していくことが必要と考えられますので、簡素化の対象として検討は行っていません。</p>
13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有効 利用の促 進	1. 無線局の良 好な受信環境 の保護 (2)家電製品等 から発生する不 要電波等への 対策	<p>2~30MHzまでの全ての周波数を利用するPLC(電力線搬送波高速通信)無線設備は、貴重な電波資源の電波監視上極めて異常であり、他の無線局に重大な受信障害を起こすことが危惧され、何十年も厳しく規制されてきました。 現在のPLCの技術基準では電力線から漏洩する雑音電波により無線局の受信障害を生じる危険性が実験により確かめられています。たとえ受信障害を与えても漏洩電波には識別符号が存在しないため発生源を知ることは不可能です。そのため受信障害の報告は無いかようになってはいますが、正しい推測ではありません。ましてPLCに相当する代替技術が進歩、発展しており、受信障害を伴うPLCは厳しく規制すべきです。</p>	<p>頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。</p>
16	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有効 利用の促 進	3. 電波の見える 化の推進と安心 ・安全の向上 (1)電波行政の 見える化の推 進 (2)電波の利用 状況調査の見 直し	<p>ITU、第三地域では3.5~3.8MHz帯は、アマチュア無線と他業務の共同使用と規定されています。この周波数帯で無線局免許が与えられている業務局には全く無線通信業務を行っていない、いわば幽霊無線局が存在しています。 電波の有効利用の観点から甚だ疑問です。長期間利用実績の無い無線局には免許を更新すべきではありません。仮に非常時のためのバックアップ回線として無線局免許を維持するのであれば、普段はアマチュア局と共用で使用し、非常時には業務局が優先使用できるといった弾力的な免許制度に改めて電波の有効利用を図るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>アマチュア無線用周波数の拡大については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
20	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (1)免許局の規 律の簡素化 (2)異なる衛星 系業務・システ ム間の横断的 な利用	<p>【原案】 従来、地上、船舶、航空機等で使用される衛星通信システムは、それぞれ独立したネットワークに閉じた形で運用されてきたが、今後は、非常時を中心に異なる衛星系の業務・システム間での直接通信のニーズが高まると想定される。 このため、異なる衛星系業務・システム間の横断的な利用が可能となるよう、他の業務との整合性に留意しつつ制度を見直すことが適当である。</p> <p>【意見】 異なる業務・システム間の相互直接通信による横断的な利用は、電波有効利用の観点や、災害時における迅速且つ簡潔な通信の確立等のユーザの利便性の観点から、非常に有益と考えていることから、賛同致します。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
4	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (1)免許局の規 律の簡素化 (2)異なる衛星 系業務・システ ム間の横断的 な利用	<p>【原案】 また、携帯電話と衛星通信システムが一体となった地上/衛星共用携帯電話システムの研究開発が進められているが、当該システムによる周波数有効利用の見直しを踏まえた上で、この実用化に係る検討状況に応じ、制度整備のための検討を行うべきである。</p> <p>【意見】 震災等の災害時においては、地上のネットワークが断絶した際に、衛星経由での通信に切り替わる、地上/衛星共用携帯電話による通信の確保が、国民の安心・安全確保の観点から非常に有用であると考えているため、当該携帯電話システムの実現に向けた、制度整備のための検討を行うことに賛同致します。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

24	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (1) 支出効率化 に向けた方策	<p>【原案】 電波利用料の更なる支出の効率化を図るため、事務の実施状況の公表や行政事業レビュー等について、認知度を高めるとともに国民により分かりやすい形での情報提供を図っていくことが適当である。また、研究開発の実施における評価等の取組について、研究開発予算をより効率的に執行できる環境を確保しつつ、研究開発対象が真に必要な事項に厳選され、常に規律を保ち厳正な支出が行われるよう、更に充実させていくことが適当である。</p> <p>【意見】 電波利用料の更なる支出効率化は、免許人の負担軽減につながるるとともに、中長期的には利用者利益の向上につながるると考えることから、支出効率化に向けた方策に積極的に取り組んでいただくことを要望致します。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (2) 電波利用料 額等の制度面 の課題 ① 電波利用料 額に関する課 題	<p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波利用料の軽減措置の在り方（無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等） ・ 電波の経済的価値の反映の在り方（周波数の有効利用状況の勘案等） ・ 免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・ スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・ 無線システムのグローバルな使用の進展16を踏まえた料額設定の在り方 ・ オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方 <p>【意見】 電波利用料額は、料額算定方針によっては、料額改定前後で負担額が大幅に増加することとなる可能性があります。 料額改定前後で電波利用料負担額が大幅に増加すると、無線システムの提供者・利用者（消費者）双方の中長期的な利用計画に多大な影響を及ぼすため、原案の課題に加えて、改定により料額が大幅に増加することのないよう、料額を一定の水準に留める等の仕組み等についても、検討いただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
21	23-24 第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料 の新たな活用 分野 (3) 既存の活用 分野の充実・強 化	<p>【原案】 ① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進 これまで、電波利用料を活用し、電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務に取り組んできているが、電波のより一層の有効利用に資する新たな無線システムの導入・普及展開の加速化に向け、以下のとおり研究開発、国際標準化、国際展開までの各段階での取組の充実・強化を図ることが適当である。 ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 その際、当該研究テーマに関する要素技術については、おおむね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。 イ 研究開発等の成果の普及の加速化を図るとともに、無線システムの国際標準化や国際展開を推進する観点からも、テストベッド等を有効活用した実証試験を推進する。</p> <p>【意見】 記述の趣旨に賛成であり、原案について特段の修正提案はございません。 個人生活においても、企業活動においてもモバイル通信の利用が拡大し、情報サービス等の利用が不可欠になってきている中で、電波資源の拡大は、ますます重要な課題となってきています。これまでの研究開発プロジェクトへの取組みは今後も是非続けていただきたく存じますが、若手研究者や中小企業の視点からの独創的な研究開発など従来十分にカバーできていない領域の研究開発も重要と考えます。このような研究開発は電波資源拡大のための無線通信イノベーションの源泉として期待できます。また、研究開発の実施に当たっては、継続評価とともに、国際的な視野でフォーラムやコンソーシアム等を通じて産学官が連携し、実証や実装へ向けた道筋を意識して研究開発を推進することが必要と考えますので、それに即した支援措置やインセンティブを付与することが電波資源の拡大についても極めて効果的であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人テレコム先端技術研究支援センター】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
22	3 まえがき		<p>【原案】 さらに、東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・放送インフラの整備が必要とされている。</p> <p>【意見】 本報告書案全体において、電波有効利用の促進を主眼として本検討会が提言を行った各テーマはいずれも重要なものと考えます。ただし、東日本大震災を踏まえた電波政策については、災害に強い通信・放送インフラの整備、ひいては防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進を図る考えを示したこと以外に、さらに論じるべき点があるものと考えます。 社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性を論じるにあたっては、放送システムと移動通信システム、あるいは自営無線システムと公衆無線システムといった各種無線システムが、平常時よりバランスよく利用・提供されていることが重要であり、これにより公共性の高い各種無線システムが、非常災害時にそれぞれの役割を十分に果たすことができるものと考えます。言うまでもなく、先の震災においては輻輳のないテレビ・ラジオ放送が国民の生命・財産の保護に果たした役割は大きく、ワンセグによる携帯受信を含め、多数の国民視聴者に緊急・災害情報を同時にお届けすることができました。また、災害報道を支える放送事業用無線システムの重要性もあらためて認識されたところで、こうした無線システム間のバランスについては、震災以前から志向されている電波の経済的価値の追求や、電波産業拡大のための周波数の再配分といった議論からは見落とされがちな論点ですので、震災を契機とした電波利用に対する認識の変化を踏まえ、引き続き、検討を深めていただきたいと思います。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題 ①電波利用料額に関する課題	<p>【原案】 (2)電波利用料額等の制度面の課題 これまでの本検討会における議論やパブリックコメントにおいて、次期(平成26年度～28年度)における電波利用料額の在り方や、電波利用料制度の枠組みの在り方について多くの意見や提案がなされた。 今後、電波利用料額や制度に関する議論の場等が設置された際に次に挙げる課題についての検討をさらに深めていく必要がある。 ① 電波利用料額に関する課題 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・ 電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・ 電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・ 免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・ スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・ 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・ オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方</p> <p>【意見】 電波利用料額についての民放連の意見は「中間とりまとめ案」の意見募集で述べたとおりであり、次期の電波利用料額の見直しに関する今後の議論に反映していただくよう、あらためて要望します。 なお無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。3年ごとに制度が大きく変動し、特に想定外の料額増加があると経営上の不確定要素となりかねませんので、慎重に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
23	7	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3)周波数再編の加速	<p>【原案】 また、今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編の方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要があります。</p> <p>【意見】 上記原案中の「更なる周波数再編の方策」候補の1つとして、下記論文を発表していますので、意見としてお知らせします。 記： 鬼木甫「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクスⅡ——新システム(EMM)による再編成加速の提案(前編)」(論文、『InfoCom REVIEW』、第58号、情報通信総合研究所、2012年11月。http://www.ab.aoune-net.jp/~ieir/jpn/publication/201210a.html 論文要旨： 近年における技術進歩によって電波利用が急増し、電波需給の逼迫から周波数帯の再編成の加速、すなわち「余裕のある電波利用の縮小・終了と、必要度の高い利用目的への転用」が望まれている。しかしながら現に利用中の周波数帯については、再編成実施の可否に加え、実施タイミング、補償金額についても既存利用者が影響力を持ち、再編成が遅れることが多い。本論文はこの問題の解決に資するため、周波数帯の供給価格すなわち再編成時の補償金額については一定の代償を負担しつつ既存利用者自身が事前に決定し、その他の事項については価格メカニズムの機能に沿いながらすべて規制当局が決定することを主眼とする新しい電波の再編成システム(EMM, extended market mechanism)を提案し、詳細点について検討を加える。 目次： 1. まえがき、2. 周波数帯再編成の基本、3. 再編成のための諸方策とその限界、4. 再編成のための新システム(EMM)、5. 電波利用方式とEMM(本節以下後編)、6. 電波配分の変更とブロック分割、7. 電波利用の「移転」と先物供給価格、8. まとめとその他の問題、9. EMMによる再編成プロセス、10. あとがき——電波利用のパラダイム、11. 参照資料 なお「後編」は2013年3月に刊行予定です。また上記論文の概要を、本年5月10日付「電波の有効利用の促進に向けた検討課題の意見募集の提出(鬼木甫)」中の「検討課題3. 周波数再編の強化のための方策」のうち「項目(3)」として述べています(下記)ので付記します。 http://www.ab.aoune-net.jp/~ieir/jpn/publication/201205a.html</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
24	14-15	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進 2. 高周波利用設備の円滑な導入	<p>【原案】 近年、世界的なエネルギー問題等に対応したスマートコミュニティや持続可能な車社会の実現に向け、家電製品や電気自動車等において、迅速かつ容易に充電することを可能とするワイヤレス給電システム11を導入するニーズが高まってきており、その円滑な導入のための制度整備が求められている。電気自動車に対応したワイヤレス給電システムについては、2015年の実用化を目指すなどロードマップ12を参考に円滑な導入に向けて、官民が連携した役割分担の下、国際協調を図りながら、我が国の技術優位性を維持した取組を加速させる必要がある。 なお、ワイヤレス給電システムは、屋内外で幅広く利用されることが見込まれることから、一台ごとの個別許可ではなく、現在普及している電子レンジやIH調理器等と同様の簡易な手続13とすることが望ましい。 他方、屋内外での幅広い利用により、仮に無線局への混信等が生じた場合の影響は大きいことから、他の無線機器との共用及び人体への安全性等が担保されることを十分に検証した上で、ワイヤレス給電システムから漏えいする不要電波の許容値の規定等を十分に検討し、制度整備を図ることが必要である。さらに、万が一、他の無線局に重大な支障を及ぼすような場合等においては、使用の停止、業者名の公表等の対応を行うことが重要である。 今後のワイヤレス給電システムのような新たな高周波の利用の拡大に当たっては、無線局への混信等が生じた場合の社会への影響が大きいことも想定されることから、規律すべき設備の範囲・技術的条件等の見直しも含め、高周波利用設備の規律の在り方について、引き続き検討すべきである。</p> <p>【意見】 原案に賛成いたします。 日本自動車研究所(JARI)として提出させていただいた自動車用ワイヤレス電力伝送技術の早期実用化のための要望・意見を反映していただき、誠にありがとうございます。 自動車用のワイヤレス給電システムに関しては、IECにおいては2014年の国際標準化を、また、米国自動車技術会(SAE)においても、2013年のガイドライン発行、2014～2015年の標準化を目指して活動を続けております。 日本の関連業界も日本自動車研究所(JARI)を中心に上記活動に参画し、自動車用のワイヤレス給電システムの標準化による電動車両の普及を図っています。 ぜひ、2015年の実用化に向けた制度整備をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本自動車研究所】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

25	14-15	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	2. 高周波利用 設備の円滑な 導入	<p>【原案】 近年、世界的なエネルギー問題等に対応したスマートコミュニティや持続可能な車社会の実現に向け、家電製品や電気自動車等において、迅速かつ容易に充電することを可能とするワイヤレス給電システム11を導入するニーズが高まってきており、その円滑な導入のための制度整備が求められている。電気自動車に対応したワイヤレス給電システムについては、2015年の実用化を目指すなどロードマップ12を参考に円滑な導入に向けて、官民が連携した役割分担の下、国際協調を図りながら、我が国の技術優位性を維持した取組を加速させる必要がある。</p> <p>なお、ワイヤレス給電システムは、屋内外で幅広く利用されることが見込まれることから、一台ごとの個別許可ではなく、現在普及している電子レンジやIH調理器等と同様の簡易な手続13とすることが望ましい。</p> <p>他方、屋内外での幅広い利用により、仮に無線局への混信等が生じた場合の影響は大きいことから、他の無線機器との共用及び人体への安全性等が担保されることを十分に検証した上で、ワイヤレス給電システムから漏えいする不要電波の許容値の規定等を十分に検討し、制度整備を図ることが必要である。さらに、万が一、他の無線局に重大な支障を及ぼすような場合等においては、使用の停止、業者名の公表等の対応を行うことが重要である。今後のワイヤレス給電システムのような新たな高周波の利用の拡大に当たっては、無線局への混信等が生じた場合の社会への影響が大きいことも想定されることから、規律すべき設備の範囲・技術的条件等の見直しも含め、高周波利用設備の規律の在り方について、引き続き検討すべきである。</p> <p>【意見】 報告書原案に賛成します。 ブロードバンドワイヤレスフォーラムとして提出させていただいたワイヤレス電力伝送技術の早期実用化のための要望・意見を反映していただき、誠にありがとうございます。ぜひ、2015年の実用化に向けた制度整備をお願いします。 報告書(案)の中に「規律すべき設備の範囲・技術的条件等の見直しも含め、高周波利用設備の規律の在り方について、引き続き検討すべきである。」とある点については、ブロードバンドワイヤレスフォーラムとして積極的にご協力させていただき所存です。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
【ブロードバンドワイヤレスフォーラム】					
26	22	第3章 電波利用 料の活用 の在り方	1. 電波利用料 の新たな活用 分野 (2)電波利用料 制度の用途の 追加 ①用途の追加 に関する基本 的な考え方	<p>【原案】 イ(中略)地理的や財政的な問題等により自力で取り組むことが困難な場合 (中略)無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念等が表明されていることを踏まえ、一層の支出の効率化を図るとともに、予算規模等については、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討すべきである。</p> <p>【意見】 電波の有効利用の観点から、無線システムのデジタル化の方向性については賛同する。ただ、「イ」の条件に関しては、報告書内22ページにおいて「新たな支援を導入することにより、地方自治体等による自力整備がcaえて進まなくなるモラルハザードが生じるのではないか」との懸念が記述されており、検討会においても構成員から同様の指摘があったところである。</p> <p>「イ」の条件適用に当たっては、透明性を確保しつつ、関係者の理解を得ながら進めていくとの報告書案の記述に賛同するとともに、無線免許人に対して、負担増等の影響が及ばないよう配慮を希望する。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、無線局免許人の負担に関する御意見については、次期の電波利用料額の見直しに当たっての御意見として承ります。</p>
25		第3章 電波利用 料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 に関する課題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題 ①電波利用料 額に関する課題	<p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等)</p> <p>【意見】 双方向の通信である携帯電話と、単一方向の送信である放送という違いを踏まえた議論を期待する。放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されているもので、適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
25		第3章 電波利用 料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 に関する課題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題 ①電波利用料 額に関する課題	<p>【原案】 ・電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方</p> <p>【意見】 無線システムにはさまざまな目的や社会的意義があり、電波利用料制度の設計は、国民の利益に適うようバランスをとって行うべきである。電波の経済的価値を反映する仕組みを過度に推進することがないよう希望する。</p>	<p>頂いた御意見は、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
25		第3章 電波利用 料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 に関する課題 (3)電波利用料 の位置付け	<p>【原案】 本検討会では、電波利用料の活用に関する課題 「将来的な一般財源化」については、「電波利用料の活用」である電波利用料の活用に関する課題とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料は電波利用料の活用に関する課題という考え方は堅持すべきである。電波利用料は電波利用料の活用に関する課題以外の支出に充てるべきではなく、一般財源化には反対する。</p>	<p>頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
【株式会社テレビ東京】					

27	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2) 電波利用料額等の制度面の課題 ① 電波利用料額に関する課題	<p>【原案】 (2) 電波利用料額等の制度面の課題 これまでの本検討会における議論やパブリックコメントにおいて、次期(平成26年度～28年度)における電波利用料額の在り方や、電波利用料制度の枠組みの在り方について多くの意見や提案がなされた。 今後、電波利用料額や制度に関する議論の場等が設置された際に次に挙げる課題についての検討をさらに深めていく必要がある。 ① 電波利用料額に関する課題 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・ 電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・ 電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・ 免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・ スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・ 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・ オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方 【意見】電波利用料額の在り方について、弊社は貴検討会「中間とりまとめ案」(2012年7月5日)に対して以下の通り意見を述べました。 ・ 電波利用料制度は、平成23年の電波法改正で「電波の経済的価値」を従来よりも反映させる形となっています。電波の需給状況などの経済的価値を過度に反映させることは、高い収益をあげる電波利用システムが優先され、公共性の高い無線システムが排除されるような事態を招くおそれがあり、国民に不利益をもたらすと考えます。 ・ 放送事業は、正確な情報を迅速、的確、安定的に提供するなどの使命を負っています。東日本大震災の際、被災地の各局をはじめ放送事業者は、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。取材活動で集めた情報を、エリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、放送は、広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。使用する周波数の帯域や帯域幅が広いことなどが、すなわち電波の経済的価値が高いということではないと考えます。電波利用料の算定にあたっては、放送事業者が持つ、こうした公共的な役割と事業特性を十分勘案することが重要と考えます。 ・ また放送と通信の利用料負担のアンバランスがしばしば指摘されますが、それぞれのシステムに起因する違いを考慮すべきと考えます。携帯電話は双方向の通信であり、利用者の携帯電話端末にも電波利用料が課せられています。従って、電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、広く利用者が負担する仕組みとなっています。 ・ 一方、放送は単方向の送信を基本としており、受信機は無線局ではないため電波利用料は徴収されず、放送事業者のみが負担する仕組みとなっています。このため、見かけ上、携帯電話事業者を通じて納入される電波利用料の負担額が大きく見えるのに対して、事業者のみが負担する放送の負担額が小さく見えるというのが実状です。 ・ また放送の電波利用料にかかる「特性係数」は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されており、妥当な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。 次期の電波利用料額の見直しに関する今後の議論においては、上記意見を十分反映していただくよう、改めて要望いたします。</p>	<p>頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
【株式会社テレビ朝日】					
28	10	第1章 電波利用環境の変化 に応じた規律の柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3) 自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止	<p>【原案】 このため、事前措置としては、現に混信が発生していない段階においても、効果的に不適合機器の流通を抑制するため、市場に出回る微弱で免許不要と称する無線機器について流通の実態調査を強化するとともに、流通する製品の試買テストを新たに実施し、製造業者や販売業者等に対して、その測定結果を公表・指導・注意喚起し、不適合機器の流通の抑制を図ることが適当である。 【意見】 技術基準に適合していない無線機器の流通による混信が大きな問題となっているため、具体的な抑止策として製品試買テストを実施し、測定結果の公表・指導等を行うことは一歩踏み込んだ措置であり適切と考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
13	13	第2章 利用者視点に 立った電波の有効利用 の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】 このような周波数再編後に生じる受信障害を回避するため、新規格に対応した設備の購入や混信回避対策(フィルタ挿入等)の実施を促すなどの周知・広報活動について、関係業界も交え、検討すべきである。また、新業務からの受信障害を生じないような受信設備の設計や運用を進める必要がある。 【意見】 周波数再編後の受信障害は大きな問題となっており、関係業者も交えた周知・広報活動や受信障害の発生しない受信設備の設計・運用は必要と考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
13	13	第2章 利用者視点に 立った電波の有効利用 の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (2) 家電製品等から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】 情報通信機器や各種設備のインバーター、LED照明等から発生する不要電波が、AM放送や重要無線通信への混信等の一つの要因となっている。 【意見】 LED照明等による放射雑音はAM放送のみならずワンセグやマルチメディア放送等、デジタル放送受信環境にも影響を与える可能性があるため、これら機器の混信対策について早めの対策に取り組んでいくことが必要と考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
16	16	第2章 利用者視点に 立った電波の有効利用 の促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (1) 電波行政の見える化の推進	<p>【原案】 現行の調査サイクル(3年)を維持しつつ、必要に応じ、特定周波数帯を一定期間、毎年度調査を行うなど、適時柔軟に調査を実施 【意見】 柔軟な調査は周波数の有効利用につながると考えられますが、報告者側の負担軽減について配慮頂くとともに、ICT技術を利用した調査方法を取り入れるなど調査方法の改善も必要と考えます。</p>	<p>臨時に調査を実施するに際しては、御意見のとおり報告者側の負担軽減に配慮し、今後、電子的な回答手段を導入することとされています。</p>

21	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加	<p>【原案】 具体的には、電波利用料を活用した研究開発や技術試験事務により開発された技術など、電波のより一層の有効利用に資する技術を活用した無線システムの導入を加速化させることにより周波数のひっ迫対策を強化する取組について電波利用料を活用して支援することを新たな用途として追加すべきである。 その際、財源として電波利用料を活用することの妥当性及び受益と負担のバランス等の公平性を確保するため、支援の対象として、これらの無線システムの導入が、ア 周波数の移行・集約等により、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域を確保することができる場合であって、かつ、イ 国民生活における必要性や公共性が高い場合であって、周波数のひっ迫対策として効果が明確であるにもかかわらず、地理的や財政的な問題等により自力で取り組むことが困難な場合等の要件を満たす場合に限定することが適当である。 また、現行料額が平成25年度まで適用されること、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念等が表明されていることを踏まえ、一層の支出の効率化を図るとともに、予算規模等については、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討すべきである。</p> <p>【意見】 周波数ひっ迫対策についての電波利用料による支援について、電波利用料の現行制度を維持したうえで、電波利用料を活用することの妥当性及び受益と負担のバランス等の公平性を確保するため、具体的な条件が明示されたことは評価します。ただ、空いた周波数帯を将来的にどのような用途に使用するかビジョンも同時に明示することが必要と考えます。 また、今後、電波利用料の用途拡大をむやみに進めることにより予算規模が増加し、それが免許人の電波利用料の負担につながることを無きよう要望します。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、空いた周波数の活用ビジョンについての御意見は、新たな用途に係る施策の具体化に向けた検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。 さらに、無線局免許人の負担に関する御意見については、次期の電波利用料額の見直しに当たっての御意見として承ります。</p>
23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	<p>【原案】 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。</p> <p>【意見】 自由な提案公募により、多くのアイデアが生まれ、その基礎技術が次世代符号化圧縮技術や放送通信連携技術等に結びつくことにより放送サービスの高度化等が促進されると考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題	<p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等)</p> <p>【意見】 放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解し特性係数の意味合いを無くすることなく、さらなる料額の負担が発生することの無いよう強く要望します。また、放送事業者の意見を十分に反映されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
29	25 第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題	<p>【原案】 (2)電波利用料額等の制度面の課題 これまでの本検討会における議論やパブリックコメントにおいて、次期(平成26年度～28年度)における電波利用料額の在り方や、電波利用料制度の枠組みの在り方について多くの意見や提案がなされた。 今後、電波利用料額や制度に関する議論の場等が設置された際に次に挙げる課題についての検討をさらに深めていく必要がある。</p> <p>① 電波利用料額に関する課題 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方</p> <p>【意見】 今後、電波利用料の料額について議論や検討をする場合は、放送の公共性を十分に考慮した上で料額を決定すべきである。 さらに、現在の放送の電波利用料にかかる特性係数は、「国民への電波利用の普及に係る責務等」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を勘案して規定されており今後も維持すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>

30	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2) 電波利用料額等の制度面の課題 ① 電波利用料額に関する課題	<p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数・国等の無線局の軽減措置、新規参入事業者への軽減措置等) 電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) 免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方 <p>【意見】 スマートメーターによる電波利用料は以下の観点で減免すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートメーターにかかる全通信費は一般の携帯電話と比し極端に少ない(月額数十円程度)と予想されるため、携帯電話と同等の電波利用料では著しく高い利用率となり、スマートメーターへの適用そのものを阻害する可能性がある。 現在東京電力が計画しているスマートメーターの展開は2014年度から計画されており、新生東電のシンボリックなプロジェクトとして位置付けられている。しかしながらその通信インフラとしては携帯回線が実証されている最も有望な選択肢となっているが、前述の電波利用料によってこのプロジェクト自体が成立しないという問題を引き起こしかねない。 また、スマートメーターは国際標準技術を取入れることで公正な競争環境のもと電力会社の調達コストを下げる狙いがあるが、通信技術の選択肢のなかで携帯電話が困難となると海外の低価格なデバイスによるコストダウンの実現が困難である。 逆に、海外で主力となってきているスマートメーターへの携帯回線の利用について日本国内での導入が滞ると国内メーカーの海外進出を阻害する要因となる。 <p>以上より、欧米と比較しても高額な電波利用料は減免する方向で検討が進むことを期待する。</p>	<p>頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>なお、見直しに当たっては、他の無線局との公平性を確保しつつ、実際に電波利用料を負担する利害関係者(無線局免許人等)の意見を十分に踏まえながら、全体の中で検討を進める必要があります。このため、総務省において平成25年にオープンな検討の場を設け、スマートメーター等の料額の在り方を含めた料額の見直しの方向性について、平成25年の夏頃までに方向性を得ることとされています。</p>
31	5	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (2) 免許不要局の運用の効率化	<p>【原案】 特に、最近のスマートフォンの急増等に対応するため、トラヒックのオフロード対策として、携帯電話事業者等が無線LANのアクセスポイントを大量に増設することにより、無線LANのアクセスポイント間のふくそうが生じ、利用者のスループットが低下するなどの問題が顕在化してきている。</p> <p>【意見】 免許不要な周波数帯域は使用する機器の出力電力が低く設定されており、その機器利用者個人が近い距離を有線接続する代わりに無線接続する用途に使われることが多く、個人が自由に使える数少ない周波数帯域と認識される。その免許不要な周波数帯域に、特定の周波数を独占的に使用できる権利を持っている携帯電話事業者が自身の独占的に使用できる周波数を持っているのにも関わらず、さらにトラフィックオフロードを目的として免許不要な周波数帯域に無線LANのアクセスポイントを設置し、個人が自由に使える数少ない周波数帯域を減らしていることが問題と考える。</p> <p>特定の周波数を独占的に使用できる権利を持っている事業者が数少ない免許不要な周波数帯域を使うことを許すのであれば、原案で提示されている免許不要局の運用の効率化を検討する前に利用者からみて公平な利用施策を考慮する必要があると考える。</p> <p>(公平な利用施策例) ○その事業者が独占的に使用している特定の周波数で動作する低出力フェムトセル基地局を利用者個人が屋内に限り、免許不要な周波数帯域の無線LANのアクセスポイントと同様に、基地局免許不要で自由に設置して使えるようにする ○その事業者が独占的に使用している特定の周波数を他の事業者等も使うことを許す ○その事業者が免許不要な周波数帯域にトラフィックオフロードしなくてもいいように、現在のデータ定額プランを廃止して、従量課金、データパックプランまたは通信速度を遅くするなどの制限をかける ○その事業者が免許不要な周波数帯域にトラフィックオフロードした分の料金を利用者に対して返還する</p> <p>原案で提示されている免許不要局の運用の効率化を検討することは、次のステップの話として必要があると考える。</p>	<p>一般的に、トラヒックのオフロード対策として、無線LANを活用することは、携帯電話のための周波数帯域の逼迫に伴う将来的な追加割当の頻度やその帯域の節約に資すると考えられ、結果的には無線局免許人全体の受益に資すると考えられます。</p> <p>また、報告書(案)においても提示している5GHz帯の利用促進等に、携帯電話事業者等を含め公衆無線LAN設置事業者等が率先して取り組むことで、結果的に一般利用者の使用する2.4GHz帯無線LANの効率的な運用にも貢献することとなると考えられます。</p>
32	13	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (2) 家電製品等から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】 情報通信機器や各種設備のインバーター、LED照明等から発生する不要電波が、AM放送や重要無線通信への混信等の一つの要因となっている。また、今後普及が見込まれるスマートメーター等が家電製品等の近傍で使用された場合、それら無線機能への影響も懸念されている。家電製品等から放射される不要電波について、電波法では、高周波利用設備として規律しており、電子レンジ、電磁誘導加熱式(IH)調理器等が対象となっている。LED照明及び電子制御が組み込まれた電気機器など、将来的にヘルスケア機器など他の無線通信に影響を与えるおそれがある設備等について、国際無線障害特別委員会(CISPR)規格との整合性等を図りながら、順次、具体的な規律の対象として検討すべきである。</p> <p>【意見】 家電機器の多くが既に「電気用品安全法」において不要電波に対する基準適合が義務付けられています。従いまして、新たに電波法に規律を設けた場合、電安法との二重規制となり、業界が混乱することにもなりかねませんので、既に「電気用品安全法」にて規制されている機器につきましては二重規制とならないよう、整合性のご配慮をお願い致します。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
33	23	第3章 電波利用料の新たな活用分野の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野の充実・強化	<p>【原案】 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。</p> <p>【意見】 原案を支持いたします。</p> <p>なお、提案公募の際には、先進的かつ独創的な研究課題を目指す提案を行う上で関係者による柔軟な検討が望ましく、このような活動を行うフォーラムやグループなどの任意団体からの提案を受け付けられることが必要と考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	<p>【原案】 研究開発等の成果の普及の加速化を図るとともに、無線システムの国際標準化や国際展開を推進する観点からも、テストベッド等を有効活用した実証試験を推進する。</p> <p>【意見】 原案を支持いたします。 テストベッドの活用については、p7に「その際、有効なテストベッドを維持・強化する観点からは、テストベッド自身をテーマとする研究開発に取り組むことについて考慮すべきである。」との記述があるのとおり、費用対効果の観点から独立行政法人や大学等が有する既存の設備を充分活用するとともに、それらを維持・強化し総合的な実証試験環境の構築を推進していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【YRP研究開発推進協会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
34	21	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ①用途の追加に関する基本的な考え方</p> <p>【原案】 ～前文略～ また、現行料額が平成25年度まで適用されること、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念等が表明されていることを踏まえ、一層の支出の効率化を図るとともに、予算規模等については、無線局の免許人に対する影響について配慮しつつ検討すべきである。</p> <p>【意見】 新たな電波利用料の使途拡大においては、既存の免許人の電波利用料が負担増とならない等の配慮を頂くとともに、十分な検討を行うと共に、電波利用料を負担している免許人の総意を得たうえで適用されることを希望致します。</p>	頂いた御意見は、新たな使途に係る施策の具体化に向けた検討の際に参考とさせていただきます。
25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題	<p>【原案】 これまでの本検討会における議論やパブリックコメントにおいて、次期(平成26年度～28年度)における電波利用料額の在り方や、電波利用料制度の枠組みの在り方について多くの意見や提案がなされた。 今後、電波利用料額や制度に関する議論の場等が設置された際に、次に挙げる課題についての検討を更に深めていく必要がある。</p> <p>【意見】 今後のワイヤレスシステムにおいては、M2M等の各種機器への組込み型の通信モジュールの普及が進むことが想定され、今後の技術革新により、より小型なモジュールが商品化されることにより、今まで以上に各種機器への実装が容易になることから、その普及規模が拡大し、対象無線局数が増大することが、十分想定されます。</p> <p>現行の電波利用料制度においては、個々の無線局単位について発生する料額については、対象無線局数の増大により、免許人における事務手続きの煩雑さも増える傾向となっております。 今後多様化により、更なる利用の拡大が想定される無線システム(端末系)の電波利用料については、免許人の事務負担の軽減の観点から、無線局単位での課金制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収への一本化等の制度改革を行うなど、電波利用料の徴収方法等の在り方についても検討が必要と考えます。</p>	頂いた御意見は、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
25-26	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (3)電波利用料の位置付け	<p>【原案】 本検討会では、電波利用料額等に関する課題(3)電波利用料の位置付け 「将来的な一般財源化」については、「電波利用料額等に関する課題(3)電波利用料の位置付け」の検討とは区別して、電波監視政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がされるべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用料額等)を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度として導入されたものであり、その基本的な考え方は堅持するべきであり、一般財源化するべきではないと考えます。 一般財源化により、電波利用料を負担する無線局免許人と何ら関係のない目的に利用されることは、電波利用料制度の趣旨を逸脱することから、その根幹を揺るがすものになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
35	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題 ①電波利用料額に関する課題</p> <p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方</p> <p>【意見】 スマートメーターの電波利用料の減免が、スマートメーター普及のために必要です。スマートメーターの普及は(1)エネルギーの効率的利用、(2)二酸化炭素排出量の削減に貢献します。 ・スマートメーターの普及のためには、世帯カバー率が非常に高い携帯電話のネットワークを活用すべきです。しかし、そのサービスに課せられている電波利用料は、日本におけるスマートメーターの普及と関連産業の成長を大きく阻害する可能性が高いと考えます。 ・東京電力は「総合特別事業計画」に基づいて管内約2700万戸にスマートメーターを設置することを計画しています。この設置が進めば、日本のスマートメーター関連市場が急速に拡大することが期待できます。現行の電波利用料の料額設定がスマートメーターに適用された場合、スマートメーター普及の大きな障害となります。 ・東京電力は2012年12月にRFPを提示、2013年2月中に提案を締め切る予定で、総務省は次期電波利用料改定(2014年)を待たずにスマートメーターに対する電波利用料の減免を実現するよう、早急に検討を進めるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Itron Inc.】</p>	頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。 なお、見直しに当たっては、他の無線局との公平性を確保しつつ、実際に電波利用料を負担する利害関係者(無線局免許人等)の意見を十分に踏まえながら、全体の中で検討を進める必要があります。このため、総務省において平成25年にオープンな検討の場を設け、スマートメーター等の料額の在り方を含めた料額の見直しの方向性について、平成25年の夏頃までに方向性を得ることとされています。

36	5	第1章 電波利用環境 の変化 に応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 (2)アマチュア無線局の手続の簡素化	<p>【原案】 アマチュア無線局は、政令で定められている無線従事者の操作可能な範囲3に応じ、所有する無線設備が発射可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を指定された上で免許されており、これら指定事項以外の電波を発射できる無線設備を新たに使用する場合は、無線設備の変更と指定事項の変更の手続が必要であるため、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のため、手続の簡素化の要望が出ている。 このため、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。</p> <p>【意見】 アマチュア無線の免許手続き、特に「無線設備の指定事項の包括指定」に関する方向性は、過去に例のない行政指針であり、担当委員、行政官と検討結果を高く評価したい。 一方、今回の免許手続きの簡素化が、技術基準適合証明を受けた無線設備だけに限定している点については、さらなる改善を求めたい。 改善が必要となる理由は、以下の通りである。</p> <p>① 現在技術適合証明を受けた無線機の変更、増設については、各総合通信局に届出だけする手続きの簡素化が実施されている。 ② 一方アマチュア無線の開設主旨となる、「無線技術に対する個人的な興味により行う、自己訓練や通信、また技術的研究技術的興味の向上を努める」ことから得られる自作無線設備については、昭和34年(1959年)、日本アマチュア無線連盟により、自作無線機の保証認定制度を開始した。この制度は、当時全てのアマチュア局が当時の電波監理局の無線設備検査を受ける制度を10W以下の無線設備については、日本アマチュア無線連盟が書類審査して無線設備の保証認定をすることにより、無線設備検査を省略した画期的制度であった。その後53年間を経た現在、保証認定制度は株式会社TSSに業務委託しているが、保証認定制度が無くなったわけではない。 ここで、アマチュア業務の本質である、自作無線機については、変更手続き全体に占める比率は低い現状ではあるが、アマチュア業務の本質についての行政手続きが保証認定制度開始から53年間大きく簡素化がなされていないことについては、無線技術証明を取得している市販無線機に近い手続きの簡素化を要望したい。 ③ アマチュア業務の本質である、「無線技術に対する個人的な興味により行う、自己訓練や通信、また技術的研究技術的興味の向上を努める」精神は、アマチュア業務の高度化、成熟化の中で比重が高まっている。 たとえば、業務無線にも導入が検討されている、パーソナルコンピュータとソフトウェア無線(SDR)を利用したデジタル信号処理技術については、主にアメリカ、欧州のアマチュア無線家が積極的に技術導入を進めて、一般への応用をリードしている。 ④ 我が国においては、通信機メーカーによるデジタル技術開発が盛んであり、また無線設備の保証認定制度があるため、ソフトウェア無線、アマチュアテレビのデジタル化、デジタル高精細化において、アメリカ、欧州に対して、新規技術の導入が遅れているのが現状である。 この理由は、開発している過程、完成後の無線設備の保証認定において、新規技術の保証認定を得るために、新規の申請書類を作成しかつ、新規技術の説明を追加で求められるなど、無線設備の認可に時間を要することがなど大きな障害となっている。 新しい技術が進む無線において、その技術進化を無線行政の行政手続きが障害となることは、我が国の技術的優位性を世界で維持するためにも避けなければならない課題となる。 ⑤ アマチュア業務の本質である、「無線技術に対する個人的な興味により行う、自己訓練や通信、また技術的研究技術的興味の向上を努める」から得られる自作無線機については、できるだけ技術的興味を支援する無線行政手続きとするべきである。以上を踏まえて、たとえば無線設備から副次的に放射されるスプリアスなどの他無線業務への影響を考慮し、空中線電力が10Wまたは50Wの移動局の場合は対応するなど、無線行政のより柔軟な対応を期待したい。 我が国のアマチュアから将来、新規技術が発展するような無線行政になるように検討していただきたい。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、自作した無線機等、技術基準適合証明を受けていないものは、工事設計の審査とともに、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認が必要であるため、手続の簡素化の対象として検討しておりません。</p>
6-7		第1章 電波利用環境 の変化 に応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3)周波数再編の加速 ①迅速かつ適切な周波数の割当て	<p>【原案】 一般的に、このようなデジタル化等に伴う周波数の集約・再編には一定の期間を要するものの、当事者の自主的な取組のみに委ね、両方式の併存期間が長引けば、かえって電波の非効率な利用が続くことになる。更なる周波数再編等をより迅速かつ適切に実施するためには、このような自営系・公共系システムのデジタル化の着実な推進に向けた方策を検討する必要がある。</p> <p>【原案】 この原案の方向性については、担当委員、行政官の検討結果を高く評価したい。 一方で、アマチュア業務の周波数割り当てについては、船舶通信業務、船舶の航行支援通信(LORAN)については、衛星通信の利用にすでに移行している。この結果、次の短波周波数帯については、国際電気通信規則でアマチュア業務に周波数割り当てをされている以下の周波数帯については、早期に国際電気通信規則通りの周波数割り当てを実施していただきたい。 ① 1800kHz帯 無線船舶航行の支援は、ロランAが廃止している。このため、現在1800kHz帯、1900kHz帯については、国際電気通信規則通り1800-2000kHzの割り当てを早期にいただきたい。 ② 3.5MHz 3.7MHz 3.8MHz帯 この周波数帯を使用していた船舶通信は、近距離はVHF帯、遠距離は衛星通信に移行している。このため国際電気通信規則でアマチュア業務に割り当てられている3.5MHz-3.9MHzまで周波数割り当てを早期にいただきたい。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 アマチュア無線用周波数の拡大については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

【個人】

37	14	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	2. 高周波利用 設備の円滑な 導入	<p>報告書原案に賛成です。 報告書(案)の中に、日本でのEV/PHV向けワイヤレス給電システムに関する研究開発を主導する活動を続けている私ども自動車技術会ワイヤレス給電技術部門委員会として提出させていただいた、ワイヤレス給電システムの早期実用化・普及のために、日本国内での研究・開発の一層の加速の為の要望・意見を反映していただき、ありがとうございました。</p> <p>【原案】 近年、世界的なエネルギー問題等に対応したスマートコミュニティや持続可能な車社会の実現に向け、家電製品や電気自動車等において、迅速かつ容易に充電することを可能とするワイヤレス給電システムを導入するニーズが高まってきており、その円滑な導入のための制度整備が求められている。電気自動車に対応したワイヤレス給電システムについては、2015年の実用化を目指すなどロードマップを参考に円滑な導入に向けて、官民が連携した役割分担の下、国際協調を図りながら、我が国の技術優位性を維持した取組を加速させる必要がある。</p> <p>【意見】 当委員会はワイヤレス給電分野におけるわが国の技術優位性を維持・向上させることに注力し、2014年から2015年に想定される、EV/PHEVに向けた実用化に備える研究活動を行う中で、BWF、JARI等々と協調し技術的なサポートを積極的に推進していきます。加えて2014年春に自動車技術会主催で開催予定のEVTec2014(横浜)などを通じ産官学の国際連携に寄与していく所存です。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
	15	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	2. 高周波利用 設備の円滑な 導入	<p>【原案】 他方、屋内外での幅広い利用により、仮に無線局への混信等が生じた場合の影響は大きことから、他の無線機器との共用及び人体への安全性等が担保されることを十分に検証した上で、ワイヤレス給電システムから漏えいする不要電波の許容値の規定等を十分に検討し、制度整備を図ることが必要である。</p> <p>【意見】 当委員会もワイヤレス給電システムの実用化において他の無線機器との共用及び人体への安全性等が担保されることが極めて重要であると認識しています。他のシステムとの共存検討および人体防護の観点での研究開発の推進を加速させ、社会に円滑に受け入れられ、ワイヤレス給電システムが利便性、安全性の高い技術として国内外で早期普及することに尽力していく所存であります。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人自動車技術会 ワイヤレス給電システム技術部門委員会】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
38	5	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (1)免許局の規 律の簡素化 (2)アマチュア 無線局の手続 の簡素化	<p>【原案】 アマチュア無線局は、政令で定められている無線従事者の操作可能な範囲に 応じ、所有する無線設備が発射可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を指定された上で免許されており、これら指定事項以外の電波を発射できる無線設備を新たに使用する場合は、無線設備の変更と指定事項の変更の手続が必要であるため、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のため、手続の簡素化の要望が出ている。</p> <p>このため、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。</p> <p>ただし、隣接周波数帯の他の無線局等との混信を回避するため、設置場所等に一定の制約がある周波数帯(例えば、136.75kHz、1280MHz等)は適用を除外する必要がある。</p> <p>【意見】 賛成いたします。早期の実施を希望します。2013年4月から施行していただきたい。 総合通信局様へのご負担がなくなり、コスト削減を図れます。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
13-14	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	1. 無線局の良 好な受信環 境の保護 (2)家電製品 等から発生 する不要電 波等への 対策		<p>【原案】 情報通信機器や各種設備のインバーター、LED照明等から発生する不要電波が、AM放送や重要無線通信への混信等の一つの要因となっている。また、今後M2Mが普及し、無線機能が組み込まれたヘルスケア機器や、今後普及が見込まれるスマートメーター等が家電製品等の近傍で使用された場合、それら無線機能への影響も懸念されている。</p> <p>家電製品等から放射される不要電波について、電波法では、高周波利用設備として規律しており、電子レンジ、電磁誘導加熱式(IH)調理器等が対象となっている。</p> <p>LED照明及び電子制御が組み込まれた電気機器など、将来的にヘルスケア機器など他の無線通信に影響を与えるおそれがある設備等について、国際無線障害特別委員会(CISPR)規格との整合性等を図りながら、順次、具体的な規律の対象として検討すべきである。</p> <p>他方、電波環境は各国の住環境等により事情が異なり、我が国のように家電製品や電気機器等が高密度に利用される環境で発生する不要電波やその不要電波からの耐性に関する基準が必ずしも各国と一律にならないこともあり得るため、諸外国と連携しながらCISPRをはじめとする国際機関に対して規格の提案を行い、積極的に取り組んでいくことが適当である。</p> <p>【意見】 アマチュア無線に指定されている周波数にも妨害が発生しており、1アマチュア無線家として妨害を発生していることを発生元に言いにくい。 インバータ回路に対しての規制を厳しくして対応してほしい</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

14	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	1. 無線局の良 好な受信環 境の保護 (3)エネルギー 管理システム 等から発生す る不要電波等 への対策	【原案】環境・エネルギー問題に対応して、国内外において、スマートグリッド(次世代送電網)、HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)等のエネルギー管理システムの導入ニーズが急速に高まっているが、これらには、太陽光発電系統連系コンディショナ(GOPC)をはじめ、大電力のインバーター等が含まれる場合が多く、不要電波の発射源となるおそれがある。 GOPC等からの不要電波の抑制については、既に、CISPRIにおいても重要な課題として取り上げられており、今後のエネルギー管理システム等の普及や国際動向を見据えつつ、他の無線通信への影響を抑制するため、順次、具体的な規律の対象として検討すべきである。また、エネルギー管理システムからの不要電波等の取扱いについて、他の分野の標準化と同様、国際標準化活動の充実・強化を図るとともに、この不要電波による無線通信への影響を軽減するといった観点からの研究開発等を推進することが適当である。 【意見】アマチュア無線に指定されている周波数にも妨害が発生しており、1アマチュア無線家として妨害を発生していることを発生元に言いにくい。太陽光発電のインバータ回路に対しての規制を厳しくして対応し、アマチュアバンドの妨害が発生する機器は販売の停止、対策を販売メーカーの責任を明確化してほしい	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
39	4	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 携帯電話基地局の設置手続きを簡素化するため、包括免許をフェムトセル基地局以外の携帯電話基地局にも拡大することを検討課題として取り上げている点に賛同します。 携帯電話基地局を高密度化する際には、バックホールを柔軟に施設できることも求められます。このバックホールには有線だけでなく無線の利用も考えられるため、携帯電話基地局の部分のみ包括免許が適用され、バックホールの無線設備が個別免許のままでは結果的に設置手続きを簡素化することにはなりません。法規の整備の際にはバックホールも含めた携帯電話基地局を構成するすべての無線設備に対して包括免許の適用を検討すべきです。	【個人】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 携帯電話基地局のバックホールの無線設備については、携帯電話基地局等とその性質が異なるため、今回の包括免許の対象ではありませんが、頂いた御意見につきましても、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
6	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (2)免許不要局の運用の効率化	無線LANシステムへの新たな周波数の割り当ての可能性の検討が取り上げられている点について賛同します。 次世代高速無線LAN(802.11ac)の導入について先般答申が出されましたが、2.4 GHz帯の無線LANの混雑状況を見ると、今後5 GHz帯の利用も急速に進み周波数が逼迫することが予想されます。欧米諸国では5 GHz帯の新周波数の割り当ての議論が始まっており、我が国もこれらの動きに遅れないよう検討を開始するべきと考えます。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
7	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3)周波数再編の加速	本節において米国におけるインセンティブオークションの実施動向の注視について言及していますが、インセンティブオークションとホワイトスペース活用に関する議論との関連性についても明確に記述すべきと考えます。 ホワイトスペースについてはあらゆる面から効率的な利用を促進し、ブロードバンドへの適用を検討すべきと考えます。	御意見にある「インセンティブオークションとホワイトスペース活用に関する議論との関連性」が具体的にどのようなものを指すものか必ずしも明確ではありませんが、ホワイトスペースの活用については、技術面、運用面の検討等を、総務省において着実に実施しているところであります。
8	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保	グローバルに流通する情報通信機器の早期市場投入や海外展開を促進するため、我が国の技術基準についても国際規格に準じたものにしていく必要があると考えます。技術基準の大括り化が検討課題として取り上げられている点について賛同するとともに、国際規格では要求されない基準(例えば、送信電力の下限値)を除くなどの検討をお願いします。 現在すでに議論が始まっている第4世代移動通信システムの技術条件から適用されていくことを希望します。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
14	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	2. 高周波利用設備の円滑な導入	ワイヤレス給電システム導入の促進のため、官民連携の下、国際協調、日本の技術優位性維持のための取り組みの検討に賛同いたします。 適用される制度整備は、現行のものをもとに検討開始されるべきですが、将来に向けてワイヤレス給電の枠組みで国際協調されたものが今後検討されるべきと考えます。また、周波数帯が低いことから、電磁波のばく露評価や既存システムとの共存検討にはさまざまな観点からの測定評価手法の導入が検討されるべきと考えます。さらに、周波数割当を必要とする実証試験が必要になると思われますので、実験周波数割当や試験運用などの支援の検討をあわせてお願いいたします。	報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
23	第3章 電波利用 料の活 用の在 り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の使途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)	3GPPにおいて端末間通信(D2D: Device-to-Device)をパブリックセーフティーに活用する議論が行われていることは、本検討会の中間取りまとめ(案)に対するパブリックコメントで申し上げた通りですが、最終報告(案)において災害時の通信手段について記述されている本節では端末間通信についても記述されるべきと考えます。 3GPPにおけるソリューションは、携帯端末で通常使用される通信手段として利用できる一方で、米商務省や世界的なオペレータなどが災害時における端末間の通信手段として利用できる可能性を大いに期待しています。国内でも端末間通信をインフラ用途の状態で通信手法として検討を開始するとともに、電波利用料をインフラ設備のデジタル化だけでなく、端末間通信のような新たな通信機能の評価と普及などに役立てることを提案します。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
25	第3章 電波利用 料の活 用の在 り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題 ①電波利用料額に関する課題	スマートメーターに対する電波利用料は減免とすることが必要であり、次期電波利用料改定(2014年)を待たずにスマートメーターに対する電波利用料を減免とするよう、早急に検討を進めるべきです。 スマートメーターに対する電波利用料は減免は下記に示すスマートメーター普及および国際競争力の観点から必要であると考えます。 ・M2M(Machine to Machine)はエネルギー、医療、物流、自動車などの様々な分野において展開されれば、急速に市場が拡大することが予測されている。 ・M2Mの中でも、既に全世界に普及しており世帯カバー率が非常に高い状況に至っている携帯電話のネットワークを活用できるオプションが必要であるが、そのサービスに課せられている電波利用料は、日本におけるM2M普及と産業の立ち上がり大きく阻害する可能性が高い。 ・スマートメーターは喫緊の課題となる。東京電力は「総合特別事業計画」に基づいて管内約2700万戸にスマートメーターを設置する計画であり、2012年12月にRFPを提示、2013年2月中旬に提案を締め切る予定である。この普及が進めば、日本のM2M市場が一挙に拡大することが期待されるものの、現行の電波利用料の料額設定がスマートメーターに適用された場合、携帯電話等の公衆網を利用するスマートメーターの場合、想定される料金金に対して電波利用料の割合が高くなるため、M2M市場の要諦となるスマートメーター普及の障害となる。また、東京電力のスマートメーターは政府国際調達対象案件であるが、電波利用料負担は国際スマートメーター調達の側面から日本の特異な事案となる可能性がある。	頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。 なお、見直しに当たっては、他の無線局との公平性を確保しつつ、実際に電波利用料を負担する利害関係者(無線局免許人等)の意見を十分に踏まえながら、全体の中で検討を進める必要があります。このため、総務省において平成25年にオープンな検討の場を設け、スマートメーター等の料額の在り方を含めた料額の見直しの方向性について、平成25年の夏頃までに方向性を得ることとされています。

40	5	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 (2)アマチュア無線局の手続の簡素化	【原案】 ③アマチュア無線局の手続きの簡素化 アマチュア無線局は、----- このため技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用数場合は無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続きの簡素化について検討する事が適当である。 【意見】 ③ アマチュア無線局の手続の簡素化 200Wを超えるアマチュア局は、現在無線局設置場所で国または登録点検事業者による立ち入り検査が行われ、電波の質、申請通りに無線設備の工事が実施されているか、そして近隣への電波妨害の有無を確認してから無線局免許が与えられている。 このため、使用する無線設備をメーカー製の最新型等に新設、変更する場合においても、国または登録点検事業者による立ち入り検査を受けなくてはなりません。 これら無線設備は技術適合証明を受けた200以下の無線設備と同様電波の質に影響、電波障害を生じる恐れはない。出力の差異が有るだけでありこれはきわめて形式的でありかつ不合理です。 この事から現在実施されている200以下の無線設備の新設・変更と同様、200Wを超える無線設備においても技術基準適合証明を実施する事により、200Wを超えるアマチュア無線局においても、技術基準適合証明を受けた無線設備により新設、変更する場合は200W以下の無線局と同様変更検査を省略するようにして頂きたい。	空中線電力200W超の無線局は、他の無線局への混信等の影響が大きいことから、無線設備等が法令の規定に合致しているか否かを確認していくことが必要と考えられますので、簡素化の対象として検討は行っていません。
13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有効 利用の 促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (2)家電製品等から発生する不要電波等への対策	【原案】 (2)家電製品等から発生する不要電波等への対策 情報通信機器や各種設備のインバーター・・・ 【意見】 2～30MHzまでの全ての周波数を利用するPLC(電力線搬送波高速通信)無線設備は、貴重な電波資源の電波監理上極めて異常であり、他の無線局に重大な受信障害を起こすことが危惧され、何十年も厳しく規制されてきた。 現在のPLCの技術基準では電力線から漏洩する雑音電波により無線局の受信障害を生じる危険性が実験により確かめられているにもかかわらず受信障害を与えても漏洩電波には識別符号が存在しないため発生源を知ることは不可能です。そのため受信障害の報告は誰いかにようになり、正しい推測ではありません。さらにPLCに相当する代替技術が進歩、発展しており受信障害を伴うPLCに固執することなく、PLCは厳しく規制すべきです。	頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。	
14	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有効 利用の 促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (3)エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策	【原案】 環境・エネルギー問題に対して・・・ 【意見】 賛成である。 東日本大震災後、太陽電池発電が進められている。発電に付随する直交流変換設備において発生する不要電波により短波帯受信設備において受信障害が多発しているため他省庁との調整を行い不要電波の発生を防ぐ必要がある。 また、一部薄型テレビジョンにおいて発生するパルス性放電雑音による電波障害が発生しており見逃されている状況にある。中波帯から超短波帯における受信障害を防止する必要がある。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	
10	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有効 利用の 促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (1)電波行政の見える化の推進	【原案】 (2)電波の利用状況調査の見直し 【意見】 さらに進めるよう賛成する。 ITU、第三地域では3.5～3.8MHz帯は、アマチュア無線と他業務の共同使用と規定されています。この周波数帯で無線局免許が与えられている他の無線局には全く無線通信業務を行っていない、運用実体のない無線局が存在している。 電波の有効利用の観点から甚だ疑問であり、電波の利用状況調査をさらに進め、長期間利用実績の無い無線局には免許を更新すべきでは無いと考える。仮に非常時のためのバックアップ回線が必要な場合は、現状より更に安定した通信の確保可能な衛星回線利用を勧奨すると共に無線局免許を維持するのであれば、普段はアマチュア局と共用で使用し、非常時には業務局が優先使用できるという弾力的な免許制度に改めて電波の有効利用を図るべきと考えます。 【個人】	アマチュア無線用周波数の拡大については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。	
41	8	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (1)新たな規格への迅速な対応	【原案】 このような製品の早期市場投入や海外展開を促進するため、国際規格の策定段階での素早い技術基準の策定をより一層推進するとともに、海外動向等を踏まえつつ、可能な限り多くのシステムで、測定方法も含めた早期の制度整備を図ることが適当である。 【意見】 早期市場投入や海外展開を促進するためにも、製造メーカーの技術アピールの場として、展示会等におけるデモンストレーションを行うのが有効です。しかし我が国においては、無線設備の紹介を行う場合、技適マーク表示の無い無線設備は、対向機器等と有線接続された状態でデモンストレーションを実施せざるを得ず、技術紹介の効果が最大限に発揮できません。改めて一定の基準により基準認証、免許局を取得しなくても電波が出せるように要望致します。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 なお、一般的に、微弱を超えない電波を出す無線局その他電波法上免許不要とされる無線局以外については、電波を放射するに当たり他の無線局との干渉等の可能性があることから、免許不要とすることについては、慎重な検討が必要と考えられます。 なお、実験試験局の免許を取得することにより、無線でデモンストレーションを実施することは可能です。
9	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3)自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 ①自己確認制度の対象拡大	【原案】 我が国の技術基準適合自己確認制度では、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等を与えるおそれの少ない携帯電話端末等について対象としているが、前述のような国際動向等を踏まえ、無線設備の技術基準、使用態様、他の無線局に混信妨害を与える影響の度合いを勘案し、例えば、携帯電話端末に搭載された無線LAN端末について対象とすることを検討することが適当である。 なお、このような自己確認制度の新たな対象範囲の拡大に当たっては、技術基準不適合の流通拡大へのリスクが存在するため慎重な検討を行うことが必要である。 【意見】 「例えば、携帯電話端末に搭載された無線LAN端末について対象とすること」が示されていますが、この複合端末は例示であって、無線LAN端末全般(2.4GHz、5GHz、Bluetooth、等)が自己確認制度の対象になることを意味していると理解致しました。また、無線LAN端末と限定するのではなく、さらなる拡大の検討を頂き、将来に向けて自己宣言制度への移行の検討を改めて要望します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、自己確認制度の対象範囲の拡大に当たっては、技術基準に適合しない機器の流通が拡大するリスクが存在するため慎重な検討を行う必要があります。	

10	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3) 自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 ②技術基準不適合機器の流通防止	【原案】 このため、事前措置としては、現に混信が発生していない段階においても、効果的に不適合機器の流通を抑制するため、市場に出回る微弱で免許不要と称する無線機器について流通の実態調査を強化するとともに、流通する製品の試買テストを新たに実施し、製造業者や販売業者等に対して、その測定結果を公表・指導・注意喚起し、不適合機器の流通の抑制を図ることが適当である。 【意見】 微弱で免許不要と称する無線機器だけでなく、無線機器全般について流通の実態調査の強化を要望致します。	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
11	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (4) 流通後の新技術への対応と環境負荷の低減 ①製品出荷後の新たな無線機能の追加	【原案】 ソフトウェア無線技術等は、無線設備のモジュール化、さらには、将来的な機能向上に対応した技術でもあり、モジュール化の更なる進展状況や各国動向等を踏まえつつ、今後必要に応じ、前述の認証効力の範囲等について検討していくべきである。 【意見】 ソフトウェア無線技術は将来有望な技術であり、その特徴を活かせる様に、柔軟な形の基準認証制度の検討をお願いします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
11	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (4) 流通後の新技術への対応と環境負荷の低減 ②修理再生する携帯電話端末の技術基準適合性の確保	【原案】 他方、製造業者との契約等がなく、工事設計情報の提供を受けていない第三者が、修理・検査した再生品の取扱いが必ずしも明確ではなかったため、技術基準適合性が担保される修理の範囲等を明確化することが適当である。 具体的には、製造業者との契約等のない第三者においても、例えば、不要となった携帯電話端末からの液晶パネル等の部品を回収し、同機種の携帯電話端末を修理した場合は、修理の実施者を問わず技術基準適合性が担保されている可能性がある。このような修理の範囲及び再生端末の管理手法等を明確化するため、関係団体・事業者等とともに、ガイドラインの策定を含めた対策を検討するべきである。 【意見】 製造業者と正規の契約を結んだ業者による修理再生は、既に我が国でも行われており、これによる環境負荷低減や、一般消費者の負担軽減等には、一定の貢献をしております。しかし、今回の報告書(案)の、「製造業者との契約等のない第三者」が修理することに対して、強い懸念を抱いております。 「製造業者との契約等がなく、工事設計情報の提供を受けていない第三者が、修理・検査した再生品」は、製造業者としては製造物責任(技術基準適合性を含む製造品質)を担保できません。また修理再生後の物品に関して、製造業者と契約がない第三者との責任分界が電波法以外の部分で不明確であり、一般消費者に安心・安全な製品を提供できない場合が起こることを強く危惧致します。 今回の報告書(案)で例示されている液晶パネルの交換の場合でも、製品を分解し、再度組み立てる場合には、電波特性や防水性能等を製造時と同様に確認することが必要であり、工事設計情報や製造情報がない状態では、正当な品質確認ができないと考えます。 さらに、以下の点に非常に大きな課題があると考えます。 ①製造業者ブランドの保護(修理再生品故障による、ブランド毀損の恐れ) ②個人情報の保護 従って、検討の前提条件となっている「製造業者との契約等がなく、工事設計情報の提供を受けていない第三者が、修理・検査した再生品」との条件自体の再考を強く希望致します。	修理の範囲及び再生端末の管理手法等を明確化するため、今後、関係団体・事業者等において、ガイドラインの策定について検討することとしています。御指摘の点については、こうした検討の場で具体的に関係者間で話し合われるものと考えております。
15	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (1) 電波行政の見える化の推進 ①電波の利用状況の見える化の推進	【原案】 電波は見えないものであることから、「見えないものは責任が持てない、納得できない、協調できない」との指摘があるように、電波を国民に広く分かりやすく「見える化」するための取組は、電波政策を考える上で重要な役割を担うものであり、オープンガバメントの一環として、これを着実に推進することが適当である。 米国においては、連邦通信委員会(FCC)が、視覚的にわかりやすく表示する「見える化」の手法として「スベクトラムダッシュボード」というウェブサイトを作成し無線局情報を公表している。総務省においても、電波法第25条の規定により公表している無線局情報を基に、無線局の多寡を地図上にマッピングする機能を総務省のウェブサイトへ公開し、さらに、新たな無線局が開設できる可能性について、その大まかな目安をメッシュ表示により示す機能を追加する方向で検討が進められている。 【意見】 電波の利用状況を国民に広く分かりやすく提示する取組みとして、「電波の利用状況の見える化」は大いに進めるべきであり、総務省が進める取組みに賛同します。 一方、現在総務省ホームページ上で公開されている「無線局等情報検索」ページは、サイトの位置がわかりにくく、辿りにくいと思います。今後の検討の中で、ユーザーインターフェースの工夫された、使い勝手のよいシステムを実現頂くようお願いいたします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、「無線局等情報検索」ページに関する御意見については、今後、総務省においてホームページを作成する際の参考とさせていただきます。
23	第3章 電波利用料の活用分野の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ①研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	【原案】 ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 【意見】 研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、民間の自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設けることは、独創的な研究開発を推進するためには有効であり、本取組みを歓迎します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
25	第3章 電波利用料の活用分野の在り方	2. 電波利用料制度の効率化に関する課題 (2) 電波利用料額等の制度面の課題 ①電波利用料額に関する課題	【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 【意見】 電波利用料の活用や利用額の見直しをする際には、電波利用料を負担する側に正しく還元されるように、使途や徴収額の検討は、慎重に進めることを要望します。	次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保することは重要であり、その旨を報告書(案)に明記しています。

42	5	第1章 電波利用環境 の変化 に応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 (2)アマチュア無線局の手続の簡素化	<p>【原案】 このため、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。</p> <p>【意見】 既に免許が与えられている200Wを超えるアマチュア局がエキサイターを技術適合基準に合格した無線機に交換する場合は、200W以下の無線局と同様に変更検査を省略するのが論理的に正しいと考えます。しかし、一方で法に違反した空中線電力を発生している200Wを超えるアマチュア局がいるのも事実で、検査をする機会を手放しに廃止が出来ないのも監督省として当然だとも思います。したがって、「アマチュア無線局の手続の簡素化」とあわせて、違法な空中線電力での運用を行った無線局及び従事者の免許の取り消し及び5年以上の無線従事者国家試験受験資格停止処分を行う等の「違法局に対する罰則の強化」を行うべきだと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 罰則強化に関する御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
	13	第2章 利用者視点に 立った電波の有効利用の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (2)家電製品等から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】 他方、電波環境は各国の住環境等により事情が異なり、我が国のように家電製品や電気機器等が高密度に利用される環境で発生する不要電波やその不要電波からの耐性に関する基準が必ずしも各国と一律にならないこともあり得るため、諸外国と連携しながらCISPRをはじめとする国際機関に対して規格の提案を行い、積極的に取り組んでいくことが適当である。</p> <p>【意見】 特に電波においては一旦決めた基準を後で強化し規制する事は事実上不可能であるため、間違った基準を設ける事は国力の低下を招き未来の日本へツケを回す事になりかねません。世界基準よりも甘い基準を設定する事には幾重にも幾重にも慎重になっていただきたいと思えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
	16	第2章 利用者視点に 立った電波の有効利用の促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (1)電波行政の見える化の推進 (2)電波の利用状況調査の見直し	<p>【意見】 ITU第三地域でアマチュア無線と他業務の共同使用と規定されている、1800～2000kHz、3500～3900kHzには、無線局免許が与えられているが全く無線通信業務を行っていない業務局が存在しています。非常時のためのバックアップ回線として無線局免許を維持するのであれば、普段はアマチュア局と共用で使用し、非常時には業務局が優先使用できるといふ弾力的な免許制度に改めて電波の有効利用を図るべきだと考えます。</p>	<p>アマチュア無線用周波数の拡大については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
				<p>【意見】 今後、同様の検討会が構成される際には、アマチュア無線局の代表として「日本アマチュア無線連盟」の推薦する者を含めて下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

43	4	<p>第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し</p> <p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1) 免許局の規律の簡素化 ① 携帯電話基地局等の無線局の免許手続</p>	<p>【原案】 携帯電話基地局等の無線局について、あらかじめ技術基準への適合性を示す技術基準適合証明等を取っていない無線設備を使用する場合や他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除き、原則として、包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも拡大することについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】 携帯電話の無線局数は今後さらに増大していくと想定され、免許事務手続き量もますます増加していくものと考えられます。加えて3G・3.5Gから3.9Gのような方式追加・移行や拡張に伴う変更等の免許手続きも増加している状況です。 免許の事務手続きをさらに簡素化することにより、無線局のよりスピーディな市場導入が図られ、携帯電話利用者の要望に迅速に応えることができるため、「包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも拡大すること」について賛同いたします。 包括免許の適用範囲の拡大にあたり、技術基準適合証明等により技術基準が担保されている範囲の運用であれば変更等の手続きも不要にする等により、お客様への迅速なサービス提供が可能になり、同時に免許人および審査側の負担軽減にも繋がると考えます。 また、包括免許の活用を推進するため、既存の個別免許を円滑に包括免許に移行できるような対応を希望いたします。 なお、「他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除く」ことについて、一部の無線局では包括免許の対象になる周波数と対象にならない周波数の設備が併設・共用されることが想定されますが、対象とならない周波数の設備が個別免許となることにより必要な手続が二重に発生することを回避する等の配慮を希望いたします。その上で、一定の周波数移行が進んだ場合には、早期に包括免許の対象として頂くことを希望いたします。 今後の検討においては、免許手続きの簡素化の一案として、無線局毎の免許や包括免許ではなく周波数帯域免許を導入する等により、所定の技術基準を満たす無線局については、免許された周波数の範囲において自由に開設、運用できるなど、更なる簡素化を希望いたします。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 包括免許と個別免許の無線局が設備を併設・共用する場合については、それぞれの免許で別個の手続きを要することとなりますが、頂いた御意見につきましては、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
13	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	<p>1. 無線局の良好な受信環境の保護 (1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策</p>	<p>【原案】 放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。</p> <p>～中略～</p> <p>なお、今後新たに生じる受信設備からの不要電波や周波数再編等により生じる受信感度抑圧等への対策についても、国際動向等を踏まえつつ、順次、規律の検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】 今後、更なる周波数有効利用を達成するため、受信機器に対する新たな規律の策定と、耐干渉性能の向上等が必要不可欠であると考えますので、最終報告書(案)に記載されている検討方針について賛同いたします。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
19	第3章 電波利用料の活用方法	<p>1. 電波利用料の新たな活用分野 (1) 検討に当たった基本認識</p>	<p>【原案】 電波利用料の活用の方向性について検討するに当たっては、電波が果たす役割の重要性を考慮しつつ、同時に、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要である。</p> <p>【意見】 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用(いわゆる電波の共益費用)として位置づけられているものと認識しており、基本認識として適切なものと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
21	第3章 電波利用料の活用方法	<p>1. 電波利用料の新たな活用分野 (2) 電波利用料制度の使途の追加 ① 使途の追加に関する基本的な考え方</p>	<p>【原案】 電波利用料の新たな使途として、周波数の効率的な利用に資する技術の導入支援を追加することが適当である。</p> <p>～中略～</p> <p>また、現行料額が平成25年度まで適用されること、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念等が表明されていることを踏まえ、一層の支出の効率化を図るとともに、予算規模等については、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討すべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料の使途を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に使途が拡大することのないようにすることが重要と考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、新たな使途に係る施策の具体化に向けた検討の際に参考とさせていただきます。</p>

25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題 ①電波利用料 額に関する課 題	<p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の軽減措置の在り方（無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等） ・電波の経済的価値の反映の在り方（周波数の有効利用状況の勘案等） ・免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・無線システムのグローバルな使用の進展16を踏まえた料額設定の在り方 ・オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方 <p>【意見】 電波利用料額等の制度の枠組みを検討する際には、電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平であり、かつ、免許人自らが、より周波数利用効率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みを組み込むことが重要と考えます。 次期電波利用料額の検討において、これを達成するための方策として以下を検討していただくことを希望します。 現行の算定式は、電波の経済的価値に応じて負担する課金部分（a群）と、無線局数で按分する課金部分（b群）とで構成されていますが、この算定式では、限られた周波数帯域の中で多くの無線局を運用することにより周波数を有効に活用しているシステムほど、b群の電波利用料が増大することになります。 これは、周波数を有効に使っていないシステムほど負担が軽くなることと同じであり、周波数再編を困難にする一因ともなっているとも考えられます。周波数有効利用を促進するためには、上記のような矛盾を生じない料額の算定式の採用が有効であると考えます。例えば、無線機器の数ではなく、使用する周波数帯域幅に応じた課金に統一するなどの方策が考えられます。</p>	<p>頂いた御意見は、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
26	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (3)電波利用料 の位置付け	<p>【原案】 本検討会では、電波利用共益費用であるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討を行った。 「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用として位置づけられているものと認識しており、最終報告書（案）の記載内容に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
44	13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	<p>【原案】 情報通信機器や各種設備のインバーター、LED照明等から発生する不要電波が、AM放送や重要無線通信への混信等の一つの要因となっている。</p> <p>【意見】 中間とりまとめ（案）においても「インバーター内蔵機器・LED照明・LED内蔵機器等は、今後益々普及が進むものと考えております。これらの製品から発生する不要電波については、AM放送より更に周波数の高いVHF帯においても干渉等の事象が確認されており、電波利用環境保持のため、不要電波抑制は重要な課題と考えております。」との意見を提出しましたが、不要電波が与える混信影響の範囲を限定しない検討が必要と考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題 ①電波利用料 額に関する課 題	<p>【原案】 電波利用料の軽減措置の在り方（無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等）</p> <p>【意見】 原案の趣旨に賛同します。中間とりまとめ（案）においても「電波の有効利用促進の結果として創出されたマルチメディア放送等の新しい市場については、事業の準備段階及び事業開始初期において設備構築及び顧客獲得が段階的であることが想定される中、高額の電波利用料負担が高い参入障壁となる可能性があります。そのため、事業開始前後の一定期間において、何らかの負担軽減措置を実施することが必要と考えます。」との意見を提出しましたが、引き続き具体的な軽減措置についての検討促進が必要と考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題 ②電波利用料 制度の枠組み に関する課題	<p>【原案】 電波利用料制度については、このような経緯を十分に踏まえつつ、電波利用を取り巻く状況への柔軟かつ的確な対応への要請と用途の透明性確保に対する要請との間で、常に十分にバランスのとれた制度としていくことが必要である。</p> <p>【意見】 中間とりまとめ（案）においても「電波利用料の無限定な用途の拡大はいたずらな料額の高騰につながり、電波の有効利用促進や新たなサービスの導入を阻害する要因となることが懸念されます。そのため電波利用料については、電波利用共益費として受益者負担の原則を変えず、用途・運用の透明性確保を実施することが適当であると考えます。また、更なる透明性確保の観点から、無駄な支出の排除等、料額の低減の可能性を排除しない見直しが必要不可欠であると考えます。」との意見を提出しましたが、法制度の趣旨を十分に考慮した用途の透明性を確保すべきと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
26	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (3)電波利用料 の位置付け	<p>【原案】 「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきである。</p> <p>【意見】 中間とりまとめ（案）においても「電波利用料については、電波利用共益費として受益者負担の原則を変えず、用途・運用の透明性確保を実施することが適当であると考えます。」との意見を提出しましたが、「将来的な一般財源化」については、新たな検討会を設置する等、一般財源化を前提としない検討の枠組みが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジャパン・モバイルキャストینگ】</p>	<p>頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

45	22	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共システムのデジタル化の推進)</p> <p>【原案】 1. (2)①で示した電波利用料の新たな用途の具体的な活用分野としては、当面は、条件不利地域など財政力の観点から自力でのデジタル化が難しい市町村等を対象に、技術試験事務の成果等を活用し、150MHz帯及び400MHz帯を使用する防災行政無線及び消防救急無線をデジタル化するとともに、一体で260MHz帯へ移行する場合について、無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当である。 なお、本検討会における議論においては、電波利用料を防災行政無線システムのデジタル化支援に活用することや周波数再編後の跡地周波数の利用方策について、携帯電話の利用者である国民の目線で納得感が得られるのかどうかという点についての指摘や、このような新たな支援を導入することにより、地方自治体等による自力整備がcaえて進まなくなるモラルハザードが生じるのではないかと指摘がなされた。 この点については、防災行政無線や消防救急無線については、一義的には地方自治体が主体となって整備を行うべきものであり、デジタル化に関しては、国としても地方財政措置を講じること等により地方自治体による整備を後押ししてきたところであるが、財政力等の問題で自力で整備することが困難な地方自治体が依然として存在している。他方、電波法上は、アナログシステムの使用期限以降の運用は認められないが、これらのシステムは、住民の安心・安全の確保に不可欠なものであり、電波の有効利用の観点からも、電波利用料財源を活用することによりデジタルシステムの早期整備を図っていくことが適当である。 これらの点を十分に踏まえ、具体的な制度設計等に当たっては、透明性を確保しつつ、関係者の理解を得ながら進めていくとともに、実際の整備に当たっては、技術の進展をシステムに的確に反映させるなど、コストの低減化を図っていくことが重要である。 また、その際には、電波法上において無線局免許に有効期間が決められていることや、周波数再編等により、無線局の免許の継続に制限が課される場合があること等、制度面についても併せて周知・広報を十分に行っていくことが必須である。</p> <p>【意見】 防災・消防用に使用される電波の有効利用に向けた取組は、アナログからデジタルへの周波数移行で周波数の有効活用があるように提案されていますが、実際は現状アナログで11.47MHz幅の利用が8MHz幅への利用の縮小であり、わずか3.47MHz幅の周波数の有効活用となります。 このわずか3.47MHz幅の周波数削減のために、現状アナログで運用している防災・消防用無線局は効率化と称したデジタル化として、電波有効利用の促進に関する検討会資料にて総額約4200億円のうち約1050億円を電波利用料で賄う案(※1)が示されていますが、東日本大震災での教訓を活かした防災・消防用のシステムの活用は、地上系のシステムに電波利用料等の莫大な資金を投入するよりは、衛星系のシステムによりこれを実現する方が重要であると考えます。 実際に、東日本大震災直後は、固定通信や移動通信等の復旧対応が急務となっている中、衛星の臨時基地局が設置され国民に衛星携帯電話が貸与される等衛星系のシステムが活用されました。 この弊系衛星系システムの提案を活用していただけることを要望いたします(詳細は別紙参照)。</p> <p>※1 防災・消防用無線のデジタル化は、電波有効利用の促進に関する検討会第10回配布資料において整備事業費が総額約4200億円と試算され、そのうち財政力指数0.3未満であって全域が過疎地域である市町村を全市町村の25%と推定し、この総額の1/4である約1050億円を電波利用料から約10年かけて充当させる案が示されました。</p>	<p>防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化については、アナログ方式では音声通信が主であったものに対し、音声通信のほか情報量を多く含む映像データなどのデータ通信や高度な通信制御が可能となります。 これにより、災害対応及び消防や救急・救命活動に求められる高度な情報伝送(一斉グループ通信、通信統制など)が可能となる上、無線設備における送信周波数の占有周波数帯幅は、アナログ方式に比べて30%圧縮されることなどから、電波の有効利用は十分図られると考えます。 御意見にありますように、衛星系の無線通信システムは、自然災害等の非常時における通信手段の確保に役立っていることは十分認識していますが、地方自治体等が必要とする上述の多様な通信需要に全て応えることは困難と考えます。</p> <p>なお、御意見の中で「約1050億円を電波利用料から約10年かけて充当させる案」とありますが、正しくは財政力指数0.3未満であって、全域が過疎地域である市町村(全市町村の約25%)の整備事業費の推計値を示したものであり、全額を電波利用料で充当するという趣旨のものではありません。電波利用料を充てるのは、そのうちのごく限られた一部であるという内容となっています(検討会資料10-5参照)。また、本推計値は、議論を行うためのイメージとして、一定の前提条件のもとに事務局が独自に試算したものであり、今後の整備動向、技術開発動向や制度改正等の状況変化により変動するものです。</p>
25	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料制度の制度面の課題 ①電波利用料額に関する課題</p> <p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方</p> <p>【意見】 次期の電波利用料見直しにあたって、以下の5つの項目を検討議題に追加していただくことを要望いたします。 1. 1つの端末で複数の通信が利用可能(BWAと携帯電話システム等)な移動局の電波利用料徴収の在り方 2. 平成28年度に「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が終了した後の電波利用料スリム化の在り方 3. 周波数有効利用を踏まえた放送事業者等に適用されている空中線電力単位の電波利用料の算定方法の在り方(MHz当たりの電波利用料の算定への移行) 4. 周波数有効利用を踏まえたホワイトスペースを利用する事業者の帯域利用料の在り方 5. 周波数有効利用を踏まえ占有帯域幅ではなく利用帯域幅に応じた帯域利用料の在り方</p>	<p>頂いた御意見は、新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>また、「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が平成28年度に終了した後の電波利用料額の見直しについては、次々期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
25	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料制度の制度面の課題 ②電波利用料制度の枠組みに関する課題</p> <p>【原案】 現行の電波利用料の用途は、平成20年の電波法改正の国会審議により、用途の明確化の観点から全ての用途が電波法に限定列挙されている。電波利用料制度については、このような経緯を十分に踏まえつつ、電波利用を取り巻く状況への柔軟かつ的確な対応への要請と用途の透明性確保に対する要請との間で、常に十分にバランスのとれた制度としていくことが必要である。</p> <p>【意見】 電波利用料の用途は、電波法で用途の範囲を定める限定列挙により歯止めがかかっていますが、無線局全体の受益を理由に国会の判断ではなく省令レベルの大臣の判断による用途追加を可能とするべきではないと考えます。 電波法で用途を限定列挙することで、国会で慎重に用途を審議し用途追加の歯止めとなっていた経緯があるため、今後も用途の限定列挙を継続するべきであると考えます。また、この電波法に限定列挙されていない事項は電波利用料の用途とするべきではないと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

24	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ②電波利用環境の整備の促進等	<p>【原案】 ア 電波リテラシー向上に向けた取組 国民生活に急速に普及しつつあるスマートフォン等の無線システムについて、安心・安全な利用環境の確保、使い勝手の向上の観点にも配慮しつつ、適切な使用方法やセキュリティ対策等についての国民の意識を把握するとともに、それを踏まえてリテラシーの一層の向上や周知・広報を図ることは、利用者のより安心・安全かつ快適な電波利用に資するとともに、トラヒックのオフロードによる周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものである。このため、周波数の使用等に関するリテラシーの向上に向けた施策の一環として推進することが適当である。</p> <p>【意見】 現状、免許不要局は電波利用料の負担はなく、この帯域の利用改善のために電波利用料を使用することは、受益と負担の公平性の観点から著しく不公平であると考えます。また、この帯域の利用が進んだ場合、更に免許不要局の帯域拡大を推進することになり、歯止めをかける意味でも一定の基準を作成するべきであると考えます。</p>	本項目の趣旨は、免許不要局の帯域の利用改善を目的としたものではなく、トラヒックのオフロードによる携帯電話の周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものです。
23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	<p>【原案】 これまで、電波利用料を活用し、電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務に取り組んできているが、電波のより一層の有効利用に資する新たな無線システムの導入・普及展開の加速化に向け、以下のとおり研究開発、国際標準化、国際展開までの各段階での取組の充実・強化を図ることが適当である。</p> <p>ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 その際、当該研究テーマに関する要素技術については、おおむね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。 イ 研究開発等の成果の普及の加速化を図るとともに、無線システムの国際標準化や国際展開を推進する観点からも、テストベッド等を有効活用した実証試験を推進する。 ウ 標準化の前段階、後段階を含めた国際標準化活動 (ITU-R、IEEE等) へ継続的に参画することを可能とするため、旅費支出等の活動支援を行う仕組みの充実など、国際標準化連絡調整事務を充実強化する。</p> <p>上記の取組を行うに当たって、電波利用料制度の趣旨を踏まえ、現行制度において定められている3分野(周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術及び高い周波数への移行を促進する技術)を維持していくことを原則とする。また、これらの取組においては、知的財産権の確保に一層留意すべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料使途である「電波資源拡大のための研究開発」「周波数ひっ迫対策技術試験事務」及び「国際標準化連絡調整事務」に関する上記ア、イ、ウはすべて使途拡大となるため、新たな取組等を導入するべきではないと考えます。</p> <p>ア 周波数資源拡大のための研究開発について アの「周波数資源拡大のための研究開発」は、若手研究者や中小企業の機会を広げて自由な提案公募を受け付けた仕組みを新たに設ける場合、電波利用料を負担している既存免許人の受益と負担のアンバランスが大きくなる可能性があります。そして研究開発は実用化に至るまでのリスクが大きいため、現状よりも電波利用料使途の範囲を広げるべきではなく、従来通り国があらかじめ設定する研究開発課題に限定するべきであると考えます。 また、継続の可否を審議した結果5年以上の研究開発を認めた場合、開発当時の技術が他の技術と比べて廃れたものになりかねず、現行の5年を目途とする等期限を切らないと成果が先延ばしとなり、安易な使途拡大となる懸念があります。よって、「周波数資源拡大のための研究開発」は、従来通り研究テーマを設定し、おおむね5年以内に予め設定された研究テーマの技術を確立するものに限定するべきであると考えます。</p> <p>イ 周波数ひっ迫対策技術試験事務について イの「周波数ひっ迫対策技術試験事務」は、透明性・実効性を高めるため研究開発に関する評価会が行われ、効率的な実施が求められているところであり、使途拡大は行うべきではないと考えます。</p> <p>ウ 国際標準化連絡調整事務について ウの「国際標準化連絡調整事務」は、旅費支出等の活動支援を行う仕組みを充実させる、とされていますが、関わる費用である「外国旅費・委員等旅費・諸謝金」は金額が年々増加傾向にあり、この費用は歯止めをかける意味でも一定の基準を作成するべきであると考えます。</p>	ア、イ、ウについては、いずれも既存の施策の運用等を充実すべきとする趣旨のものであり、電波利用料の使途を拡大するものではありません。 取組の実施に当たっては、現行の使途の規定に基づき、研究開発対象が真に必要な事項に厳選され、常に規律を保ち厳正な支出が行われるよう評価等の取組を充実させつつ、支出の効率化についても取り組んでいくこととしています。(報告書案P24参照)

13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	1. 無線局の良 好な受信環 境の保護 (1)放送用受信 設備から発生 する不要電波 等への対策	<p>【原案】 放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。 今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。 他方、周波数再編等により、従前、放送用に使用されていた周波数帯が携帯電話など新たな無線設備に使用される場合については、旧規格のまま運用される放送用受信設備は、携帯電話等から放射される電波を受信することにより混信等の影響を受けるおそれがある。このような周波数再編後に生じる受信障害を回避するため、新規格に対応した設備の購入や混信回避対策（フィルタ挿入等）の実施を促すなどの周知・広報活動について、関係業界も交え、検討すべきである。また、新業務からの受信障害を生じないような受信設備の設計や運用を進める必要がある。 なお、今後新たに生じる受信設備からの不要電波や周波数再編等により生じる受信感度抑圧等への対策についても、国際動向等を踏まえつつ、順次、規律の検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】 本項の中で「不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき」とありますが、この検討の中で以下の各項目に対するそれぞれのガイドラインを作成し、実施することが重要であると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販されるUHFのブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波TVバンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz帯の携帯電話端末並びに基地局、ITS等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき 2. UHFブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ、取りつけている場合等を電子回路で検知してLED等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要放射を解放端より放射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき 3. 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際によりUHFブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要輻射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知してLED等でアラームして動作停止する仕様を義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき 4. TV同軸端子は、明確にシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取れることがないように、明確なガイドラインを設けるべき 	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
7	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する柔 軟な無線局の 運用 (3)周波数再編 の加速 ①迅速かつ適 切な周波数の 割当て	<p>【原案】 今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編の方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要があります。</p> <p>【意見】 800MHz帯FPUは、1.2GHz帯及び2.3GHz帯への移行が予定されていますが、周波数有効利用の観点から、FPUと同じ免許人である地上テレビジョン放送事業者の帯域（エリア的に空いているホワイトスペース）へ移行するべきであると考えます。また、同じ免許人の場合、地上デジタル放送との干渉が起きた場合でも効率的な調整が可能であることが考えられることから、FPUは1.2GHz帯及び2.3GHz帯ではなくホワイトスペースへ移行するべきであると考えます。 尚、地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できるSFNの利点を最大限活用し、当該放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH以下に再リバックして470～650MHzを利用し、空いた10CH分の周波数を他の逼迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。 そして2.3GHz帯は、アジア（中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポール）、オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）、米国、カナダ等多数の国でBWA等の移動通信用途に割り当てられている諸外国の周波数再編動向を考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は2.3GHz帯をBWA等の移動通信用途とするべきであると考えます。</p>	<p>FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成22年11月）、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果（平成23年7月）及び周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定）において、意見募集の結果を踏まえ、更に電波監理審議会の答申を受けて決定したものです。 その他の御意見につきましては、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
4	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する柔 軟な無線局の 運用 (1)免許局の規 律の簡素化 ①携帯電話基 地局等の無線 局の免許手続	<p>【原案】 無線局の免許には一局ずつ個別に免許を受けるものと同一規格の無線局について複数局を一つの免許とする包括免許がある。包括免許は、携帯電話端末、MCA業務用無線機器等の移動局のほか、屋内等に設置される小規模な携帯電話等の基地局（フェムトセル基地局等）が対象となっており、迅速かつ機動的な無線局の開設及び無線通信サービスの提供が可能となっている。 昨今の急増する移動通信トラフィックへの対応や携帯電話システムの高度化により、基地局を相当数増加させ、密に設置することが求められる中、移動通信事業者が迅速かつ機動的なビジネス展開を図る上で無線局免許手続の効率化が求められている。 このため、携帯電話基地局等の無線局について、あらかじめ技術基準への適合性を示す技術基準適合証明等を取得していない無線設備を使用する場合や他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除き、原則として、包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも拡大することについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】 電波利用料において、広域専用電波を使用する移動局と携帯電話基地局は既に同じ料額となっているため、免許の取扱いも同等とすべきであると考えます。 携帯電話基地局は個別免許により設置していますが、携帯電話の不感地帯を効率的に解消し、基地局の整備を迅速に進めるため、広域専用電波の帯域はすべての無線局の包括免許化及び無線局種別の簡略化（移動局と携帯電話基地局の区別をなくす）することを要望いたします。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 なお、単に電波利用料の料額が同額であることは、免許の取扱いを同じくする理由とはならないものと考えます。</p>

46	21	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)	<p>1. 電波利用料制度の用途の追加 以下のことから、防災行政無線システムのデジタル化支援の為に補助対象に、800MHz帯デジタルMCA無線を含める旨、追記して頂くようお願い申し上げます。</p> <p>(1)800MHz帯デジタルMCA無線は、自治体における消防、防災分野への導入が急増しており、防災行政無線(移動系)に260MHzデジタル方式を導入した市町村が平成23年度末で186であるのに対し、MCA無線で移動系を代替整備した市町村が180自治体(総務省電波利用HPより)と、ほぼ同数となっており、MCA無線は防災無線のデジタル化に不可欠となっています。</p> <p>今後の計画についても、一例として、北陸総合通信局の「地方公共団体が実施する情報通信技術(ICT)を活用した防災・減災対策の現状・要望等に関する調査」(平成24年11月29日)では、「平成24年度または平成25年度にデジタル化する予定の市町村の中、約4割がMCA無線の導入(活用)によるデジタル化を計画している。」と記載されています。</p> <p>(2)消防用、防災用に使用されるMCA無線端末の電波利用料については、消防用および防災用と同じ減免措置の対象となっています。</p> <p>(3)消防庁では、平成19年8月17日の通達「MCA陸上移動通信システム及び市町村デジタル移動通信システムによる地域住民への災害情報等伝達体制の整備について」において、「財政的理由等により早期整備が困難である場合には、MCA陸上移動通信システム又は市町村デジタル移動通信システムを活用」することが可能である旨、都道府県に通達しております。</p> <p>また、消防庁の防災盤整備事業等(補助金事業)においても、「J-ALERT関連設備、デジタル方式での同報系防災行政無線及びMCA陸上移動通信システム等の整備の場合は、地方債充当率90%、元利償還金の算入率50%」とデジタル防災行政無線とMCA無線を同等に扱っていただいております。</p> <p>(4)以下のとおり、デジタルMCA無線システムの活用を支援することは、電波利用料の新たな用途の要件に合致しています。</p> <p>ア 150MHz/400MHz帯のアナログシステムの受け皿として、周波数需要の吸収と、当該周波数を将来の新たな用途に割り当てることに貢献するものです。</p> <p>イ コストの低いデジタルMCA無線は、地方自治体の財政力等の問題に対する解決策の一つとして、デジタル化を進展させることに貢献するものです。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人移動無線センター】</p>	<p>地方自治体の多くはアナログ方式による防災行政無線を自ら整備(自営系)しており、その使用周波数は150MHz帯と400MHz帯に混在しております。</p> <p>防災行政無線のデジタル化により、無線通信の高度化が図られることに加え、周波数が260MHz帯へ移行・集約されることにより、自営系無線システムの統合化・共用化が図られ、これにより災害発生時の無線設備の操作性及び地方自治体間の相互運用性等が格段に向上するものと考えます。</p> <p>これらを踏まえ、まずは、消防・救急無線と一体でデジタル化を行う260MHz帯における自営系無線設備の整備に対して、支援を行っていくことが適当であると考えています。</p>
47	5	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (2)免許不要局の運用の効率化	<p>【原案】 このため、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、技術の研究開発及びその標準化を進めるとともに、このような電波の有効利用に資する技術の早期導入に向けた制度整備のための調査検討を推進することが適当である。</p> <p>【意見】 本施策に基本的に賛成します。しかしながら、国内の当該産業界の現状を考慮すれば、開発技術を国内事業者が率先して製品化・実用化し、電波行政上効果を生むような施策も必要です。</p> <p>すなわち、国際標準化が成功した後は、国内の事業者がトップセット化を含めて主導権を持って推進し、性能上の効果およびビジネスの両面で成功が見込めるための施策を含めた検討が必要と考えます。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術を搭載した無線機等開発のため、プログラム可能かつオープンソース化されたハードウェアプラットフォームを準備し、国内企業や大学、研究機関による新技術の研究開発を促進 ・上記技術を現実的な環境下で検証可能とするテストベッドの構築 ・さらに知財面の配慮をした上で成果を広く共有する手段の検討 <p>等です。これらにより、研究開発および実用化検討を迅速に行えたと共に、国際標準化においても説得力を持った提案が可能になると考えます。またビジネス化判断の一助になると期待されます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、テストベッドの構築等については、報告書(案)第1章1.(3)②「電波有効利用技術の活用」において、「技術の早期実用化を図るに当たっては、テストベッドの活用等を図りその成果を国際標準化活動に反映し、海外での実証実験等を通じて、国際的に広く展開を図ることが適当である。その際、有効なテストベッドを維持・強化する観点からは、テストベッド自身をテーマとする研究開発に取り組むことについて考慮すべきである。」としているところ</p>
5	5	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (2)免許不要局の運用の効率化	<p>【原案】 このため、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、技術の研究開発及びその標準化を進めるとともに、このような電波の有効利用に資する技術の早期導入に向けた制度整備のための調査検討を推進することが適当である。</p> <p>【意見】 2.4GHz帯のCH14について、一層の有効利用を促進する制度の検討が望ましいと考えます。例えば、CH14を緊急用や制御用などに利用してISM帯全体を有効利用可能とする制度の検討も進めるべきと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
7	7	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3)周波数再編の加速	<p>【原案】 電波の有効利用を一層推進する観点から、今後は、センサーネットワーク、M2M、テラヘルツ帯デバイス、無人無線航行関連技術など、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術について開発をより一層推進するため、国際標準化、国際展開も含め、成果の実用化に向けた各段階の取組の充実・強化を図ることが必要である。</p> <p>【意見】 テラヘルツ波の利用を促進するため、電波天文や地球探査業務との周波数のハーモナイゼーションを進めるべきと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
23	23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	<p>【原案】 ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。</p> <p>【意見】 本施策の実現に賛成します。研究開発の関口を広げる施策であり、昨今の技術革新の速度を考えれば、最新のテーマ設定が可能という観点からも実現が効果的と考えます。一方、継続的な研究開発実施による技術力向上の観点から、提案受付は関口を広くし、委託研究の発展的課題も受入可能なものとするとうまいと考えます。また、自由な提案公募については、競争によって効率的に研究開発を進めて行くため、競争的研究資金の枠組みを活用することが望ましいと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	<p>【原案】 その際、当該研究テーマに関する要素技術については、おおむね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。</p> <p>【意見】 研究期間終了後のフォローの仕組みがあると良いと考えます。例えば3年間の委託研究終了後の評価において、継続すべきか否かの評価を客観的に行い、継続すべきとなったものは、継続した研究が実施できるようにする、等です。</p>	頂いた御意見は、今後の研究内容の評価に当たっての参考にさせていただきます。
23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	<p>【原案】 標準化の前段階、後段階を含めた国際標準化活動(ITU-R、IEEE等)へ継続的に参画することを可能とするため、旅費支出等の活動支援を行う仕組みの充実など、国際標準化連絡調整事務を充実強化する。</p> <p>【意見】 本施策の充実強化に賛成します。国際標準化活動は、特定の人が継続参加し、人脈を形成するなどして発言力を高めなければ所望の成果を得ることは困難です。本施策により、そのような活動の円滑化が期待できます。 また、特定のテーマに括り付けた支援だけでなく、標準化団体で重要な役職に就いている者についてもその活動を広範にサポートできる仕組みを実現すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社国際電気通信基礎技術研究所】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
48	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)	<p>【原案】 1. (2)①で示した電波利用料の新たな使途の具体的な活用分野としては、当面は、条件不利地域など財政力の観点から自力でのデジタル化が難しい市町村等を対象に、技術試験事務の成果等を活用し、150MHz帯及び400MHz帯を使用する防災行政無線及び消防救急無線をデジタル化するとともに、一体で260MHz帯へ移行する場合について、無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当である。 なお、本検討会における議論においては、電波利用料を防災行政無線システムのデジタル化支援に活用することや周波数再編後の跡地周波数の利用方策について、携帯電話の利用者である国民の目線に納得感が得られるのかどうかという点についての指摘や、このような新たな支援を導入することにより、地方自治体等による自力整備がかえって進まなくなるモラルハザードが生じるのではないかの指摘がなされた。 この点については、防災行政無線や消防救急無線については、一義的には地方自治体が主体となって整備を行うべきものであり、デジタル化に関しては、国としても地方財政措置を講じること等により地方自治体による整備を後押ししてきたところであるが、財政力等の問題で自力で整備することが困難な地方自治体が依然として存在している。他方、電波法上は、アナログシステムの使用期限以降の運用は認められないが、これらのシステムは、住民の安心・安全の確保に不可欠なものであり、電波の有効利用の観点からも、電波利用料財源を活用することによりデジタルシステムの早期整備を図っていくことが適当である。 これらの点を十分に踏まえ、具体的な制度設計等に当たっては、透明性を確保しつつ、関係者の理解を得ながら進めていくとともに、実際の整備に当たっては、技術の進展をシステムに的確に反映させるなど、コストの低減化を図っていくことが重要である。 また、その際には、電波法上において無線局免許に有効期間が決められていることや、周波数再編等により、無線局の免許の継続に制限が課される場合があること等、制度面についても併せて周知・広報を十分に行っていくことが必須である。</p> <p>【意見】 防災・消防用に使用される電波の有効利用に向けた取組は、アナログからデジタルへの周波数移行で周波数の有効活用があるように提案されていますが、実際は現状アナログで11.47MHz幅の利用が8MHz幅への利用の縮小であり、わずか3.47MHz幅の周波数の有効活用となります。 このわずか3.47MHz幅の周波数削減のために、現状アナログで運用している防災・消防用無線局は効率化と称したデジタル化として、電波有効利用の促進に関する検討会資料にて総額約4200億円のうち約1050億円を電波利用料で賄う案(※1)が示されていますが、東日本大震災での教訓を活かした防災・消防用のシステムの活用は、地上系のシステムに電波利用料等の莫大な資金を投入するよりは、衛星系のシステムによりこれを実現の方が重要であると考えます。 実際に、東日本大震災直後は、固定通信や移動通信等の復旧対応が急務となっている中、衛星の臨時基地局が設置され国民に衛星携帯電話が貸与される等衛星系のシステムが活用されました。</p> <p>※1 防災・消防用無線のデジタル化は、電波有効利用の促進に関する検討会第10回配布資料において整備事業費が総額約4200億円と試算され、そのうち財政力指数0.3未満であって全域が過疎地域である市町村を全市町村の25%と推定し、この総額の1/4である約1050億円を電波利用料から約10年かけて充当させる案が示されました。</p>	<p>防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化については、アナログ方式では音声通信が主であったものに対し、音声通信のほか情報量を多く含む映像データなどのデータ通信や高度な通信制御が可能となります。 これにより、災害対応及び消防や救急・救命活動に求められる高度な情報伝送(一斉グループ通信、通信統制など)が可能となる上、無線設備における送信周波数の占有周波数帯幅は、アナログ方式に比べて30%圧縮されることなどから、電波の有効利用は十分図られると考えます。 御意見にありますように、衛星系の無線通信システムは、自然災害等の非常時における通信手段の確保に役立っていることは十分認識していますが、地方自治体等が必要とする上述の高度な通信需要に全て応えることは困難と考えます。</p> <p>なお、御意見の中で「約1050億円を電波利用料から約10年かけて充当させる案」とありますが、正しくは財政力指数0.3未満であって、全域が過疎地域である市町村(全市町村の約25%)の整備事業費の推計値を示したものであり、全額を電波利用料で充当するという趣旨のものではありません。電波利用料を充てるのは、そのうちのごく限られた一部であるという内容となっています(検討会資料10-5参照)。また、本推計値は、議論を行うためのイメージとして、一定の前提条件のもとに事務局が独自に試算したものであり、今後の整備動向、技術開発動向や制度改正等の状況変化により変動するものです。</p>

25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題 ①電波利用料 額に関する課 題	<p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方 <p>【意見】 次期の電波利用料見直しにあたって、以下の5つの項目を検討議題に追加していただくことを要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1つの端末で複数の通信が利用可能(BWAと携帯電話システム等)な移動局の電波利用料徴収の在り方 2. 平成28年度に「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が終了した後の電波利用料スリム化の在り方 3. 周波数有効利用を踏まえた放送事業者等に適用されている空中線電力単位の電波利用料の算定方法の在り方(MHz当たりの電波利用料の算定への移行) 4. 周波数有効利用を踏まえたホワイトスペースを利用する事業者の帯域利用料の在り方 5. 周波数有効利用を踏まえ占有帯域幅ではなく利用帯域幅に応じた帯域利用料の在り方 	<p>頂いた御意見は、新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>また、「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が平成28年度に終了した後の電波利用料額の在り方については、次々期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料 制度の効率化 等に関する課 題 (2)電波利用料 額等の制度面 の課題 ②電波利用料 制度の枠組み に関する課題	<p>【原案】 現行の電波利用料の使途は、平成20年の電波法改正の国会審議により、使途の明確化の観点から全ての使途が電波法に限定列挙されている。 電波利用料制度については、このような経緯を十分に踏まえつつ、電波利用を取り巻く状況への柔軟かつ的確な対応への要請と使途の透明性確保に対する要請との間で、常に十分にバランスのとれた制度としていくことが必要である。</p> <p>【意見】 電波利用料の使途は、電波法で使途の範囲を定める限定列挙により歯止めがかかっていましたが、無線局全体の受益を理由に国会の判断ではなく省令レベルの大臣の判断による使途追加を可能とするべきではないと考えます。 電波法で使途を限定列挙することで、国会で慎重に使途を審議し使途追加の歯止めとなっていた経緯があるため、今後も使途の限定列挙を継続するべきであると考えます。また、この電波法に限定列挙されていない事項は電波利用料の使途とするべきではないと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
24	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料 の新たな活用 分野 (3)既存の活用 分野の充実・強 化 ②電波利用環 境の整備の促 進等	<p>【原案】 ア 電波リテラシー向上に向けた取組 国民生活に急速に普及しつつあるスマートフォン等の無線システムについて、安心・安全な利用環境の確保、使い勝手の向上の観点にも配慮しつつ、適切な使用方法やセキュリティ対策等についての国民の意識を把握するとともに、それを踏まえてリテラシーの一層の向上や周知・広報を図ることは、利用者のより安心・安全かつ快適な電波利用に資するとともに、トラヒックのオフロードによる周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものである。このため、周波数の使用等に関するリテラシーの向上に向けた施策の一環として推進することが適当である。</p> <p>【意見】 現状、免許不要局は電波利用料の負担はなく、この帯域の利用改善のために電波利用料を使用することは、受益と負担の公平性の観点から著しく不公平であると考えます。また、この帯域の利用が進んだ場合、更に免許不要局の帯域拡大を推進することになり、歯止めをかける意味でも一定の基準を作成するべきであると考えます。</p>	<p>本項目の趣旨は、免許不要局の帯域の利用改善を目的としたものではなく、トラヒックのオフロードによる携帯電話の周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものです。</p>

23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	<p>【原案】 これまで、電波利用料を活用し、電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務に取り組んできているが、電波のより一層の有効利用に資する新たな無線システムの導入・普及展開の加速化に向け、以下のとおり研究開発、国際標準化、国際展開までの各段階での取組の充実・強化を図ることが適当である。</p> <p>ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。</p> <p>その際、当該研究テーマに関する要素技術については、おおむね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。</p> <p>イ 研究開発等の成果の普及の加速化を図るとともに、無線システムの国際標準化や国際展開を推進する観点からも、テストベッド等を有効活用した実証試験を推進する。</p> <p>ウ 標準化の前段階、後段階を含めた国際標準化活動（ITU-R、IEEE等）へ継続的に参画することを可能とするため、旅費支出等の活動支援を行う仕組みの充実など、国際標準化連絡調整事務を充実強化する。</p> <p>上記の取組を行うに当たって、電波利用料制度の趣旨を踏まえ、現行制度において定められている3分野（周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術及び高い周波数への移行を促進する技術）を維持していくことを原則とする。また、これらの取組においては、知的財産権の確保に一層留意すべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料使途である「電波資源拡大のための研究開発」「周波数ひっ迫対策技術試験事務」及び「国際標準化連絡調整事務」に関する上記ア、イ、ウはすべて使途拡大となるため、新たな取組等を導入するべきではないと考えます。</p> <p>ア 周波数資源拡大のための研究開発について アの「周波数資源拡大のための研究開発」は、若手研究者や中小企業の機会を広げて自由な提案公募を受け付けた仕組みを新たに設ける場合、電波利用料を負担している既存免許人の受益と負担のアンバランスが大きくなる可能性があります。そして研究開発は実用化に至るまでのリスクが大きいため、現状よりも電波利用料使途の範囲を広げるべきではなく、従来通り国があらかじめ設定する研究開発課題に限定するべきであると考えます。</p> <p>また、継続の可否を審議した結果5年以上の研究開発を認めた場合、開発当時の技術が他の技術と比べて廃れたものになりかねず、現行の5年を目途とする等期限を切らないと成果が先延ばしとなり、安易な使途拡大となる懸念があります。よって、「周波数資源拡大のための研究開発」は、従来通り研究テーマを設定し、おおむね5年以内に予め設定された研究テーマの技術を確立するものに限定するべきであると考えます。</p> <p>イ 周波数ひっ迫対策技術試験事務について イの「周波数ひっ迫対策技術試験事務」は、透明性・実効性を高めるため研究開発に関する評価会が行われ、効率的な実施が求められているところであり、使途拡大は行うべきではないと考えます。</p> <p>ウ 国際標準化連絡調整事務について ウの「国際標準化連絡調整事務」は、旅費支出等の活動支援を行う仕組みを充実させる、とされていますが、関わる費用である「外国旅費・委員等旅費・諸謝金」は金額が年々増加傾向にあり、この費用は歯止めをかける意味でも一定の基準を作成するべきであると考えます。</p>	<p>ア、イ、ウについては、いずれも既存の施策の運用等を充実すべきとする趣旨のものであり、電波利用料の使途を拡大するものではありません。</p> <p>取組の実施に当たっては、現行の使途の規定に基づき、研究開発対象が真に必要な事項に厳選され、常に規律を保ち厳正な支出が行われるよう評価等の取組を充実させつつ、支出の効率化についても取り組んでいくこととしています。（報告書案P24参照）</p>
----	-------------------------	---	---	--

13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	1. 無線局の良 好な受信環 境の保護 (1)放送用受 信設備から 発生する 不要電波 等への対策	<p>【原案】 放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。 今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。 他方、周波数再編等により、従前、放送用に使用されていた周波数帯が携帯電話など新たな無線設備に使用される場合については、旧規格のまま運用される放送用受信設備は、携帯電話等から放射される電波を受信することにより混信等の影響を受けるおそれがある。このような周波数再編後に生じる受信障害を回避するため、新規格に対応した設備の購入や混信回避対策（フィルタ挿入等）の実施を促すなどの周知・広報活動について、関係業界も交え、検討すべきである。また、新業務からの受信障害を生じないような受信設備の設計や運用を進める必要がある。 なお、今後新たに生じる受信設備からの不要電波や周波数再編等により生じる受信感度抑圧等への対策についても、国際動向等を踏まえつつ、順次、規律の検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】 本項の中で「不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき」とありますが、この検討の中で以下の各項目に対するそれぞれのガイドラインを作成し、実施することが重要であると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販されるUHFのブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波TVバンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz帯の携帯電話端末並びに基地局、ITS等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき 2. UHFブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ、取りつけている場合等を電子回路で検知してLED等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要放射を解放端より放射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき 3. 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際によりUHFブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要輻射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知してLED等でアラームして動作停止する仕様を義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき 4. TV同軸端子は、明確にシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取れることがないように、明確なガイドラインを設けるべき 	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考にされるものと考えます。</p>
7	第1章 電波利 用環境 の変化 に応じた 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (3)周波数再 編の加速 ①迅速かつ適 切な周波数の 割当て	<p>【原案】 今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編の方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要がある。</p> <p>【意見】 800MHz帯FPUは、1.2GHz帯及び2.3GHz帯への移行が予定されていますが、周波数有効利用の観点から、FPUと同じ免許人である地上テレビジョン放送事業者の帯域（エリア的に空いているホワイトスペース）へ移行するべきであると考えます。また、同じ免許人の場合、地上デジタル放送との干渉が起きた場合でも効率的な調整が可能であることが考えられることから、FPUは1.2GHz帯及び2.3GHz帯ではなくホワイトスペースへ移行するべきであると考えます。 尚、地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できるSFNの利点を最大限活用し、当該放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH以下に再リパックして470～650MHzを利用し、空いた10CH分の周波数を他の逼迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。 そして2.3GHz帯は、アジア（中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポール）、オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）、米国、カナダ等多数の国でBWA等の移動通信用途に割り当てられている諸外国の周波数再編動向を考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は2.3GHz帯をBWA等の移動通信用途とするべきであると考えます。</p>	<p>FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成22年11月）、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果（平成23年7月）及び周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定）において、意見募集の結果を踏まえ、さらに電波監理審議会の答申を受けて決定したものです。 その他の御意見につきましては、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
4	第1章 電波利 用環境 の変化 に応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (1)免許局の規 律の簡素化 ①携帯電話基 地局等の無線 局の免許手続	<p>【原案】 無線局の免許には一局ずつ個別に免許を受けるものと同一規格の無線局について複数局を一つの免許とする包括免許がある。包括免許は、携帯電話端末、MCA業務用無線機器等の移動局のほか、屋内等に設置される小規模な携帯電話等の基地局（フェムトセル基地局等）が対象となっており、迅速かつ機動的な無線局の開設及び無線通信サービスの提供が可能となっている。 昨今の急増する移動通信トラフィックへの対応や携帯電話システムの高度化により、基地局を相当数増加させ、密に設置することが求められる中、移動通信事業者が迅速かつ機動的なビジネス展開を図る上で無線局免許手続の効率化が求められている。 このため、携帯電話基地局等の無線局について、あらかじめ技術基準への適合性を示す技術基準適合証明等を取付していない無線設備を使用する場合や他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除き、原則として、包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも拡大することについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】 電波利用料において、広域専用電波を使用する移動局と携帯電話基地局は既に同じ料額となっているため、免許の取扱いも同等とするべきであると考えます。 携帯電話基地局は個別免許により設置していますが、携帯電話の不感地帯を効率的に解消し、基地局の整備を迅速に進めるため、広域専用電波の帯域はすべての無線局の包括免許化及び無線局種別の簡略化（移動局と携帯電話基地局の区別をなくす）することを要望いたします。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、単に電波利用料の料額が同額であることは、免許の取扱いを同じくする理由とはならないものと考えます。</p>

49	22	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ②具体的な活用分野(防災・安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)</p> <p>【原案】 1. (2)①で示した電波利用料の新たな用途の具体的な活用分野としては、当面は、条件不利地域など財政力の観点から自力でのデジタル化が難しい市町村等を対象に、技術試験事務の成果等を活用し、150MHz帯及び400MHz帯を使用する防災行政無線及び消防救急無線をデジタル化するとともに、一体で260MHz帯へ移行する場合について、無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当である。 なお、本検討会における議論においては、電波利用料を防災行政無線システムのデジタル化支援に活用することや周波数再編後の跡地周波数の利用方策について、携帯電話の利用者である国民の目線で納得感が得られるのかどうかという点についての指摘や、このような新たな支援を導入することにより、地方自治体等による自力整備がなくなって進まなくなるモラルハザードが生じるのではないかと指摘がなされた。 この点については、防災行政無線や消防救急無線については、一義的には地方自治体が主体となって整備を行うべきものであり、デジタル化に関しては、国としても地方財政措置を講じること等により地方自治体による整備を後押ししてきたところであるが、財政力等の問題で自力で整備することが困難な地方自治体が依然として存在している。他方、電波法上は、アナログシステムの使用期限以降の運用は認められないが、これらのシステムは、住民の安心・安全の確保に不可欠なものであり、電波の有効利用の観点からも、電波利用料財源を活用することによりデジタルシステムの早期整備を図っていくことが適当である。 これらの点を十分に踏まえ、具体的な制度設計等に当たっては、透明性を確保しつつ、関係者の理解を得ながら進めていくとともに、実際の整備に当たっては、技術の進展をシステムに的確に反映させるなど、コストの低減化を図っていくことが重要である。 また、その際には、電波法上において無線局免許に有効期間が決められていることや、周波数再編等により、無線局の免許の継続に制限が課される場合があること等、制度面についても併せて周知・広報を十分に行っていくことが必須である。</p> <p>【意見】 防災・消防用に使用される電波の有効利用に向けた取組は、アナログからデジタルへの周波数移行で周波数の有効活用があるように提案されていますが、実際は現状アナログで11.47MHz幅の利用が8MHz幅への利用の縮小であり、わずか3.47MHz幅の周波数の有効活用となります。 このわずか3.47MHz幅の周波数削減のために、現状アナログで運用している防災・消防用無線局を効率化と称するデジタル化として、電波有効利用の促進に関する検討会資料にて総額約4200億円のうち約1050億円を電波利用料で賄う案(※1)が示されていますが、東日本大震災での教訓を活かした防災・消防用のシステムの活用は、地上系のシステムに電波利用料等の莫大な資金を投入するよりは、衛星系のシステムによりこれを実現する方が重要であると考えています。 実際に、東日本大震災直後においては、固定通信や移動通信等の復旧対応が急務となっていた中、衛星の臨時基地局が設置され国民に衛星携帯電話が貸与される等衛星系のシステムが活用されました。</p> <p>※1 防災・消防用無線のデジタル化は、電波有効利用の促進に関する検討会第10回の配布資料において整備事業費の総額約4200億円と試算され、そのうち財政力指数0.3未満であった全域が過疎地域である市町村を全市町村の25%と推定し、この総額の1/4である約1050億円を電波利用料から約10年かけて充当させる案が示されました。</p>	<p>防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化については、アナログ方式では音声通信が主であったものに対し、音声通信のほか情報量を多く含む映像データなどのデータ通信や高度な通信制御が可能となります。 これにより、災害対応及び消防や救急・救命活動に求められる高度な情報伝送(一斉グループ通信、通信統制など)が可能となる上、無線設備における送信周波数の占有周波数帯幅は、アナログ方式に比べて30%圧縮されることなどから、電波の有効利用は十分図られると考えます。 御意見にありますように、衛星系の無線通信システムは、自然災害等の非常時における通信手段の確保に役立っていることは十分認識していますが、地方自治体等が必要とする上述の高度な通信需要に全て応えることは困難と考えます。</p> <p>なお、御意見の中で「約1050億円を電波利用料から約10年かけて充当させる案」とありますが、正しくは財政力指数0.3未満であった、全域が過疎地域である市町村(全市町村の約25%)の整備事業費の推計値を示したものであり、全額を電波利用料で充当するという趣旨のものではありません。電波利用料を充てるのは、そのうちのごく限られた一部であるという内容となっています(検討会資料10-5参照)。また、本推計値は、議論を行うためのイメージとして、一定の前提条件のもとに事務局が独自に試算したものであり、今後の整備動向、技術開発動向や制度改正等の状況変化により変動するものです。</p>
25	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題 ①電波利用料額に関する課題</p> <p>【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方</p> <p>【意見】 次期の電波利用料見直しにあたって、以下の5つの項目を検討議題に追加していただくことを要望いたします。 1. 1つの端末で複数の通信が利用可能(BWAと携帯電話システム等)な移動局の電波利用料徴収の在り方 2. 平成28年度に「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が終了した後の電波利用料スリム化の在り方 3. 周波数有効利用を踏まえた放送事業者等に適用されている空中線電力単位の電波利用料の算定方法の在り方(MHz当たりの電波利用料の算定への移行) 4. 周波数有効利用を踏まえたホワイトスペースを利用する事業者の帯域利用料の在り方 5. 周波数有効利用を踏まえ占有帯域幅ではなく利用帯域幅に応じた帯域利用料の在り方</p>	<p>頂いた御意見は、新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方、電波の経済的価値の反映の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>また、「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が平成28年度に終了した後の電波利用料額の見直しについては、次々期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>
25	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	<p>2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題 ②電波利用料制度の枠組みに関する課題</p> <p>【原案】 現行の電波利用料の用途は、平成20年の電波法改正の国会審議により、用途の明確化の観点から全ての用途が電波法に限定列挙されている。 電波利用料制度については、このような経緯を十分に踏まえつつ、電波利用を取り巻く状況への柔軟かつ的確な対応への要請と用途の透明性確保に対する要請との間で、常に十分にバランスのとれた制度としていくことが必要である。</p> <p>【意見】 電波利用料の用途は、電波法で用途の範囲を定める限定列挙により歯止めがかかっていましたが、無線局全体の受益を理由に省令レベルにより国会の判断ではなく大臣の判断による用途追加を可能とするべきではないと考えます。 電波法で用途を限定列挙することで、国会で慎重に用途を審議し用途追加の歯止めとなっていた経緯があるため、今後も用途の限定列挙を継続するべきであると考えます。また、この電波法に限定列挙されていない事項は電波利用料の用途とするべきではないと考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

24	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ②電波利用環境の整備の促進等	<p>【原案】 ア 電波リテラシー向上に向けた取組 国民生活に急速に普及しつつあるスマートフォン等の無線システムについて、安心・安全な利用環境の確保、使い勝手の向上の観点にも配慮しつつ、適切な使用方法やセキュリティ対策等についての国民の意識を把握するとともに、それを踏まえてリテラシーの一層の向上や周知・広報を図ることは、利用者のより安心・安全かつ快適な電波利用に資するとともに、トラヒックのオフロードによる周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものである。このため、周波数の使用等に関するリテラシーの向上に向けた施策の一環として推進することが適当である。</p> <p>【意見】 現状、免許不要局は電波利用料の負担はなく、この帯域の利用改善のために電波利用料を使用することは、受益と負担の公平性の観点から著しく不公平であると考えます。また、この帯域の利用が進んだ場合、更に免許不要局の帯域拡大を推進することになり、歯止めをかける意味でも一定の基準を作成するべきであると考えます。</p>	本項目の趣旨は、免許不要局の帯域の利用改善を目的としたものではなく、トラヒックのオフロードによる携帯電話の周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものです。
23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ①研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	<p>【原案】 これまで、電波利用料を活用し、電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務に取り組んできているが、電波のより一層の有効利用に資する新たな無線システムの導入・普及展開の加速化に向け、以下のとおり研究開発、国際標準化、国際展開までの各段階での取組の充実・強化を図ることが適当である。 ア 研究開発の裾野を広げ新技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 その際、当該研究テーマに関する要素技術については、おおむね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。 イ 研究開発等の成果の普及の加速化を図るとともに、無線システムの国際標準化や国際展開を推進する観点からも、テストベッド等を有効活用した実証試験を推進する。 ウ 標準化の前段階、後段階を含めた国際標準化活動（ITU-R、IEEE等）へ継続的に参画することを可能とするため、旅費支出等の活動支援を行う仕組みの充実など、国際標準化連絡調整事務を充実強化する。 上記の取組を行うに当たって、電波利用料制度の趣旨を踏まえ、現行制度において定められている3分野（周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術及び高い周波数への移行を促進する技術）を維持していくことを原則とする。また、これらの取組においては、知的財産権の確保に一層留意すべきである。</p> <p>【意見】 電波利用料使途である「電波資源拡大のための研究開発」「周波数ひっ迫対策技術試験事務」及び「国際標準化連絡調整事務」に関する上記ア、イ、ウはすべて使途拡大となるため、新たな取組等を導入するべきではないと考えます。 ア 周波数資源拡大のための研究開発について アの「周波数資源拡大のための研究開発」は、若手研究者や中小企業の機会を広げて自由な提案公募を受け付けた仕組みを新たに設ける場合、電波利用料を負担している既存免許人の受益と負担のアンバランスが大きく生じる可能性があります。そして研究開発は実用化に至るまでのリスクが大きいため、現状よりも電波利用料使途の範囲を広げるべきではなく、従来通り国があらかじめ設定する研究開発課題に限定するべきであると考えます。 また、継続の可否を審議した結果5年以上の研究開発を認めた場合、開発当時の技術が他の技術と比べて廃れたものになりかねず、現行の5年を目途とする等期限を切らないと成果が先延ばしとなり、安易な使途拡大となる懸念があります。よって、「周波数資源拡大のための研究開発」は、従来通り研究テーマを設定し、おおむね5年以内に予め設定された研究テーマの技術を確立するものに限定するべきであると考えます。 イ 周波数ひっ迫対策技術試験事務について イの「周波数ひっ迫対策技術試験事務」は、透明性・実効性を高めるため研究開発に関する評価会が行われ、効率的な実施が求められているところであり、使途拡大は行うべきではないと考えます。 ウ 国際標準化連絡調整事務について ウの「国際標準化連絡調整事務」は、旅費支出等の活動支援を行う仕組みの充実させる、とされていますが、関わる費用である「外国旅費・委員等旅費・諸謝金」は金額が年々増加傾向にあり、この費用は歯止めをかける意味でも一定の基準を作成するべきであると考えます。</p>	ア、イ、ウについては、いずれも既存の施策の運用等を充実すべきとする趣旨のものであり、電波利用料の使途を拡大するものではありません。 取組の実施に当たっては、現行の使途の規定に基づき、研究開発対象が真に必要な事項に厳選され、常に規律を保ち厳正な支出が行われるよう評価等の取組を充実させつつ、支出の効率化についても取り組んでいくこととしています。（報告書案P24参照）

13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	1. 無線局の良 好な受信環 境の保護 (1)放送用受信 設備から発生 する不要電波 等への対策	<p>【原案】 放送用受信設備（ブースター等）から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。 今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。 他方、周波数再編等により、従前、放送用に使用されていた周波数帯が携帯電話など新たな無線設備に使用される場合については、旧規格のまま運用される放送用受信設備は、携帯電話等から放射される電波を受信することにより混信等の影響を受けるおそれがある。このような周波数再編後に生じる受信障害を回避するため、新規格に対応した設備の購入や混信回避対策（フィルタ挿入等）の実施を促すなどの周知・広報活動について、関係業界も交え、検討すべきである。また、新業務からの受信障害を生じないような受信設備の設計や運用を進める必要がある。 なお、今後新たに生じる受信設備からの不要電波や周波数再編等により生じる受信感度抑圧等への対策についても、国際動向等を踏まえつつ、順次、規律の検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】 本項の中で「不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき」とありますが、この検討の中で以下の各項目に対するそれぞれのガイドラインを作成し、実施することが重要であると考えます。 1. 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販されるUHFのブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波TVバンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz帯の携帯電話端末並びに基地局、ITS等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき 2. UHFブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ、取りつけている場合等を電子回路で検知してLED等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要放射を解放端より放射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき 3. 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際によりUHFブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要放射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知してLED等でアラームして動作停止する仕様を義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき 4. TV同軸端子は、明確にシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取れることがないように、明確なガイドラインを設けるべき</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
7	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (3)周波数再編 の加速 ①迅速かつ適 切な周波数の 割当て	<p>【原案】 今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要がある。</p> <p>【意見】 800MHz帯FPUは、1.2GHz帯及び2.3GHz帯への移行が予定されていますが、周波数有効利用の観点から、FPUと同じ免許人である地上テレビジョン放送事業者の帯域（エリア的に空いているホワイトスペース）へ移行するべきであると考えます。また、同じ免許人の場合、地上デジタル放送との干渉が起きた場合でも効率的な調整が可能であることが考えられることから、FPUは1.2GHz帯及び2.3GHz帯ではなくホワイトスペースへ移行するべきであると考えます。 尚、地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できるSFNの利点を最大限活用し、当該放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH以下に再リパックして470～650MHzを利用し、空いた10CH分の周波数を他の逼迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。 そして2.3GHz帯は、アジア（中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポール）、オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）、米国、カナダ等多数の国でBWA等の移動通信用途に割当てられている諸外国の周波数再編動向を考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は2.3GHz帯をBWA等の移動通信用途とするべきであると考えます。</p>	FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成22年11月）、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果（平成23年7月）及び周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定）において、意見募集の結果を踏まえ、さらに電波監理審議会の答申を受けて決定したものです。 その他の御意見につきましては、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
4	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する 柔軟な無線局 の運用 (1)免許局の規 律の簡素化 ①携帯電話基 地局等の無線 局の免許手続	<p>【原案】 無線局の免許には一局ずつ個別に免許を受けるものと同一規格の無線局について複数局を一つの免許とする包括免許がある。包括免許は、携帯電話端末、MCA業務用無線機器等の移動局のほか、屋内等に設置される小規模な携帯電話等の基地局（フェムトセル基地局等）が対象となっており、迅速かつ機動的な無線局の開設及び無線通信サービスの提供が可能となっている。 昨今の急増する移動通信トラフィックへの対応や携帯電話システムの高度化により、基地局を相当数増加させ、密に設置することが求められる中、移動通信事業者が迅速かつ機動的なビジネス展開を図る上で無線局免許手続の効率化が求められている。 このため、携帯電話基地局等の無線局について、あらかじめ技術基準への適合性を示す技術基準適合証明等を取得していない無線設備を使用する場合や他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除き、原則として、包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも拡大することについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】 電波利用料において、広域専用電波を使用する移動局と携帯電話基地局は既に同じ料額となっているため、免許の取扱いも同等とするべきであると考えます。 また、携帯電話基地局は個別免許により設置していますが、携帯電話の不感地帯を効率的に解消し、基地局の整備を迅速に進めるため、広域専用電波の帯域はすべての無線局の包括免許化及び無線局種別の簡略化（移動局と携帯電話基地局の区別をなくす）することを望みます。 さらに、PHS基地局についても個別免許により設置していますが、同様に包括免許の導入等、迅速かつ機動的な無線局の開設及び無線通信サービスの提供が可能となるよう望みます。</p>	頂いた御意見は、報告書（案）に対する賛同意見として承ります。 なお、単に電波利用料の料額が同額であることは、免許の取扱いを同じくする理由とはならないものと考えます。 また、携帯電話基地局と同様の性質であるBWA基地局及びPHS基地局についても含むことが明確になるよう「等」を追記します。

50	14	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	2. 高周波利用設備の円滑な導入	<p>【意見】</p> <p>弊社では、プラグインハイブリッド車(PHV)及び電気自動車(EV)の普及を促進するために、自動車向けワイヤレス給電システムの早期実現に向けた非接触給電技術の開発を進めております。</p> <p>今回の報告書(案)には、2015年の実用化を目指したロードマップを参考に、官民が連携し、円滑な導入に向けた取り組みを加速させることや、普及に向け、電子レンジ等と同様の簡易な手続きの必要性について記述されており、当該分野における技術開発、制度整備等の進展が加速される事が期待できます。</p> <p>引き続き、総務省殿をはじめとする関係行政の積極的な推進をお願い致します。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
	23	第3章 電波利用料の活用方法	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	<p>【意見】</p> <p>今回の報告書(案)には、電波利用料を活用した研究開発、国際標準化、国際展開の各段階における取組みの充実・強化について記述されており、電波の一層の有効利用に資する新たな無線システムの導入、普及展開の取組みが加速されることが期待されます。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車株式会社】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
51	7	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3) 周波数再編の加速	<p>【原案】</p> <p>今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>電波の有効利用のためには、現状の周波数再編方策だけでなく、二次利用のような運用面での方策も含めて検討することを要望します。</p> <p>国内では、ホワイトスペース推進会議においてテレビ放送周波数の二次利用についてエリア放送、特定ラジオマイク等の共用方針が策定され、運用規定の細則やデータベース条件といった運用調整の検討が進められていますが、その他の周波数帯については二次利用の議論がされていません。一方、欧州ではLSA(Licensed Shared Access) (*) について法制化を推進する動きがみられ、米国ではFederal spectrum Access system (*) が提唱されています。これら海外の動向をふまえて、運用面での二次利用の規定、法規制についても早期に策定し、電波利用の用途拡大によって国民の利便性向上や新たな産業の創出を促進することが重要だと考えます。</p> <p>(*) 欧州、米国の制度案は、オークションで売却されている周波数帯を除く、すでに割り当てられている周波数帯を、時間軸、周波数軸、地域毎に見て割り当てシステムで使われていない場合に限り、それ以外の用途に使用するというもの。</p> <p>欧州のLSAは、その周波数を二次利用する事業者に対してライセンスバンドとして扱う。以下のEULレポートを参照。 http://rspg.ec.europa.eu/_documents/documents/meeting/rspg26/rspg11_392_report_CUS_other_approaches_final.pdf</p> <p>米国のFederal spectrum access systemは、その周波数を二次利用する事業者に対してライセンスバンドとして扱うだけでなく、免許不要のアンライセンスバンドとしても扱う。以下のホワイトハウスレポートを参照。 http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ostp/pcast_spectrum_report_fina</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	13	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】</p> <p>今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。</p> <p>なお、今後新たに生じる受信設備からの不要電波や周波数再編等により生じる受信感度抑圧等への対策についても、国際動向等を踏まえて、順次、規律の検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>テレビジョン受信機、ラジオ受信機、テレビジョン受信機用ブースター等の放送用受信設備については、既に「電気用品安全法」において不要電波に対する基準適合が義務付けられています。従いまして、電波法において同じ目的で二重に規制が及ぶことの無いようご配慮をお願い致します。</p>	頂いた御意見を踏まえ、検討させていただきます。
	14	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (2) 家電製品等から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】</p> <p>情報通信機器や各種設備のインバーター、LED照明等から発生する不要電波が、AM放送や重要無線通信への混信等の一つの要因となっている。また、今後M2Mが普及し、無線機能が組み込まれたヘルスケア機器や、今後普及が見込まれるスマートメーター等が家電製品等の近傍で使用された場合、それら無線機能への影響も懸念されている。</p> <p>家電製品等から放射される不要電波について、電波法では、高周波利用設備として規律しており、電子レンジ、電磁誘導加熱式(IH)調理器等が対象となっている。LED照明及び電子制御が組み込まれた電気機器など、将来的にヘルスケア機器など他の無線通信に影響を与えるおそれがある設備等について、国際無線障害特別委員会(CISPR)規格との整合性等を図りながら、順次、具体的な規律の対象として検討すべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>家電機器の多くが既に「電気用品安全法」において不要電波に対する基準適合が義務付けられています。また、「電気用品安全法」の対象となっていない情報通信機器については、民間団体である一般財団法人VCCI協会が、CISPR規格に整合したVCCI基準に基づいて自主規制を行っています。従いまして、電波法において同じ目的で二重に規制が及ぶことの無いようご配慮をお願い致します。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

14	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	1. 無線局の良 好な受信環 境の保護 (2)家電製品等 から発生する不 要電波等への 対策	<p>【原案】 他方、電波環境は各国の住環境等により事情が異なり、我が国のように家電製品や電気機器等が高密度に利用される環境で発生する不要電波やその不要電波からの耐性に関する基準が必ずしも各国と一律にならないこともあり得るため、諸外国と連携しながら CISPR をはじめとする国際機関に対して規格の提案を行い、積極的に取り組んでいくことが適当である。</p> <p>【意見】 不要電波に関して、諸外国と連携しながらCISPRをはじめとする国際機関に対して積極的に規格の提案を行っていくことについて賛同致します。 不要電波については国際規格としてCISPR規格があり、日本において、CISPR規格は答申を経て国内規格化されています。従って、その内容について我が国の意見を反映させるべく、積極的に取り組んでいく必要があると認識しています。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
16-17	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	3. 電波の見え る化の推進と安 心・安全の向上 (2)無線システ ムの安心・安全 の向上	<p>【意見】 青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの重要性を認識し、当協会でもガイドライン等で周知啓発を進めているところです。 スマートフォン等の急速な普及により、無線LANの利用形態も複雑化しており、特に、テザリング機能の活用が今後増えると思われることから関係事業者等に対して、より一層分かり易く周知・啓発が望まれるところである。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
【一般社団法人電子情報技術産業協会】				
52	7	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	<p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3)周波数再編の加速 ①迅速かつ適切な周波数の割当て</p> <p>【原案】 また、今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要がある。</p> <p>【意見】 日本を含む世界の携帯電話ネットワークのデータ・トラフィックは、引き続き高いペースで増加しています。最近のエリクソンの調査では、世界全体の携帯電話のデータ・トラフィックの総和は、2011年第3四半期から2012年第3四半期にかけて倍増し、2018年には現在の12倍になると予想しています。このようなデータ・トラフィックの増加に対応するためには、更に周波数再編を行い新たな周波数を携帯電話システムに割当てることが重要です。また諸外国の周波数再編動向に加え、WRC-15の議題1.11に関する議論の方向性も十分考慮するべきと考えます。 (参考)Ericsson Mobility Report (2012年11月) http://www.ericsson.com/res/docs/2012/ericsson-mobility-report-november-2012.pdf</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
8	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (1)新たな規格への迅速な対応	<p>【原案】 また、変調方式の変更等の軽微な制度改正による製品の市場投入の遅れを避けるため、技術基準の大括り化を検討するに当たっては、固定業務等で一部実現されているように、可能な範囲で、スペクトラムマスクによる規定も含め、効率的な方法を検討すべきである。</p> <p>【意見】 携帯電話をはじめとする無線通信システムには、新しい技術および規格が次々と導入されつつあります。これらの例としては、高次の変調方式、キャリア・アグリゲーション、MIMO等が挙げられます。新たな規格への迅速な対応を実現するために、原案にあるような効率的に技術基準への適合性を確認する方法の検討について賛成いたします。特に既存技術基準の簡素化を検討するべきと考えます。例えば、無線設備規則第49条6の4、および6の5にある「データ伝送速度」の規定が挙げられます。「データ伝送速度」は、直接混信防止および電波の有効利用には関係ない規定ですので、これは技術基準としては不要な項目と考えます。 原案の該当部分を、「可能な範囲で、スペクトラムマスクによる規定および既存技術基準の見直しも含めて、効率的な方法を検討すべきである。」とすることを提案いたします。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 なお、今後の技術基準の策定に際しては、規定する項目についても検討され、必要に応じて、既存技術基準の見直しも行われることから、原案どおりといたします。
9	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3)自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 ①自己確認制度の対象拡大	<p>【原案】 我が国の技術基準適合自己確認制度では、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等を与えるおそれの少ない携帯電話端末等について対象としているが、前述のような国際動向等を踏まえ、無線設備の技術基準、使用態様、他の無線局に混信妨害を与える影響の度合いを勘案し、例えば、携帯電話端末に搭載された無線LANシステムについて対象とすることを検討することが適当である。 なお、このような自己確認制度の新たな対象範囲の拡大に当たっては、技術基準不適合機器の流通拡大へのリスクが存在するため慎重な検討を行うことが必要である。</p> <p>【意見】 技術基準適合自己確認は、製造業者自らが技術基準への適合性を確認する制度であり、新たな製品を迅速に市場に投入することを可能とするものです。本制度の対象範囲を拡大することは、新技術・サービスを利用者にすばやく提供することに資するので、歓迎いたします。しかしながら、拡大範囲の例として、「携帯電話端末に搭載された無線LANシステム」のみが示されているのは不十分で、携帯電話基地局等への拡大も検討するべきと考えます。携帯電話基地局は、事業者によって管理・運用されるため、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等を与える恐れ、および技術基準不適合機器の流通拡大へのリスクは無いと考えます。 原案の該当部分を、「例えば、携帯電話端末に搭載された無線LANシステム、ブルートゥース等および携帯電話基地局について対象とすることを検討することが適当である。」とすることを提案いたします。</p>	自己確認制度の対象設備の基本的な考え方は、他の無線設備の管理下にある被制御型の端末であって、他の無線局に対して混信妨害を与えない機構となっているものです。 頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 なお、他の無線設備を管理する制御型の無線設備については、社会的な影響等を勘案して、慎重に検討すべきと考えます。
【エリクソン・ジャパン株式会社】				
53	4	第1章 電波利用 環境の 変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	<p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化</p> <p>① 携帯電話基地局等の無線局の免許手続</p> <p>【意見】 移動通信トラフィックの効率的な収容は、無線方式による改善に加えて、小電力の無線基地局を多数配置するのが効果的であり、従来のマクロ型基地局装置だけでなく、Pico型基地局や小電力RRH等による小セルエリア化が有望と考えます。 迅速な小セルエリア構築による無線スループットの向上は、電波の有効利用とユーザーの利便性向上につながるため、包括免許適用を、Femto以外の携帯基地局に拡大して検討する事に賛同致します。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。

21-23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加	② 具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進) 【意見】 大規模災害時の経験からも各種無線システムを活用することで、災害に強い通信インフラを整備することが重要であると考えております。当社も電波を効率的に利用できる製品開発を積極的に推進していきますので、電波利用料につきましては、防災無線システム等を導入促進する目的での活用をお願い致します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、防災行政無線等のデジタル化への活用については、共益費用である電波利用料制度の趣旨を十分に踏まえ、本報告書(案)にあるように、周波数の効率的な利用に資する等の要件の下での実施が必要と考えます。
23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加	② 具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進) 【原案】 これらの点を十分に踏まえ、具体的な制度設計等に当たっては、透明性を確保しつつ、関係者の理解を得ながら進めていくとともに、実際の整備に当たっては、技術の進展をシステムに的確に反映させるなど、コストの低減化を図っていくことが重要である。 【意見】 技術の進展の後ろに(映像等大容量データの利活用や高度なセキュリティ対策等)という言葉を入れた方がより良いのではと考えます。	御指摘については、「映像等大容量データの利活用や高度なセキュリティ対策」と、コストの低減化との関係が不明確であり、原案が適当であると考えます。 なお、御指摘の趣旨については、高度化の事例として、P21「②具体的な活用分野」の第二段落)に反映することと致します。
23-24	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進 【原案】 イ 研究開発等の成果の普及の加速化を図るとともに、無線システムの国際標準化や国際展開を推進する観点からも、テストベッド等を有効活用した実証試験を推進する。 ウ 標準化の前段階、後段階を含めた国際標準化活動 (ITU-R、IEEE等)へ継続的に参画することを可能とするため、旅費支出等の活動支援を行う仕組みの充実など、国際標準化連絡調整事務を充実強化する。 【意見】 電波利用料の活用につきましては、日本のICT国際競争力を強化する観点から、①日本発の新たな技術、方式、システム、サービスの企画・研究開発や②国際標準化活動の専門家の継続的な育成、そして③日本発の技術が採用された国際標準規格に準拠した製品・システム・サービスの海外展開支援など、幅広い分野に、戦略的な活用を行うご検討をお願い致します。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化	① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進 【原案】 ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 【意見】 電波分野への競争的資金制度の導入につきまして、スマートフォンによるトラフィック急増対策として電波の有効利用、効率化は必須となる中で、自由な提案による研究開発は将来中核となる技術の発掘の場として重要と考えますので推進して頂きますようお願い致します。 【富士通株式会社】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
54	20	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加	1. 電波利用料制度の用途の追加 防災行政無線システムのデジタル化支援の為に補助対象に、260MHz 帯移動系無線に加えて800MHz 帯デジタルMCA無線も対象にした記述にして頂きたい。 (趣旨) (ア) 800MHz 帯デジタルMCA無線の防災行政無線システム等への導入は、近年、防災・災害対策に向けた社会的需要の高まりや総務省の自営無線系のデジタル化推進施策等により、地方自治体等で普及が加速化しています。(※1参照) (イ) 特に、平成23年度の消防庁の補正予算(消防防災通信基盤整備費補助金)において、防災行政デジタル無線施設へのMCA無線設備の導入も補助対象となるなど、地方自治体の財政負担の軽減に貢献することにより、普及の加速も見られるところです。 (ウ) これらにより、総務省の電波政策の根幹であるデジタル化による周波数有効利用に資するとともに、150MHz 帯/400MHz 帯のアナログシステムの早期巻取り方策の一つとして、有効に機能している状況と伺っています。 (エ) 従って、報告書案22ページ(ア、イ、ウ)の要件に該当するものと考えられますので、今後の財政力指数の低い地方自治体への早期のデジタル防災系無線通信手段の具体的な導入方策として、260MHz 帯デジタル無線システムに加えてデジタル MCA 無線システムも今回の補助の対象とし、早期のデジタル化の促進と跡地周波数の活用に資して頂きたいと希望します。 ※1 移動系防災用途にデジタル MCA を導入した地方自治体等: 約 210 自治体、約 1 万 7 千 局運用中(H23 年度末現在、弊社調査資料より) 【エムシーアクセス・サポート株式会社】	地方自治体の多くはアナログ方式による防災行政無線を自ら整備(自営系)しており、その使用周波数は150MHz帯と400MHz帯に混在しております。 防災行政無線のデジタル化により、無線通信の高度化が図られることに加え、周波数が260MHz帯へ移行・集約されることにより、自営系無線システムの統合化・共用化が図られ、これにより災害発生時の無線設備の操作性及び地方自治体間の相互運用性等が格段に向上するものと考えます。 これらを踏まえ、まずは、消防・救急無線と一体でデジタル化を行う260MHz帯における自営系無線設備の整備に対して、支援を行っていくことが適当であると考えています。
55	8	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (2)モジュール化の進展への対応	【原案】 ……確認の実施方法について検討を行う必要がある。 なお、量販店やネット販売など無線設備の入手方法が多様化する中、技術基準適合性が確認され、利用者が安心して使用できるものであることを製品に分かりやすく表示するため、技術基準適合性が確認された無線モジュールを内蔵した製品本体にも内蔵している旨を製造業者等が表示する方法について、関係団体で検討することが望ましい。 【意見】 特定無線設備の表示については、電波法において、「…総務省令で定めるところにより特定無線設備に表示を付さなければならない」と規定し、総務省令において、表示の大きさ等が詳細に規定されています。 一方、最近、特定無線設備は、技術の進展等によりモジュール化、チップ化が進んでいることから、表示する場所の確保が難しい場合も出てきており、登録証明機関の審査等の際にも、表示の寸法や貼付方法等に関する照会や相談等が多く寄せられています。 このような現状をご理解頂き、現在、総務省令で規定している表示の大きさの寸法(最小寸法、直径3ミリメートル以上)の規定の撤廃等を要望させていただきます。 また、本報告書案では、「……表示する方法について、関係団体で検討することが望ましい。」と記述されていますが、表示制度は、電波監理上において極めて重要なものであり、またMRA 法に基づく評価機関が欧米にも多数存在すること等を考えると制度の適切な運用の観点からも、関係団体の意見等を踏まえ、電波法令において明確に規定することが望ましいと考えます。 【登録証明機関協議会】	報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 頂いた御意見も踏まえ、総務省において検討していくことが適当と考えます。

56	7	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3)周波数再編の加速 ①迅速かつ適切な周波数の割当て	<p>【原案】 なお、自営系・公共系システムのデジタル化に当たっては、自治体等の導入コストの低減や開発したシステムの国際展開も考慮し、IP化への対応を含め、システムとしての発展性や国際規格の活用等も考慮すべきである。</p> <p>【意見】 当該システムのデジタル化に当たっては、自治体等の財政状況が大きな課題となっているため、一の自治体が負担する導入費用や保守運用経費を低減させる施策を第一に検討すべきと考えます。IP化への対応、システムの発展性や国際規格の活用等はその手段となるべきです。</p>	本報告書におけるデジタル化の支援策により、補助の対象となる自治体における防災行政無線や消防救急無線の導入費用の低減が図られるものと考えています。その際には、システムの発展性や国際規格の活用等についても併せて考慮していくことが必要であると認識しております。
	8	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (1)新たな規格への迅速な対応	<p>【原案】 また、変調方式の変更等の軽微な制度改正による製品の市場投入の遅れを避けるため、技術基準の大括り化を検討するに当たっては、固定業務等で一部実現されているように、可能な範囲で、スペクトラムマスクによる規定も含め、効率的な方法を検討すべきである。</p> <p>【意見】 技術基準の大括り化は非常に重要な点であると考えます。しかしながら、電波法関係審査基準等にある目的別・用途別等の詳細な割り当て区分についても電波のより効率的な利用と新技術導入や既存システムの方式変更の迅速化を目的に大括り化を早急に検討すべきと考えます。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	21	第3章 電波利用料の活用方法	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の用途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)	<p>【原案】 同項目の全文</p> <p>【意見】 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進のため、電波利用料を活用すべきという提言について高く評価いたします。周波数再編アクションプラン平成24年10月改正版においても、150MHzと400MHz帯で使用されているアナログシステムについて平成24年度中にその使用期限を具体化する旨、言及されているところです。当面は、260MHz帯へ移行する場合において無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当とのことですが、その後の保守運用・システム拡張等の費用についての施策も含め、当該システムへの電波利用料の活用について具体的な検討を早急に開始すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モトローラ・ソリューションズ株式会社】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、保守運用・システム拡張等の費用については、無線局全体の受益を直接の目的とする電波利用共益事務の趣旨には必ずしも合致しないものと考えます。

57		<p>【意見】</p> <p>本「電波有効利用の促進に関する検討会」の目的は、総務副大臣主催により、国民生活の利便性向上や安心・安全確保のために必要となる電波の有効利用のための諸課題や具体的な方策について検討するとなっており、その検討会の参考資料として五つのテーマが掲げられています。</p> <p>その一つは「東日本大震災(平成23年3月)、台風12号(平成23年9月)等大規模災害への対応・大規模災害時における避難行動、復旧活動等を通じ、各種無線システムの社会インフラとしての重要性、有効性が再認識。無線システムをより積極的に活用することにより、災害に強い通信インフラを整備することが必要。となっております。</p> <p>(なお、本件の項目には、放射能汚染への重要な対策となる福島原発事故での原発内・オフサイトセンター及び付近の住民等への情報連絡手段が問題無く機能していたのかを含め原発施設における無線通信システムの在り方等を含めて議論する必要もあったのでは思われます。)</p> <p>また、本件へのパブリックコメントの意見としては、弊社の具体的な提言(免許不要の特定小電力によるトランシーバー「緊急連絡ホーム無線」)を含め、約1割が「安心・安全な社会に向けての電波利用」についての意見を述べております。</p> <p>本検討会は、是まで6ヶ月を超える期間で13回に亘り会議を重ね議論されてきましたが、大規模災害への対応等についてのテーマは、結局実施されないままでした。</p> <p>未曾有の大災害と云われる東日本大震災では何が起きていたのでしょうか？</p> <p>情報からの孤立(情報の空白地帯)により多くの人の命が失われたことは定かと考えます。以下に一例を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市大川小学校:地震発生から40分経過後に避難するも津波襲来の方向に避難したため教諭、児童の殆どが犠牲に ・東松島市の指定避難所の野びる小学校:避難していた小学校で多くの住民が津波に巻き込まれ犠牲に ・気仙沼市のヤヨイ食品:気仙沼港の岸壁近辺の工場に避難した従業員、市民との連絡が途絶え孤立状態に、5日後に全員の安全を確認 ・宮城県山元町:同報系防災無線が、親局・子局とも地震により機能障害となり、一部の地域で情報が伝わらず、多くの町民が犠牲に <p>これ等の事象は、情報の空白地帯が生じたことにより、</p> <p>①避難の遅延 ②避難時に被災 ③避難先で被災 ④避難先で孤立 ⑤誤った避難誘導により被災等</p> <p>が起きたもので、本来情報がきちっと伝われば、その殆どは被災を防げたのではと思われま</p> <p>す。</p> <p>これらを防ぐための手立は何か？ですが、これについては、弊社が提起しているワイヤレス系によるもので、ネットワークに依存しないで、独立して全ての機能を発揮するハンディタイプのトランシーバー(無線機)が有効であることは定かと思えるものです。</p> <p>これに関連して、本報告書のP-21 「(2)電波利用料制度の使途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)の説明内容で「一家に一台防災無線があれば、情報伝達が楽だったのではないか」などの意見が出されています。」との記述が有りますが、現行の市町村防災無線にはこのような防災無線の規定はなく、このような考えに合致する無線系は、まさに弊社提案のシステムと理解するものです。そしてその仕組みは、海上における船舶の遭難時の通信の枠組みを陸上に取り込む形態(非常災害時に必要な他者間(異免許人)通信などのチャンネルを予め確保しておくために緊急時連絡用の共通チャンネルなどを設定)と、陸上のシステムでも非常災害時などの緊急時の情報連絡に沿うべく、全く新たな仕組みとするものです。</p> <p>陸上では海上とは違い、警察・消防が万全の体制で活動出来る時(事故・火災等)には、何ら問題となりませんが、地震、津波、台風そして昨今は原発事故等も含まれますが、警察・消防がその機能を発揮出来ない時などには、自らが主体となり災害対応を図る。つまり、自助・共助で対応するのが災害対策の基本となっております。(自らの身は自らが守る。)</p> <p>その際に重要なのは、情報からの孤立を生じない手立てです。それも上り下りです。何故なら避難時などの際の状況判断して必要なところへ災害情報などを上げる必要性が有るからです。(ご承知の通り、災害対策本部がその機能を発揮するには、災害現場などの情報が入って来ないことには動きようが無いのです。)</p> <p>これらを満足する情報連絡手段としては、前記のトランシーバーが非常に有効な手段と云えるものです。</p> <p>そして、このトランシーバーは、地方自治体の市町村防災無線を補完する機能としても有効に作用するもので、自治体における経済力が低下している今日においては、官と民が一体となって防災体制を強化する面でも有効に作用するものです。</p> <p>日本は、防災先進国として世界各国に認知されております。今回の大災害を契機としての新たな仕組みによる無線システムの構築は、防災先進国の責務でもあり世界に向けての情報発信にも繋がるものと考えます。</p> <p>電波に係る国際的な動きとしては、つい昨今、海上保安庁が「次世代AIS国際標準化のためのワークショップ」(AISとは無線を使った船舶自動識別装置で、現状では衝突回避が目的)が国内外のAIS専門家を招いて開催されました。この会議は、AISの更なる発展により捜索救助、航路標識などの様々な分野での利用により航海の安全を、より一層期することとして開催されたものです。</p> <p>更に、海上関係では、平成20年2月のイージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故により尊い命が失われた事を受け、船舶のより安全な運行の実現に向け、4月には検討会が充足し、翌年の1月に報告書がまとまり、10月には省令改正が行われ、非常に短い期間の中で新たな船舶共通通信システムとして国際VHFが国内でも認められることとなった経緯があります。</p> <p>陸上においても、未曾有の大災害で有ろうと無かろうと、人々の命と暮らしを守るためには、あらゆる手立てを講じる必要に有ることは万人が認めるものです。その中で特に、ワイヤレスつまり、無線の果たす役割は非常に重要と云えます。</p> <p>特に、最近の情報によりますと南海トラフ巨大地震においては、最悪の被害想定で死者が32万人超に上ることが想定されておりますが、迅速な避難により津波の死者は約8割の人が命を救われるとのこととなっております。</p> <p>また、首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震等は、何時起きても不思議でない状況にあります。このようなことから早急に解決すべき重要な案件と云えるものです。</p> <p>弊社においてもその視念に立ちつつ、あらゆる努力をするものですが、無線通信の分野は周波数の割り当てが認められないと動きが取れません。</p> <p>今回弊社が提案しておりますトランシーバーは、平成22年末の電波法改正による免許不要局の枠拡大(10mW⇒1W)により実施が可能となったものです。</p> <p>また、狭帯域デジタル通信として4値FSKが認められたのも、是までのアナログとほぼ同程度の価格で提供が可能となるベースとなっているものです。(災害は、何時何処で発生するか解りませんが、無線機の価格は重要な要素と云えます。)</p> <p>これ等の経緯を踏まえ、日本が目指す「世界の最先端となる安心・安全な社会の構築」実現を目指しての提案に前向きに検討され報告書に織り込まれ、安心・安全な社会環境構築に向け前進することを強く望むものです。</p> <p>最後に、無線通信の父と云われているところのイタリアの「マルコーニ」は、無線の役割は、人命の救助にあると考えていた。とのことで、既にこの時から社会の中で果たすべき無線の役割をしっかりと捉えていたものと思われま</p>	<p>本検討会において、災害時における無線システムの活用や制度見直し、整備の在り方に関する議論は数多く行われており、報告書(案)においても、「異なる衛星系業務・システム間の横断的な利用」や「電波利用料制度の使途の追加(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)」等の提言の形で反映されております。</p>
		【アイコム株式会社】	

58	23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3)既存の活用分野の充実・強化 ①研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	電波利用料の活用分野の充実化として、限りある資源である電波の一層の有効利用に向けた研究開発、国際標準化、国際展開の取組を強化することは、国内無線技術の国際標準化や国際展開の推進となり、方向性として適切なものと考えます。 特に、研究開発の自由な提案公募による受け付けの仕組みの創設については、民間企業の研究機関や大学等における電波の有効利用に関する研究開発活動を活性化させ競争力の強化にも寄与することができると考えます。 【その他】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
59	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題	【原案】 (2)電波利用料額等の制度面の課題 これまでの本検討会における議論やパブリックコメントにおいて、次期(平成26年度~28年度)における電波利用料額の在り方や、電波利用料制度の枠組みの在り方について多くの意見や提案がなされた。 今後、電波利用料額や制度に関する議論の場等が設置された際に次に挙げる課題についての検討をさらに深めていく必要がある。 ① 電波利用料額に関する課題 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・ 電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・ 電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・ 免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・ スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・ 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・ オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方 【意見】 放送事業者の電波利用料額については、公共性を勘案して1/4の特性係数が措置されています。放送事業者にあまねく普及や災害放送が法的に義務付けられていることを考えれば適切な措置であり、今後も継続すべきと考えます。また、料額の算定においては、全般的に電波の経済価値が重視される傾向がありますが、上述したような公益性も十分に配慮し、従来からの議論をふまえたバランスのとれた制度設計がなされるよう、要望します。 【株式会社フジテレビジョン】	頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方、電波の経済的価値の反映の在り方に関する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。
60	13	第2章 利用者視点に 立った電波の有効 利用の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (1)放送用受信設備から発生する不要電波等への対策	「電波有効利用の促進に関する検討会一報告書(案)」に賛成いたします。さらなる電波の有効利用のため、以下に示す点をはじめ、当報告書に示された内容が早期に検討、実現されることを希望いたします。 【原案】 このような周波数再編後に生じる受信障害を回避するため、新規格に対応した設備の購入や混信回避対策(フィルタ挿入等)の実施を促すなどの周知・広報活動について、関係業界も交え、検討すべきである。また、新業務からの受信障害を生じないような受信設備の設計や運用を進める必要がある。 【意見】 不要電波の発射源の探索や周波数再編後に生じるとされる受信障害回避の対策に向けた一般国民への広報活動等の施策については、周波数再編を円滑に推進する上で、引き続き国による支援が不可欠であり、関係業界を含めた速やかな検討を要望します。 【KDDI株式会社】	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
61	25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化等に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題	【原案】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・ 電波利用料の軽減措置の在り方(無線局の特性に応じて適用される特性係数、数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等) ・ 電波の経済的価値の反映の在り方(周波数の有効利用状況の勘案等) ・ 免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・ スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・ 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・ オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方 【意見】 スマートメータは公共性の高い事業の中核となる存在であり、通信方式として携帯電話網(3GやLTE)を使用する場合は、スマートメータの普及の観点からスマートフォンなどの通信量が多く占有率の高い端末とは違い、通信量が少なく占有率が低いことを勘案した電波利用料額の検討が必要であると考えます。 【パナソニック株式会社】	頂いた御意見は、新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。

62	23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化	<p>【原案】 ① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進 これまで、電波利用料を活用し、電波資源拡大のための研究開発、周波数逼迫対策技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務に取り組んできているが、電波のより一層の有効利用に資する新たな無線システムの導入・普及展開の加速化に向け、以下のとおり研究開発、国際標準化、国際展開までの各段階での取組の充実・強化を図ることが適当である。 ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 その際、当該研究テーマに関する要素技術については、おおむね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。</p> <p>【意見】 電波利用料を活用し、研究開発、国際標準化、国際展開までの各段階での取組の充実・強化を図ることに賛同いたします。 特に、自由な発想に基づく研究開発の提案を採用する制度の創設は、斬新なアイデアを発掘し周波数の有効利用につながる研究開発のすそ野を広げる意味から大いに意義のあるものであるが、5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現するとの要件については、その到達目標を実用化段階に限定せず、さらに基礎的な段階であっても周波数の有効利用につながる研究開発と認められるものを含むより基礎的な研究開発も可能とする制度設計とされるよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
63	9	第1章 電波利用環境の変化 に応じた規律の柔軟な 見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3) 自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 ②技術基準不適合機器の流通防止	<p>【原案】 多くの販売店等においては、消費者への不適合機器に関する情報提供が少なく、不適合機器か否かを消費者が判断することが困難な状況となっており、不適合機器が善意の消費者の手に渡り、他の無線局の混信源となる可能性がある。</p> <p>【意見】 現在、消費者に身近なものとなっている ISM/バンドを利用した免許不要局であるが、その利用には技術基準適合性の確認が前提となっている。しかし、技術基準適合性の確認はもっぱら他の無線局への影響を最小限に抑えるためのものであり、ISM/バンドを利用した免許不要無線局を購入しようとする消費者本人への利益に乏しい。むしろ、技術基準適合性を確認する費用が製品価格に転嫁される、製品選択の幅が狭まるなど消費者本人への不利益も大きく、ISM/バンドを利用した技術基準不適合機器の開設に係る摘発実績がほとんどないことから、消費者行動において技適マークの有無はないがしろにされる傾向にあると考える。別項で「技術基準適合性が確認された無線モジュールを内蔵した製品本体にも内蔵している旨を製造業者等が表示する等の方法」への言及もあったが、そもそも消費者行動における技術マークの有無そのものがないがしろにされている以上、未必の故意による他の無線局への影響に対抗できない。 ISM/バンドを利用した免許不要局がますます普遍化する中、他の無線局への影響を最小限に抑えるためには、自己確認制度によらず、少なくともISM/バンドを利用した無線局だけでも技術基準不適合機器を流通段階で排除する規律の制定が早急に必要であるとする。ISM/バンドを利用した技術基準不適合機器の開設に係る摘発が、現地に到着するまでに自然に消滅するなど、発生源の探索が困難であることなども、流通段階での規制が妥当であることを裏付ける。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	「技適マークの有無がないがしろにされている」との御意見については今後、より一層、技術基準適合証明制度の周知啓発を通じて、国民の皆様にも広く御理解と御協力をお願いしていく必要があると考えます。 また、「技術基準不適合機器を流通段階で排除する規律の制定」については、まずは、流通段階での実態調査を行い、流通製品の試買テストを新たに実施し、その測定結果を公表・指導・注意喚起し、不適合機器の流通の抑制を図ることが急務と考えます。 なお、頂いた御意見については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
64	4	第1章 電波利用環境の変化 に応じた規律の柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1) 免許局の規律の簡素化 ①携帯電話基地局等の無線局の免許手続	<p>【原案】 昨今の急増する移動通信トラフィックへの対応や携帯電話システムの高度化により、基地局を相当数増加させ、密に設置することが求められる中、移動通信事業者が迅速かつ機動的なビジネス展開を図る上で無線局免許手続の効率化が求められている。 このため、携帯電話基地局等の無線局について、あらかじめ技術基準への適合性を示す技術基準適合証明等を取得していない無線設備を使用する場合や他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除き、原則として、包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも拡大することについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】 フェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも包括免許の適用されることは、トラフィック対策を行う上でもより円滑に基地局設置ができることになるため、無線局の免許手続の効率化に賛成します。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
7	第1章 電波利用環境の変化 に応じた規律の柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (3) 周波数再編の加速 ①迅速かつ適切な周波数の割当て	<p>【原案】 また、今後必要となる新たな周波数需要に対応していくためには、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や米国におけるインセンティブオークションの実施動向等の諸外国の周波数再編の方策の実施動向などを注視して、更なる周波数再編の方策を引き続き検討する必要がある。</p> <p>【意見】 増大するトラフィックによる周波数逼迫に対応するため、適宜、周波数再編の方策を検討することは適切と考えますが、その際には方策だけでなく割当ての時期感も考慮して進めることが必要と考えます。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。	
13	第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】 放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。 今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性がある場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。</p> <p>【意見】 混信防止対策については対応すべきと考えます。関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知に賛成します。</p>	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	

13	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	1. 無線局の良 好な受信環境 の保護 (1)放送用受信 設備から発生 する不要電波 等への対策	<p>【原案】 このような周波数再編後に生じる受信障害を回避するため、新規格に対応した設備の購入や混信回避対策(フィルタ挿入等)の実施を促すなどの周知・広報活動について、関係業界も交え、検討すべきである。また、新業務からの受信障害を生じないような受信設備の設計や運用を進める必要がある。</p> <p>【意見】 新規格に対応した取り組みについて賛成します。 特に、今後、市販されるUHFブースターについては、受信抑圧や不要輻射を発生させないような機器及び工事仕様とする規律を設け、干渉を発生させないよう取り組みの徹底を図るようすべきと考えます。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
15	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	3. 電波の見える 化の推進と安心 ・安全の向上 (1)電波行政の 見える化の推進 ①電波の利用 状況の見える 化の推進	<p>【原案】 総務省においても、電波法第25条の規定により公表している無線局情報を元に、無線局の多寡を地図上にマッピングする機能を総務省のウェブサイトへ公開し、さらに、新たな無線局が開設できる可能性について、その大まかな目安をメッシュ表示により示す機能を追加する方向で検討が進められている。</p> <p>【意見】 公開時のタイミングにおいて、マッピングされていない場合も考えられるため、保有する当該周波数を利用していないと判断することが無いように、あくまで目安の1つとして捉えるような仕組みとして位置付けるべきと考えます。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
15	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	3. 電波の見える 化の推進と安心 ・安全の向上 (1)電波行政の 見える化の推進 ①電波の利用 状況の見える 化の推進	<p>【原案】 公開するデータの範囲については、特定の企業や個人の不利益とならないよう、個人情報や機密情報の取扱いに留意し、適正なデータ利用を行う必要がある。</p> <p>【意見】 電波の見える化については、公開データの範囲に十分留意いただき、特定企業及び個人の不利益とならないよう配慮をお願いします。</p>	頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
17	第2章 利用者 視点に 立った電 波の有 効利用 の促進	3. 電波の見える 化の推進と安心 ・安全の向上 (3)電波リテラ シーの向上	<p>【原案】 「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会 最終報告」(平成24年6月)では、最も利用者との距離が近い携帯電話事業者において、スマートフォンの安心・安全な利用に係る情報等の周知を意識した契約時の説明や、初心者向けのスタートアップマニュアル等の作成を促すとともに、今後は総務省でフォローアップを行うべきとしている。 さらに、同報告において、こうした契約時の説明では、利用者が的確に情報セキュリティ上の脅威の存在と情報セキュリティ対策の必要性を把握できるよう、説明等の工夫を行うべきと指摘されている。 これらの指摘を踏まえ、スマートフォン・無線LAN等に関する国民全体のリテラシー向上の周知・啓発に当たっては、一般利用者に対してより効果のある方法を検討し、実施するように努めることが適当である。 なお、こうした周知・啓発に当たっては、国民の電波リテラシーの理解状況についても把握することが重要であることに留意しつつ実施すべきである。 他方、専門家に対しても、IP化、パケット化等の流れに対応し、有線通信、無線通信及びアプリケーション並びに電波環境や基準認証、運用・保守等の分野を問わず、横断的なリテラシー教育が重要となっており、民間主導で教育・異分野交流の場等を拡充していくことが重要である。</p> <p>【意見】 「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会 最終報告」においてはICT全般のリテラシーの普及啓発について言及されており、電波リテラシーと区別するのではなく全体的なICT等に関する情報リテラシー向上を目的に社会が一体となって国民の知識向上、普及啓発に努めるべきと考えます。したがって、電波リテラシーの向上に電波利用料を用いることは望ましくないものと考えます。</p>	「(3)電波リテラシーの向上」で記述している取組は、電波利用料を充てるものだけでなく、関係事業者・団体等による取組を含めて記述しております。 なお、電波法第103条の2第4項第10号において、電波利用料の使途として、「電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」が規定されております。携帯電話トラヒックのオフロードによる電波有効利用対策の観点から、スマートフォン・無線LAN等に関する国民全体のリテラシー向上に向けた取組については、携帯電話トラヒックのオフロードによる周波数逼迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものであることから、電波利用料を活用することは、電波利用共益費用の趣旨に沿ったものと考えます。

19	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (1)検討に当たった基本認識	<p>【原案】 電波利用料の活用の方向性について検討するに当たっては、電波が果たす役割の重要性を考慮しつつ、同時に、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要である。そのうえで、国民生活や社会・経済活動における電波に期待される役割に十分に配慮するとともに、電波の有効利用を通じて無線局全体への受益につながる具体的施策としては、①第1章で述べたように、デジタル化等の電波有効利用技術の導入が思うように進んでいない防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進や②新たな電波有効利用技術を早期に導入するための研究開発や国際標準化等の一層の推進、③第2章で述べたように、良好な受信環境の保護や安心・安全の向上に向けた電波利用環境の整備等を検討していくことが重要である。</p> <p>このような電波利用料の活用の方向性について具体的な検討を行うに際し、本検討会においては、「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(以下「電波利用料」という。)」の範囲について、基本となる考え方を明確にする必要があるとの認識の下、以下の事項を議論の前提として共有した。</p> <p>① 昨今、スマートフォンの急速な普及等により、移動通信トラフィックが前年度比2倍以上の割合で増加する等周波数のひっ迫が深刻化していることを踏まえると、電波の有効利用や周波数の移行等に一層強力に取り組む、他の無線システムに割当て可能な周波数を生み出すことや追加的な周波数の割当てを回避することにより、周波数のひっ迫状況を迅速に緩和する対策の必要性が高まっていること</p> <p>② 周波数のひっ迫は、電波が必要に応じて分配又は再分配されるべき有限希少な資源であることに鑑みると、それがあつた時点では一部の周波数帯において起こっているものであるとしても、結局、無線局全体にその影響が及ぶものであることから、このような周波数のひっ迫対策は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体に共通の利益をもたらすものであること</p> <p>③ また、平成17年の電波法改正において、電波の経済的価値を勘案した料額算定方式を導入すること併せて、携帯電話等エリア整備事業、電波資源拡大のための研究開発を電波利用料の使途に追加し、これらの事業を電波利用料に位置付けたこと</p> <p>④ 一方、電波利用料の活用にあつては、電波利用料財源を充てることが妥当であることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保するとともに、無線技術の進展や、国民生活における無線通信の役割の変化に適切に対応しているかどうかという観点から、不断の検証を行っていくことが重要であること</p> <p>【意見】 記載された①～④については、周波数ひっ迫対策が無線局全体の共通の利益となり得ることの確認が前提であったとしても、電波利用料の使途の拡大や歳出額全体の増加につながる可能性があるように留意する必要があると考えます。また、これまで電波利用料について整理されてきた考え方についても、改めて検討の対象とすべきと考えます。</p>	<p>本検討会においては、共益費用である現行の電波利用料制度の趣旨を十分に踏まえ、電波利用料の活用の在り方について検討してきたものです。</p> <p>なお、報告書案においては、検討にあつては、一層の支出の効率化を図るとともに、予算規模等については、無線局免許人に対する影響等について配慮しつつ検討すべきであるとしています。</p>
21	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (2)電波利用料制度の使途の追加 ②具体的な活用分野(防災、安心・安全等の自営系・公共系システムのデジタル化の推進)	<p>【原案】 一方、これらの無線システムのデジタル化については、 ア 技術試験事務の成果等を活用し、現在150MHz/400MHz帯で使用されているアナログシステムをデジタル化することにより、無線局数の増加や利用の高度化などの周波数需要を追加的な周波数の割当てを行うことなく吸収することを可能とするほか、260MHz帯への移行・集約を行うことにより、150MHz帯/400MHz帯を将来的に新たな用途に割り当てることを可能とする イ 消防救急無線については、150MHz帯の使用期限が平成28年5月末までと定められているが、期限内に移行が完了しなければ跡地周波数の活用が可能とならず、電波の有効利用が進まない ウ 東日本大震災等を踏まえ防災、安心・安全用途の無線システムの整備が急がれている一方で、地方自治体の財政力等が必ずしも十分でないために、デジタル化が思うように進展していないものであり、1.(2)①で示した電波利用料の新たな使途の要件に合致している。</p> <p>以上のことから、1.(2)①で示した電波利用料の新たな使途の具体的な活用分野としては、当面は、条件不利地域など財政力の観点から自力でのデジタル化が難しい市町村等を対象に、技術試験事務の成果等を活用し、150MHz帯及び400MHz帯を使用する防災行政無線及び消防救急無線をデジタル化するとともに、一体で260MHz帯へ移行する場合について、無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当である。</p> <p>なお、本検討会における議論においては、電波利用料を防災行政無線システムのデジタル化支援に活用することや周波数再編後の跡地周波数の利用方策について、携帯電話の利用者である国民の目線で納得感が得られるのかどうかという点についての指摘や、このような新たな支援を導入することにより、地方自治体等による自力整備がかえって進まなくなるモラルハザードが生じるのではないかとの指摘がなされた。</p> <p>この点については、防災行政無線や消防救急無線については、一義的には地方自治体が主体となって整備を行うべきものであり、デジタル化に関しては、国としても地方財政措置を講じることが困難な地方自治体が依然として存在している。他方、電波法上は、アナログシステムの使用期限以降の運用は認められないが、これらのシステムは、住民の安心・安全の確保に不可欠なものであり、電波の有効利用の観点からも、電波利用料財源を活用することによりデジタルシステムの早期整備を図っていくことが適当である。</p> <p>【意見】 防災行政無線や消防救急無線のデジタル化について、ア～ウの理由のみを持って、「1.(2)①で示した電波利用料の新たな使途の要件に合致している」と結論に至っている点については、違和感を覚えるものです。</p> <p>さらに、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化については、一般に地方自治体の財政状況が厳しいことは承知していますが、消防無線デジタル化は平成17年に消防庁より通知されているものであり、既に自力整備により移行している地方自治体もあることから、報告書にも記載されているように途中から電波利用料等により補助をすることで地方自治体等による自力整備がかえって進まなくなるという懸念は適切であり、電波利用料を用いるべきではないと考えます。</p>	<p>防災行政無線や消防救急無線のデジタル化については、ア～ウで示すように、電波のより一層の有効利用に資する無線システムの導入の加速化により周波数ひっ迫対策の強化に資するものであり、第3章1.(1)②で示すように、無線局全体に共通の利益をもたらすものであることから、電波利用料の使途として適切であると考えています。</p> <p>なお、支援にあつては、支援の対象を条件不利地域など財政力等の問題で自力で整備することが困難な地方自治体に限るなど、本来自力整備可能な自治体が支援を受けることのないよう、交付要綱等において支援の要件を明確に設定することが必要であると考えます。</p>

23	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ① 研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	<p>【原文】 ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。 その際、当該研究テーマに関する要素技術については、おおむね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。 イ 研究開発等の成果の普及の加速化を図るとともに、無線システムの国際標準化や国際展開を推進する観点からも、テストベッド等を有効活用した実証試験を推進する。 ウ 標準化の前段階、後段階を含めた国際標準化活動（ITU-R、IEEE等）へ継続的に参画することを可能とするため、旅費支出等の活動支援を行う仕組みの充実など、国際標準化連絡調整事務を充実強化する。</p> <p>【意見】 記載された「概ね5年以内に電波の有効利用に効果的な到達目標を実現することを要件として、継続の可否の決定や研究計画の見直しについて、継続評価を有効に活用していくことが必要である。」については、従来とおり5年以内を原則とするべきであり、また、現行制度における成果等の評価についてもより透明性の高い方策で定期的実施するなどの見直しも必要と考えます。 実証実験の推進や国際標準化活動の継続的参画のための活動支援については、少なくとも現状維持とし拡大するべきではないと考えます。</p>	<p>研究開発の実施に当たっては、現行の用途の規定に基づき、研究開発対象が真に必要な事項に厳選され、常に規律を保ち厳正な支出が行われるよう評価等の取組を充実させつつ、支出の効率化についても取り組んでいくこととしています。（報告書案P24参照）</p> <p>また実証実験の推進や、国際標準化活動については、既存の施策の運用等を見直すべきとする趣旨のものであり、電波利用料の用途の拡大を意図しているものではありません。</p>
24	第3章 電波利用料の活用 の在り方	1. 電波利用料の新たな活用分野 (3) 既存の活用分野の充実・強化 ② 電波利用環境の整備の促進等	<p>【原文】 ア 電波リテラシー向上に向けた取組 国民生活に急速に普及しつつあるスマートフォン等の無線システムについて、安心・安全な利用環境の確保、使い勝手の向上の観点にも配慮しつつ、適切な使用方法やセキュリティ対策等についての国民の意識を把握するとともに、それを踏まえたリテラシーの一層の向上や周知・広報を図ることは、利用者のより安心・安全かつ快適な電波利用に資するとともに、トラフィックのオフロードによる周波数のひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものである。このため、周波数の使用等に関するリテラシーの向上に向けた施策の一環として推進することが適当である。</p> <p>【意見】 記載された「安心・安全な利用環境の確保、使い勝手の向上の観点にも配慮しつつ、適切な使用方法やセキュリティ対策等についての国民の意識を把握するとともに、それを踏まえたリテラシーの一層の向上や周知・広報を図ること」については、電波の適正な利用の確保よりも広い範囲となっており、電波利用料の充当は適切でないと考えます。関係各所が取組むべき内容と考えます。</p>	<p>スマートフォン等に関する無線システムについて、リテラシーの一層の向上を図ることは、携帯電話トラフィックのオフロードによる周波数ひっ迫の緩和により、電波の適正な利用を通じ無線局全体の受益に資するものであることから、電波利用料を活用することは、電波利用料の趣旨に沿ったものと考えます。</p>
25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料の効率化等に関する課題 (2) 電波利用料額等の制度面の課題 ① 電波利用料額に関する課題	<p>【原文】 次期の電波利用料額の見直しに当たっては、電波利用料財源を充てることの公正性及び受益と負担のバランスなどの公平性を確保しつつ、以下の点について議論を深めていく必要がある。 ・ 電波利用料の軽減措置の在り方（無線局の特性に応じて適用される特性係数、国等の無線局の減免措置、新規参入事業者への軽減措置等） ・ 電波の経済的価値の反映の在り方（周波数の有効利用状況の勘案等） ・ 免許不要局に対する電波利用料徴収の是非 ・ スマートメーター等の新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 ・ 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方 ・ オークションが導入された場合において、オークションにより周波数を割り当てられた無線局に係る料額設定の在り方</p> <p>【意見】 電波利用料は平成5年の導入当時70億円から平成23年715億円と10倍に膨れており、電波利用料額の見直しの際も、将来的な電波利用料の歳出全体の圧縮を見据えた検討が行われることを要望します。 記載された「電波利用料の軽減措置の在り方」において、特性係数の見直しや新規参入事業者への軽減措置が具体的内容として挙げられたことについて賛同します。 特性係数については、平成22年8月30日「『次期電波利用料の見直しに関する基本方針』の公表及び意見募集の結果 基本方針」において、「各無線システムの使用帯域幅に応じて負担する部分については、各無線システムの特性を勘案しているが（特性係数の適用）、次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する」と取り纏められています。本検討においては、免許人全体の中での社会性と負担において公平性が保たれているかの観点で特性係数の廃止も含めて見直しをおこない、現在生じている免許人間のアンバランスを是正すべきと考えます。 新規参入事業者への軽減措置については、事業の育成や公平な負担の観点から事業を圧迫する要因とならないよう負担する電波利用料に上限値を設定する等の枠組みを検討すべきと考えます。</p> <p>また、オークションが導入された場合には、オークションにより割り当てられた無線局に係る電波利用料の料額設定の在り方において、各用途について重複徴収とならないように検討を行うべきと考えます。</p> <p>最後に記載された検討項目への追加としては、以下を要望します ・ 周波数有効利用を踏まえた、現在無線局単位で電波利用料が課されているシステムに対する電波利用料の算定方法の在り方（利用帯域幅での電波利用料の算定への移行） ・ 複数の通信方式が利用可能となる移動局の電波利用料の在り方（重複徴収への配慮等） ・ 「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が平成28年度に終了した後、電波利用料の削減の在り方</p>	<p>頂いた御意見は、電波利用料の軽減措置の在り方、電波の経済的価値の反映の在り方、新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方に関連する課題として、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。 また、「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用が平成28年度に終了した後の電波利用料額の在り方については、次々期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。</p>

25	第3章 電波利用料の活用 の在り方	2. 電波利用料制度の効率化に関する課題 (2)電波利用料額等の制度面の課題 ②電波利用料制度の枠組みに関する課題	<p>【原文】 現行の電波利用料の使途は、平成20年の電波法改正の国会審議により、使途の明確化の観点から全ての使途が電波法に限定列挙されている。 電波利用料制度については、このような経緯を十分に踏まえつつ、電波利用を取り巻く状況への柔軟かつ的確な対応への要請と使途の透明性確保に対する要請との間で、常に十分にバランスのとれた制度としていくことが必要である。</p> <p>【意見】 前述の当社意見の通り、電波利用料歳出については将来的には圧縮することが適切と考えます。したがって使途拡大はすべきではなく、既存の使途においても不断の見直しを行い、歳出及び料額の削減をすべきと考えます。さらに、使途追加の歯止めとしての法律における限定列挙を継続すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、次期の電波利用料額の見直しの検討に当たっての御意見として承ります。 また、限定列挙については、現行制度を支持する御意見として、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
65	4	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 ①携帯電話基地局等の無線局の免許手続	<p>【原案】 このため、携帯電話基地局等の無線局について、あらかじめ技術基準への適合性を示す技術基準適合証明等を取付していない無線設備を使用する場合や他のシステムと周波数を共有する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除き、原則として、包括免許の適用をフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局にも拡大することについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】 携帯電話基地局等の無線局の包括免許化について、事務手続き等負担の軽減に繋がりますが、免許が一になることから、第2章にある「電波の利用状況の見える化の推進」と相反するのではないかと考えます。 携帯電話利用者においては、事業者が公開しているエリアマップしか利用箇所の判断材料がないこととなり、事業者が虚偽のエリアマップを作成した場合、利用者に不利益となります。 事業者に対して、正しいエリアマップを作成する、基地局数をウェブサイトで公開するよう義務付けるなどの条件を付けることを求めます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 なお、ウェブサイトで公表している無線局等情報検索の結果は、無線局の免許に基づく情報を示すものであり、通信エリアや通信品質等を表すものではありません。また、虚偽のエリア情報により携帯電話事業者が契約等を行うことは、電気通信事業法等の規定により問題となります。また、サービスの提供エリアについては、適正な表示をすることが利用者利益の保護の観点から重要であり、総務省としても広告等の表示の適正化のため、一層の取組を促していくこととしています。</p>
9-10	第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し	2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保 (3)自己確認制度の適用の拡大と不適合機器の流通防止 ②技術基準不適合機器の流通防止	<p>【原案】 このため、事前措置としては、現に混信が発生していない段階においても、効果的に不適合機器の流通を抑制するため、市場に出回る微弱で免許不要と称する無線機器について流通の実態調査を強化するとともに、流通する製品の試買テストを新たに実施し、製造業者や販売業者等に対して、その測定結果を公表・指導・注意喚起し、不適合機器の流通の抑制を図ることが適当である。</p> <p>【意見】 現在の電波法では、不適合機器の販売業者に対しては罰則が設けられていません。このような業者が不適合機器であることを知りつつ販売した場合、何も知らない消費者が電波法違反の罪に問われます。 このため、不適合機器であることを知りつつ販売した業者については、公表・指導・注意喚起だけではなく、なんらかの罰則も必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見にある不適合機器の販売業者に対しての罰則については、まずは、試買テストを実施し、その効果を評価した後に検討すべきと考えます。 なお、頂いた御意見については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
66	13	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (3)電波リテラシーの向上	<p>【原案】 昨今のスマートフォンの急速な普及による無線LAN利用者層・利用形態の変化等を踏まえ、利用者のより安心・安全な利用の確保や、携帯電話トラヒックのオフロードによる電波有効利用対策の観点から、スマートフォン・無線LAN等に関する国民全体のリテラシー向上に向けて取り組むことが適当である。</p> <p>【意見】 高度コミュニケーション社会を支える「貴重な社会資源である電波」の有効利用を促進しなければならないことは論を待たない。「電波の有効利用」の視点は、従来は電波行政は当然のこと、電波を利用する機器の高度化(研究開発者の立場)、電波システムの運用の高度化(事業者、運用者の立場)での施策が主体となっていた。 しかし、昨今の電波利用システム・サービスの多様かつ広範囲な普及により、それらは社会生活に不可欠な環境を形成するようになってきている。そのことから、生活を取り巻く電波環境の理解なくして適切なシステム・サービスの利用に齟齬が生じるのみならず利用に対する正確な理解は同一システム・サービスを他利用者に害を及ぼす可能性も生じる。また、電波の利用効率を高めることは必然的に異種システムの混在や時間的・地理的な使い分けの度合いが高まることを意味しており、利用者自身による利用環境の理解が、そのような使い分けが適切に運用されるかどうかの前提ともなる。 このような認識に立ち、報告書(案)の上記原案は極めて適切な方針であるとする。 しかし「携帯電話トラヒックのオフロードによる電波有効利用対策の観点から」という記述は一つの事例であったとしても、これから出てくるであろう種々の高度なシステム・サービスを想定すると「電波利用の基本的なリテラシー向上」という観点からは矮小化されたリテラシーのイメージを与えかねず、文章の改善が必要であるとする。 また、利用者としての電波環境の理解とその適切な利用のリテラシー向上を促進するには、一般的な啓蒙はもとより適切な教育やリテラシーの基準や認定の推進が必要であり、例えば高等学校の教科「情報」の指導要綱に一定の教育内容を盛り込むこと、高専、大学などでの専門教育の中に一定の位置づけをすること、あるいはリテラシー認定基準を制定すること、等々の具体的検討を開始する必要があることを文章として加える必要があるとする。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、報告書(案)においては、昨今のスマートフォンの急速な普及による無線LAN利用者層・利用形態の変化等を踏まえ、利用者のより安心・安全な利用の確保や、携帯電話トラヒックのオフロードによる電波有効利用対策の観点から重要となっていること等を踏まえ、スマートフォン・無線LAN等に関する国民全体のリテラシー向上について記述しているものです。 「一般的な啓蒙はもとより適切な教育やリテラシーの基準や認定の推進」に関する御意見については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

67	5	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局の運用 (1)免許局の規律の簡素化 (2)アマチュア無線局の手続の簡素化	<p>【原案】 技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は無線従事者資格の操作範囲内であり、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。</p> <p>【意見】 提案に賛成である。その上で、200Wを超えるアマチュア局にも本案の考えを適用すべきである。</p> <p>200Wを超えるアマチュア局の殆どは技術基準適合証明を受けた無線設備に出力増幅器を付加して開局している。アマチュア局の開局(または変更)に当たっては国(または認定業者)による立ち入り検査が行われ、申請通りに無線設備が整備されているか、電波の質は確保されているか、そして近隣への電波妨害の有無を確認してから無線局免許が付与されている。しかるに、現に使用中の無線設備(技術基準適合証明機を変更する場合、再度立ち入り検査を受けなくてはならない。きわめて形式的かつ不合理である。なぜなら電波の出力は同じなのであり電波妨害が生じる恐れは無いこと、そして技術基準適合証明を受けた無線設備なのであるから電波の質に影響が生じる心配も無い。さらに地方総合通信局によって再検査が省略されたり、必要だったり免許業務がバラバラである。よって200Wを超えるアマチュア無線局においても、技術技術適合証明を受けた無線機に交換する場合は200W以下の無線局同様、変更検査を省略するようにすべきである。</p> <p>アマチュア局の無線設備を国が登録・管理し立ち入り検査を行う合理性はもはや消失しており、本制度は国にとっても国民にとっても大きな負担になっている。欧米諸外国で、このような不合理な免許制度をとっている国は我が国以外存在しない。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>空中線電力200W超の無線局は、他の無線局への混信等の影響が大きいことから、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認していくことが必要と考えられますので、簡素化の対象として検討は行っていません。</p>
	13	第2章 利用者 視点に 立った 電波の 有効利用 の促進	1. 無線局の良好な受信環境の保護 (2)家電製品等から発生する不要電波等への対策	<p>【原案】 家電製品等から放射される不要電波について、電波法では高周波利用設備として規律しており、LED照明及び電子制御が組み込まれた電気機器など将来的にヘルスケア機器など他の無線通信に影響を与えるおそれがある設備等について、国際無線障害特別委員会(CISPR)規格との整合性等を図りながら、順次、具体的な規律の対象として検討すべきである。</p> <p>【意見】 2～30MHzまでの全周波数を利用するPLCは電波資源の監視上極めて異常であり、他の無線局に重大な受信障害を起こすことが危惧され、そのため平成19年に屋内使用に限って許可されるまで厳しく規制されていた。現在のPLCの技術基準では電力線から漏洩する雑音電波によって無線局に受信障害が生じることを実験により確かめられている。しかし受信障害を生じても漏洩した雑音電波には識別符号が存在しないため発生源を知ることは不可能である。そのため受信障害の報告は無いかのようにになっている。これは正しくはない。PLCに相当する代替技術が急速に進歩・発展しており、原理的に受信障害を生じるPLCは電波環境を害する技術であり厳しく規制すべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。</p>
	15	第2章 利用者 視点に 立った 電波の 有効利用 の促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (1)電波行政の見える化の推進 (2)電波の利用状況調査の見直し	<p>【原案】 ・現行の調査サイクル(3年)を維持しつつ必要に応じ特定周波数帯を一定期間、毎年度調査を行うなど適時柔軟に調査を実施 ・既存の調査方法に加え、個人情報等の取扱いに留意しながら総務省の電波監視システムを活用した電波の実測調査を評価手法として補完的に活用 ・調査結果はオープンガバメントの一環として、二次利用が可能で閲覧者が活用しやすい形式で公表</p> <p>【意見】 本提案に賛成である。ITUの第三地域には3.5～3.9MHz帯はアマチュア業務と他業務の共同使用と規定されている。ところがこの周波数帯で無線局免許が与えられている業務局の多くは実際に無線通信業務を行っていない、いわば幽霊無線局である。</p> <p>電波の有効利用の観点から長期間運用実績の無い無線局には免許を更新すべきではない。仮に非常時等のためのバックアップ回線として無線局免許を維持するのであれば、通常はアマチュア局と共用で使用し、非常時には業務局が優先使用できるという弾力的な免許制度に改め、電波の有効利用を図るべきである。</p>	<p>アマチュア無線局周波数の拡大については、今後の電波行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
	15	第2章 利用者 視点に 立った 電波の 有効利用 の促進	3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上 (1)電波行政の見える化の推進 (2)電波の利用状況の見える化の推進	<p>【原案】 電波は見えにくいものであることから、「見えにくいものは責任が持てない、納得できない、協調できない」との指摘があるように、電波を国民に広く分かりやすく「見える化」するための取組は、電波政策を考える上で重要な役割を担うものであり、オープンガバメントの一環として、これを着実に推進することが適当である。</p> <p>【意見】 電波の利用状況を、国民に広く分かりやすく提示する取組として「電波の利用状況の見える化」は大いに進めるべきと考えます。総務省が進めるWEBページの取組にも賛同します。</p> <p>一方、現在公開されているWEBページは辿りにくいと思います。ユーザーインターフェースも工夫し、使い勝手のよいシステムを実現頂きたいと思います。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、「無線局等情報検索」ページに関する御意見については、今後、総務省においてホームページを作成する際の参考とさせていただきます。</p>
	23	第3章 電波利用 分野の 活用 の在り方	1. 電波利用分野の新たな活用 (3)既存の活用分野の充実・強化 ①研究開発、国際標準化及び国際展開の一層の促進	<p>【原案】 ア 研究開発の裾野を広げ斬新な技術・アイデアを発掘するとともに、若手研究者や中小企業の機会を広げ、幅広い可能性を創出し、先進的かつ独創的な研究課題を実施する機会をより広げる観点から、研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設ける。</p> <p>【意見】 研究開発内容を国があらかじめ設定するのではなく、民間の自由な提案公募により受け付ける仕組みを新たに設けることは、独創的な研究開発を推進するために有効であり、本取組みに賛同します。</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p>

【株式会社日立製作所】

69	22	第3章 電波利用料の 活用の 在り方	1. 電波利用料 の新たな活用 分野 (2)電波利用料 制度の用途の 追加 ②具体的な活 用分野(防災、 安心・安全等の 自営系・公共系 システムのデジ タル化の推進)	<p>【原案】 以上のことから、1.(2)1で示した電波利用料の新たな使途の具体的な活用分野としては、当面は、条件不利地域など財政力の観点から自力でのデジタル化が難しい市町村等を対象に、技術試験事務の成果等を活用し、150MHz帯及び400MHz帯を使用する防災行政無線及び消防救急無線をデジタル化するとともに、一体で260MHz帯へ移行する場合について、無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことか適当である。</p> <p>【意見】 本文の中で示されている通り、「電波利用料の新たな使途の具体的な活用分野」として「無線設備の整備費に対して一定の補助を行うことが適当」という方針は理にかなっているものと考えますが、ただし「一体で260MHz帯へ移行する場合について」のみに適用する方針につきましては、再考の余地があるものと考えます。 例えば、当協議会にて推進しております「地域アクセスバンド」免許制度は、2.5GHz帯BWAバンドで運用する汎用のIP無線システム「WiMAX」を扱うもので、一般に「地域WiMAX」として知られておりますが、地方自治体等の公共利用としても使われる地域毎の運用が可能な免許制度(システム)であります。ここ最近の利活用状況では、地域免許の特徴でもある“防災・安全・安心”を活かし、いわゆる「防災WiMAX」として防災行政無線や消防救急無線等の同報・移動を含めて“補完あるいは置換システム”として地方自治体で使われ始めております。その実現形態は、地元のケーブルテレビ事業者(地域WiMAX事業者)のネットワークを地方自治体が利用するケースもあれば、今年度は地方自治体自らが地域WiMAX免許を取得して防災WiMAXとしての利活用に乗り出すケースも出てきました。 旧来のアナログ系防災システムからのデジタル移行として、地方自治体が260MHz帯以外のシステムを選択する方式は“地域WiMAX”だけではないと思われませんが、地方自治体を選択権はあるものと考えます。 今回のような、特に「早期に150MHz帯/400MHz帯を解放して、電波の有効利用を進めたい」といった目的も考慮すれば、「無線設備の整備費に対して一定の補助」は“260MHz帯システム”という「方式」に対してではなく、移行する自治体の「行為」に対して行なうことが、最も適切であると考えます。そうした視点で一定のルールを整備し、移行を促すことで、より一層のスピード感を持った電波の有効利用が叶うのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ハートネットワーク】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、地方自治体の多くはアナログ方式による防災行政無線を自ら整備(自営系)しており、その使用周波数は150MHz帯と400MHz帯に混在しております。 防災行政無線のデジタル化により、無線通信の高度化が図られることに加え、周波数が260MHz帯へ移行・集約されることにより、自営系無線システムの統合化・共用化が図られ、これにより災害発生時の無線設備の操作性及び地方自治体間の相互運用性等が格段に向上するものと考えます。 これらを踏まえ、まずは、消防・救急無線と一体でデジタル化を行う260MHz帯における自営系無線設備の整備に対して、支援を行っていくことが適当であると考えています。</p>
70	5	第1章 電波利用環境 の変化に 応じた 規律の 柔軟な 見直し	1. 電波有効利 用を促進する柔 軟な無線局の 運用 (1)免許局の規 律の簡素化 ③アマチュア無 線局の手続の 簡素化	<p>【原案】 このため、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合は、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。</p> <p>【意見】 「アマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定する」という内容については、賛成である。 しかしながら、上記適用に「技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合」の条件を課すことには反対である。</p> <p>【理由】 アマチュア無線家は、プロではないがそれなりの知識を有したアマチュアである。 また、アマチュア無線の趣味の特性は、無線設備の変更による実験とその検証を繰り返し、常に電波の飛びを良くしようと探求する。または、各人が興味をもつ内容について、より高みを目指すことを繰り返すものである。 この内容は、 「技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合」の条件に合致しない。 ゆえに、上記条件を課すことは、多くのアマチュア無線家に対しては、手続きの簡素化にはつながらない。 またこの条件を課した場合、実験と検証を繰り返すという、本来のアマチュア無線の楽しみ方を、単に既存の設備を使用した通信を楽しむものへとアマチュア無線の定義と認識を変えられかねない。 そのような誤解を世間に生むことは、アマチュア無線家にとって大きな損失であり、電波に興味や知識を有しないにもかかわらず、無責任に電波を利用し、無線環境を悪化させる人々の割合を高めることとなる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、自作した無線機等、技術基準適合証明を受けていないものは、工事設計の審査とともに、無線設備等が法令の規定に合致しているか否か確認が必要であるため、手続の簡素化の対象として検討しておりません。</p>